

右御料理被下 御使無之盃臺出之、老中出席、過而 右大將様より被下御盃臺出之、能登守出席御盃臺被下旨演達之

菊之間屏風を以仕切

右大將様より

御盃臺一 松平越前守

右御料理被下、老中出席盃臺出之 御使老中、過而 右大將様より御盃臺被下 御使能登守

菊之間屏風を以仕切

右大將様より

御盃臺一 松平彈正大弼

右御料理被下 御使は無之盃臺出之、老中出席、過而 右大將様より被下御盃臺出之、能登守出席御盃臺被下旨演達之

紅葉之間

右大將様より

此席え出來り候
表大名四品共

同 嫡子

右次第同前

柳之間

右大將様より

御譜代大名

同 嫡子

右御料理被下老中出席、二獻過而 右大將様より被下御盃臺出之、能登守出席御盃臺被下旨演達之

右大將様より

表大名

御盃臺五

同 嫡子

右次第同前、相濟而交代寄合并表高家御料理被下

一御能過、紀伊殿尾張殿水戸殿水戸中將殿松平越前守如今朝 公方様 右大將様 御對顔、御饗應之御禮老中

言上之、畢而最前之席え被退去、于時御間之御襖障子老中開之、諸大名 御目見御饗應之御禮老中言上之、

相濟而御襖障子閉之

一紀伊殿尾張殿水戸殿水戸中將殿御書院番所前板縁に而老中謁之、御禮被謝之退出

御能明細書

翁

三番叟

彌太郎

面箱持

千歳

彌太郎弟子
兒玉十郎左衛門

連

寶生大夫弟子
日吉壽八

寶生大夫弟子
松本彌八郎

寶生大夫

同 斷

高安爲右衛門

老松

彦太郎

市郎兵衛

兵次郎

彦太郎弟子
春日孫平
同斷
井上四郎兵衛

政次郎弟子
青木茂吉
政次郎
同斷
松井榮吉

又六郎

彌太郎弟子
宮野孫左衛門

間

太郎くはじや
八右衛門弟子
平野卯之助

萩大名

八右衛門

あと
同斷
藤井兵三郎

金剛大夫

萬作弟子
富田次郎左衛門

助五郎

箴

萬作
同斷
齊藤芳次郎

長右衛門

喜三八

間

仁右衛門弟子
岡本才次郎

福の神

傳右衛門

あと
傳右衛門弟子
成井源之丞

同斷
山本吉右衛門

七大夫

新之丞弟子
山田金三郎

三太郎

東北

新之丞
同斷
土田孫之丞

小左衛門

小八郎

間

彌太郎弟子
鈴木三左衛門

觀世大夫
子方 服部熊之助

權右衛門弟子
尾崎半七郎

九郎兵衛

惣右衛門

船辨慶

權右衛門
同斷
尾崎半左衛門
大塚清三郎

新九郎

庄兵衛

間

仁右衛門

金春大夫

茂十郎弟子
松田東藏

孫七郎

甚三郎

祝言

茂十郎
同斷
須賀牧之助

岩舟

金三郎

勘兵衛

御能御作法書

徳川禮典附録 卷九下

四月十三日

一今度 御轉任 御兼任相濟候爲御祝儀御能就被 仰付候高家、鷹之間詰同嫡子、御奏者番同嫡子、菊之間縁類詰同嫡子、其外御留守居諸番頭、諸物頭、布衣以上御役人、且又 御目見以上之役人、寄合御番衆、儒者、醫師登 城但 西丸共 出御以前何も見物之席え着座

一大廣間 公方様 右大將様出御 御長袴

御先立 老 中

公方様 御刀 右大將様 御刀

御下段 御着座

一御間之御襖障子老中開之、御次伺公之面々一同 御目見、御能見物之御禮老中言上之、畢而御襖障子閉之

一御能 上覽之御席え 御着座 御簾中奥御小性勤之

一御能初若年寄勤之

鷹 之 間

芙蓉 之 間

右大將様より 詰衆 御奏者番

御盃臺三 詰衆御奏者番之嫡子

同 斷 菊之間縁類詰 同嫡子

右御料理被下老中出席、過而 右大將様より被下御盃臺出之、能登守出席御盃臺被下旨演達之

一高家、御留守居諸番頭、諸物頭、布衣以上之御役人、且又 御目見以上之役人、寄合御番衆、儒者醫師等於

席々御料理被下之

一御能 上覽、畢而 入御 但 御能過 御目見無之

御能明細書

三番叟 傳右衛門

翁

千 歳 傳右衛門弟子 名女川六右衛門

連 金剛大夫弟子 幸善四郎

天女 同斷 高安彌十郎

金剛大夫

權右衛門弟子 山田傳左衛門

鍊三郎

權八郎

難波

同斷 權右衛門 尾崎半左衛門

長右衛門弟子 村井清藏

同斷 長右衛門 池上四郎兵衛

庄兵衛

間

徳川禮典附録 卷九下

權之丞弟子 岡村茂一郎

いくる

權之丞

ていしゆ 權之丞弟子
岡田七右衛門

さん置 同斷
浦井新右衛門

忠度

庄左衛門

大次郎弟子
尾崎半七郎

兵助

甚兵衛

同斷
山田傳次郎

五郎兵衛

彌太郎弟子
鷹巢太郎

間

釣狐

彌太郎

あと 彌太郎弟子
大藏彌惣右衛門

連 觀世大夫弟子
口吉貞之丞

同斷
清又五郎

觀世大夫

彦太郎弟子
高安喜十郎

市郎兵衛

江口

同斷
彦太郎

又太郎

同斷
高安庄太郎

清次郎

間

權之丞弟子
矢田清右衛門

寶生大夫弟子
龍神 已野松太郎

寶生大夫

三郎右衛門

長次郎

張良

新之丞

清五郎

庄吉

間

彌太郎弟子
上松堅之進

七大夫

金之助弟子
土田孫之丞

三郎四郎

權次郎

祝言

金之助

養老

同斷
寅菊次郎

長三郎

權六郎

御能御作法書

四月十五日

一今度 御轉任 御兼任相濟候爲御祝儀御能就被 仰付候、高家、鷹之間詰同嫡子、御奏者番同嫡子、菊之間
縁頼詰同嫡子、其外御留守居諸番頭、諸物頭、布衣以上御役人、且又 御目見以上之役人、寄合御番衆、儒
者、醫師一昨十三日不罷出分登 城西丸共 出御以前何も見物之席え着座
一大廣間 公方様 右大將様 出御 御長袴

御先立

老

中

公方様 御刀 右大將様 御刀

御下段 御着座

一御間之御襖障子老中開之、御次伺公之面々一同 御目見、御能見物之御禮老中言上之、畢而御襖障子閉之
一御能 上覽之御席え 御着座 御簾中奥御小性勤之
一御能初若年寄勤之
一御料理被下候席々一昨十三日之通
一右大將様より御盃臺被下候儀も一昨十三日之通
一御能過 御目見は無之

御能明細書

三番叟

仁右衛門

翁

千歳

仁右衛門弟子 岡村茂一郎

前連 七大夫弟子 日向富三郎

同断 天女 深尾權八郎

七大夫

茂十郎弟子 原勝之丞

九郎兵衛

新三郎

東方朔

茂十郎

同断 須賀牧之助

清五郎 清五郎弟子 吉澤小三郎

同断 幸貞次郎

又六郎

間

同断 官人 仁右衛門弟子 外山五助

同断 仙人 矢田清右衛門

同断 同断 矢田次郎助

同断 同断 植松林藏

同断 同断 浦井八十次郎

同断 同断 岡本才次郎

同断 同断 岡本助次郎

八幡の前

彌太郎

彌太郎弟子 しうと 鈴木三左衛門 同断 太郎くはじゃ 春日芳三郎 同断 おしへて 脇本藤三郎

織部

大次郎弟子 山田傳左衛門

三郎四郎

與三郎

實盛

大次郎 同断 尾崎半左衛門

清次郎

甚兵衛

千鳥

八右衛門

主 入右衛門弟子 大藏又市

あと 同 平野卯之助

寶生大夫

新之丞弟子
瀧澤三右衛門

三太郎

惣右衛門

六浦

同 新之丞
尾上張十郎

新九郎

甚兵衛

間

連 觀世大夫
西村三郎兵衛

鍊三郎

仁右衛門弟子
岡田七右衛門

鉢木

萬作
萬作弟子
齊藤十郎兵衛

小左衛門

庄兵衛

間

六郎

新之丞弟子
富田次郎右衛門

半助

長五郎

祝言

權平
池田岩之助

甚太郎

庄吉

金札

彌太郎弟子
太刀持 鈴木忠助
早打 同 鈴木左四郎

四月廿八日

此度之爲御祝儀、於西丸 公方様え御膳被進、御座間於御舞臺御能有之

一殿中熨斗目半袴

一溜詰御譜代衆、鷹之間詰御奏者番、菊之間縁頼詰父子共、且高家、布衣以上御役人、法印法眼醫師西丸え登城

一右之面々御能見物被 仰付、御料理被下之

一老中、若年寄中 御成以前西丸え參上

一公方様 御入之節 右大將様 御出迎

一公方様御駕籠より 出御之節 右大將様御先え 御立被遊

△西丸老中
御先立 松平能登守

一老中、水野出羽守、其外御白洲え罷出

一大廣間三之間より柳之間通り、四季之間鷹之間芙蓉之間細廊下より中之間御用部屋脇廊下、土圭之間より奥

え被爲入

一御休息間御上段 公方様 右大將様 着御熨斗目 御對顔 此節老中能登守御縁頼え罷出

一右大將様 御退座被遊

御熨斗匏

右 御持出被差上之、直に 御左之方 御着座、此時老中能登守 御目見、何も御祝儀申上之

一溜詰出仕之面々 還御之節 御目見に不及何も退散
 一還御以後 右大將様御休息間 御着座、能登守被 召出 御本丸え爲御禮被差遣候に付 御口上被 仰含之
 退去、過而老中、能登守 御目見、次に水野出羽守 御目見、畢而 御本丸、西丸若年寄中 御目見
 一西丸大奥女中え御料理被下之
 一御本丸大奥女中え吸物御酒被下之

御能明細書

翁 三番叟 彌太郎
 面箱持 彌太郎弟子 大藏彌惣右衛門
 千歳 寶生大夫弟子 松本彌八郎

連 寶生大夫弟子 日吉謙之進

高砂 彦太郎

彦太郎 井上四郎兵衛

鍊三郎

惣右衛門

同斷 竹内忠兵衛

長右衛門弟子 村井清藏

甚兵衛

同斷 池上四郎太郎

彌太郎弟子 脇本藤三郎

間

入間川

仁右衛門

何某 仁右衛門弟子 岡本助三郎

六三郎 同斷 岡田七右衛門

連 金剛大夫弟子 大供彌三郎

金剛大夫

茂十郎弟子 畑德三郎

三郎四郎

八嶋

同斷 茂十郎 原勝之丞

甚太郎

小八郎

間 那須

甚太郎

八右衛門

鞍馬參

彌太郎

九郎兵衛

主 彌太郎弟子 大藏半助

金春大夫

新之丞弟子 瀧澤三右衛門

九郎兵衛

五郎助

龍田

同斷 新之丞 尾上張十郎

清次郎

又六郎

間

觀世大夫

權右衛門弟子 山田傳次郎

三太郎

兵次郎

道成寺

同斷 權右衛門 尾崎半左衛門

新九郎

庄兵衛

間

權之丞

權之丞弟子
浦井新右衛門

七大夫

新之丞弟子
山田金三郎

半助

彦兵衛

祝言

權平

金札

同斷
土田孫之丞

利左衛門

權六郎

六月十三日

一御座間御上段 公方様 右大將様 御着座

御轉任に付京都
御使歸

松平肥後守

右出座

御目見老中披露

上意有之、御上段え上り 禁裏

中宮 東宮より之

御返事申上、御下段え退于

時 御使御用相勤難有旨老中言上之 上意有之、老中御取合申上退去

御兼任に付京都
御使歸

松平大和守

右次第同前

高家

織田主計頭

中條河内守

右一同出座

御目見老中披露、京都より罷歸候旨老中言上之 上意有之、老中御取合申上退座、過而肥後守、

大和守持參候女房之奉書并

中宮御産之御祝儀被進候付、主計頭持參候女房之奉書老中持出備

御前、相濟而

茶宇嶋十卷
干鯛一箱

松平肥後守

右出座若年寄披露

上意有之、老中及御取合退去

但 箱着は御前え不出

茶宇嶋十卷
干鯛一箱

松平大和守

右次第同前

和紙一箱

織田主計頭

右出座若年寄披露、次第同前

和紙一箱

中條河内守

右次第同前

御能御作法書

九月廿七日

一今度 御轉任

御兼任相濟候爲御祝儀御能就被

仰付候、日光御門跡被登

城、且又増上寺大僧正、金地院、

護持院其外出家中、山玉別當觀理院、同神主樹下日向、氷川明神別當大乘院等登

但 松平隱岐守先

達而御能之節日光爲 御名代罷越候に付、此度見物被 仰付

一御白書院 公方様

右大將様 出御 御長袴

御先立

老

中

公方様

右大將様

御刀

御上段 御着座

日光御門跡

右於御上段 御對顔高家披露直に 御右之方被着座、御祝儀之御能見物且御歸寺に付、先達而 御使、今日御對顔忝由老中言上之 上意有之、老中御取合申上之被退座、此節御下段迄御一同 御送り 御門跡大廊下休息所え被相越

一大廣間 公方様 右大將様 渡御

御先立 老 中

御下段 御着座

一御間之御襖障子老中開之、御次伺公之面々并増上寺其外出家中一同 御目見、御能見物之御禮老中言上之、畢而御襖障子閉之

一御能 上覽之御席え 御着座 御簾中奥御小性勤之

一御門跡御能見物之席え被相越、高家令案内

一御能初若年寄勤之

一翁三番叟相濟而以御側衆老中 召之、御門跡え緩々見物可被在之旨被 仰遣之増上寺えは 御使無之

一御能三番過而 御中入

御白書院

右大將様より 御盃臺一 日光御門跡

右御饗應 膳部七五三 老中出座及挨拶、二獻過而盃臺出之、此節 御使老中、一獻過而從 右大將様被遣候御盃臺出之、初之盃臺と引替 御使能登守、畢而膳部撤之、茶并餅菓子出之

竹 之 間

右大將様より 御盃臺一 増上寺大僧正

右御饗應 膳部薄盤 二獻過而盃臺出之、此節 御使老中、一獻過而從 右大將様被下候御盃臺出之、初之盃臺と引替 御使能登守、畢而膳部撤之、茶并餅菓子出之

柳 之 間

右大將様より 御盃臺一 松平隱岐守

右御料理被下之 御使は無之老中出席、過而從 右大將様被下候御盃臺出之、能登守出席御盃臺被下旨演達之

一金地院、護持院、樹下日向、氷川明神別當大乘院等於席々御料理被下之

一重而大廣間 公方様 右大將様 出御、御能 上覽、畢而御間之御襖障子老中開之、日光御門跡 御對顔、

且又増上寺始其外出家中 御目見、御饗應之御禮老中言上之 上意有之、相濟而 入御

一御門跡退去之節、老中殿上之間迄送之

一御門跡從御玄間被立歸、於殿上之間板縁被謁老中、御禮被述之退出

御能明細書

三番叟

權之丞

翁

千歳

權之丞弟子
鷺健次郎

前連 金春大夫弟子
同 金春庄之丞
天女 中村孫次郎

加茂 金春大夫

萬作弟子
吉田彦市郎
同 萬作
同 建部四郎兵衛

助五郎

五郎助

權九郎弟子
中村山三郎

權九郎

小八郎

同 藤井平七

間御田

彌太郎

早乙女 彌太郎弟子
同 大藏彌惣右衛門
同 大藏半助
同 脇本藤三郎
同 脇本藤三郎
同 宮野孫左衛門
同 鈴木忠助

同 渡邊林八郎
同 脇本軫次郎
同 脇本左四郎
同 廣井勝之助
同 鷹巢太郎

惠比須尾沙門

仁右衛門

仁右衛門弟子
しうと 浦井新右衛門
同 毘沙門 岡本助次郎

兼平 求馬

金之助弟子
山田金三郎

三郎右衛門

喜三八

同 井上彦次郎

利左衛門

間

昆布うり

傳右衛門

仁右衛門弟子
矢田次郎助
あと 傳右衛門弟子
成井源之丞

檜垣 金春大夫

彦太郎

市兵衛

庄兵衛

間

觀世大夫弟子
義經 清又五郎
子方 同 日吉金太郎
同 立衆 同 齊藤與三郎
同 同 日吉小五郎
同 服部作十郎

八右衛門

觀世大夫

三太郎

兵次郎

正尊

權右衛門

起證文

新九郎

又六郎

同 彌石 只助

同 彌石 只助

阿彌和 吉貞之丞

立衆 梅若半藏

同 福王甚五郎

間

彌太郎弟子
兒玉十郎左衛門

八左衛門

茂十郎

半四郎

彦兵衛

亂

長右衛門

富三郎

將軍徳川家禮典附録 卷之九下 終

將軍徳川家禮典附録 卷之九附屬

文政五壬午年御轉任之記

空にみつやまとしま根のまつりこと、ふたらのおほむ神にゆたね給ひしよりこのかた、ときぬのみたれたることなく、年はふたもちあまり、代はとつきになんこえ給ひける、あら玉のとし月にそひて、つきく世ををさめ給ひつゝ、梓弓やしまの外までも従ひまゐらす事、百草の風になひき、千本の花の御歳さかふるにもたへつへし、我君御代しろしめして星の位ふみそめ給ひしより、あめかしたまつりことへたまふ事も三十とせあまり六とせにならせ給ひ、御齡もいそしにみちさせ給ひぬ、西の御所のおほいものまうすつかさに任し給ひしよりも、はや二十とせあまり六とせになむなりたまひける、されはうちひさすみやこわたりにも其きこえありて、ことさらにおほしおきてさせ給ふあまりにやあらむ、去年の冬より兩御所御昇進のあらまし有しかは、まつ古河侍從土井大炊頭源利厚朝臣の事を奉り、津のかみ紀正敦堀田少老およひ源盛昭須田左衛門藤原の正榮羽太左京源定朝松平左金吾藤原時亮細田小兵衛藤原忠篤泉本正助源の正武竹内平左衛門平の毅胤布施藏之丞ふちはらの利宇蘆屋源五左西城の目付藤原忠篤納戸頭源の正武西城納戸頭平の毅胤奥右筆組頭西城の奥等をはしめ、しかもしものきさみまでもそのことにかつらふとのみけしきあり、またうちへのみつかひには、高まつ侍從松平謙岐守中條侍從藤原信義朝臣河内守を添られ、西の御所よりは庄内侍從酒井左衛門尉に戸田侍從源氏猗朝臣備後守をそへられ、二荒山へは長岡侍從源忠精朝臣西の御所より松代四位眞田彈正大弼をむけら

るへしと定らる、うちのみつかひもてなしのやくは長門のかみ源高朗朝臣京極院のみつかひはいつのかみ藤原隆國朝臣九大宮のは丹波守藤原の直央朝臣堀准后のはやまとのかみ豊臣俊敦あそむとを聞えける、きさらき六日、大内にて御所を従一位左大臣になされ、西の御所を正二位内大臣にすゝめ、大將もとのことくうけ給ひ、隨身兵杖牛車等をゆるされ、御臺所寔子の君從二位に、若御臺所喬子の君從三位かけ叙せらるへしとの宣旨位記をなん下される、同じき廿七日、勅使廣橋一位藤原胤定卿前權大納言、山科權大納言藤原忠言卿正二位、院使日野大納言藤原資愛卿正二位、大みや使坊城權中納言藤原俊明卿正三位なり、高倉參議藤原の永雅卿從二位、土御門陰陽頭安倍晴親卿從三位も參向あり、地下の人々も壬生官務小槻以寧從四位、押小路大外記中原師徳從五位、眞繼みの、かみ齋部康宣、青木左兵衛、大尉宗岡行修、青木内藏少允、宗岡の行信等もこれにそうて來れり、廿八日、歳首のみつかひに白書院にてたいめんあり、廣橋一位はひそくのかりきぬに、から花菱のもん、青くち葉のさしぬき、山科大納言は花田に雲立つきの狩衣、あさき織物の奴袴、日野大納言はうす青波立涌のかりきぬ、淺黄おりもの、さしぬき也、其日のさふは例のことなればもらしつ

三月朔日 朝とく束帶して、みな殿にのほる、四位より上つかたの人々はつるはみのいろつや、かに、五位の輩はあかいろのうへつきぬきて行かふさま、春の庭に秋の木の葉をちらしたらむやうに見ゆ中に古河侍従とするかのかみ源家長朝臣植村のかみ正敦、周防守源高備朝臣京極いきのかみ源忠詔朝臣水野玄蕃頭源意正朝臣田沼とは、黄極本ノの下かさね、岩村侍従松平のとのかみひとり柳のしたかさねしたまひしも、よはひことにたけ給ふにや、しうとくの程みえてにけなからず、辰のさかり、黒書院にわたらせ給ふ、御かうふりのゑい、うつみをしけむ

に織出せるすきけいとあてやかなり、つるはみの御うへのきぬはあふひの丁子、唐草のもむ、うへの御はかまは八つ藤の紋、御下かさねは白花にふせん蝶を織出せり、御裾のやくは福山侍従阿部備中守御太刀は今川侍従源義用朝臣刑部大輔西の御所にもおなし御さうそく奉り、御裾は若狭侍従酒井若狭守御太刀は大澤侍従藤原基昭朝臣民部大輔御所は上段の間におはします、西の御所は御左のかたにおはす、福山若狭の兩侍従を始、正敦、意正あそん、其外近侍の輩みなるろりの間にあり、高倉宰相出て兩御所の御えもんをつくるひ、つきに土御門陰陽頭いて、御身かためをつとむ、いかなる御いのりをやつかうまつらん、とゆかし、ことはて、御位記のはこやないこにのせ、さゝ山侍従青山下野守もていて、おまへに備ふ、正敦ろりの間よりいて、これをさむ、にしの御所のは岩村侍従もていて、おまへに備ふ、意正朝臣これをさむ、この時田安中納言齊匡卿、一橋三位中將齊禮卿兵部卿、清水三位中將齊明卿式部卿、田安三位中將齊莊卿右衛門督西のひさしの間に有て、みさほうを御覽す、やかて白書院にならせ給ふ、南おもてに御座をまうく、西の御所の御座前の如し、紀伊大納言治寶卿、尾張中納言齊朝卿、水戸宰相齊脩卿、紀伊宰相齊順卿、つきく出てたいめたまはり、溜間の人々白川侍従松平越中守高松侍従、姫路侍従酒井うたのかみつきに福井中將松平越前守源治好朝臣鳥取中將松平因幡守源定永朝臣高崎侍従源忠實朝臣かはるくいてらる、やかて大廣間にわたらせ給ひ、上段の間に山少將松平越後守高崎侍従松平右京大夫輝延朝臣おはす、西の御所も前におなし、國々のつかさ、少將、侍従、四位の面々、譜代外さまの大小名、番かしら、物頭、百のつかさに、五位より上つかたはみな束帶、それより下はいろくの布衣きてつきの間につらなり、番士二百人はかり素袍きて、四間ならひに席間に並居たり、西のひさしの間には、溜間の人々、法印、法眼の

輩、東おもてに座をつらね、三家のかた／＼は西のたゝみえむに南おもてにおはす、鳥取中將、津山少將御うしろにあり、そのかたはらに少老および近侍の面々、おく、中おくの輩、みな東おもてにゐなみたり、老職の人々、高崎四位、鷹の間の大名は、南の板えん北おもてに座せり、高家、奏者番、大坂定番のたくひはみなみおもてなり、うへつきぬきてゆきかふ、福山若狭の兩侍従なん御裾はありしこと、廣橋一位、山科大納言、日野大納言、坊城中納言、勘解由小路、左京大夫束帶して、中段御左の方につらなりて座せらる、しはししてつけ使真繼みのゝかみ庭上に立、おまへにむかひ、御昇進／＼と二聲よはふ、副使青木内藏少允、左大臣の宣旨覽箱のふたにのせて、御車寄のかたよりもて來り、押小路大外記にわたす、大外記おまへに持出する時、中條侍従出むかひて、これをとり御前に備ふ、拜覽ありてこれをおかる、正教みてう臺より出、御後をまはり、せんしはかりとりて御てう臺におさむ

八すみしるわかすへらきのみことのりてにとるさへもかしこかりけり

となん、こゝろのうちに思ひつけゝらる、中條侍従いてゝらんはこをおろし、西のひさしにて周防のかみ源康任あそん松平奏者番にわたす、あそむひさしの間にて砂金ふくろをいれ、南のひさしにもていてゝ大外記にさつく、告つかひ真繼またさきのことく庭上に出て御昇進をよはひ、内藏少允せんし持出て大外記にわたす、戸田侍従出むかひてこれをとり、西の御所のおまへに備ふ、内大臣のせんし、隨身兵杖の宣旨番長各一人 右大將如舊の近衛各三人せんし、外記かた牛車のせんし、各四ひら拜覽あり、意正朝臣これをとりにて御てう臺におさむ、戸田侍従らん箱をおろし、左近將監源忠邦朝臣水野奏者番にわたす、朝臣西のひさしにて砂金ふくろを入、大外記にさつく、又

官務かたの牛車宣旨青木左兵衛大尉持來り、壬生官務にわたす、官務おまへに持出する時、大澤侍従藤原基之朝臣右京大夫 高家出むかひてこれをとり、西の御所のおまへにそなふ、意正あそんみちやうたいにおさむ、大澤侍従らん箱をおろし、忠邦朝臣にわたす、砂金袋を官務にさつくる事まへのことし、勅使院使みな座をしそきて太刀をとき、うちよりまゐらせらるゝ太刀折紙、廣橋一位おまへにもていてゝ勅をのふ、山科大納言これにそふ、また任槐を賀せらるゝたち折紙、山科大納言もていて、廣はし一位これにそふ、院よりは日野大納言、大みやのは坊城中納言、准后よりは勘解由小路左京大夫、おの／＼これを持出ておまへにおけり、次に西の御所へのたまもの、御おくり物など、すへて前におなしく、ことはて、一條關白忠良公、鷹司准后政照公、ふし見兵部卿の宮貞敬親王、有栖川中務卿のみや韶仁親王、閑院式部卿宮孝仁親王、二條前左大臣治孝公、九條内大臣尙忠公、近衛權大納言忠熙卿、聖護院の宮盈仁親王、梶井のみや承眞親王、知恩院の宮尊超親王、一乘院の宮尊誠親王、三寶院門跡前大僧正高演、蓮花光院門跡前大僧正尊源、實相院門跡前大僧正義海、大乘院門跡前大僧正隆實、隨心院門跡大僧正增護、又青蓮院の宮尊眞親王、又仁和寺の宮濟仁親王、大覺寺門跡前大僧正亮源、勾當内侍等のつかひ等、とり／＼出て御いやをのふ、廣橋、山科、日野、坊城、勘解由小路の五卿も、又わたくしの御賀をまうす、おの／＼下かさねの尻なかくひきて、しつかにあゆみ出給ふけはひ、いとあてにきはことなり、つきにたかくら、土御門の兩卿いてゝ、御ことほきをのへらる、壬生押小路は板えんなり、官務は四位なればつるはみいろの束帶、大外記は政官なれば朱綾短裾とやらん、あつまにてめなれぬさまなれば珍らし、上達部のかた／＼みな殿上間にしそかる、國司を始め四位より上つかたの人々出でたいめ給はる、五位の面々、もろ／＼の司、布

衣の輩は、襖さうしをしあけてまみへ奉る、吉田三位のつかひ眞繼、兩青木兩傳奏の家のこのたくひは、捧げものまへにおき、板敷に並居て 台顔の拜す、ふた、ひ白書院にわたらせ給ひ、三家のかたく、溜間の人々福井中將いたはりによりて鳥取中將、津山少將、高崎四位つきくいて、けふのよろこひをのへらる、又黒書院に入らせ給ひ、三卿のかたく、老職の人々ことほきをのふ、ことはて、つねのおまし所にいらせたまひぬ、とはかりありて、老職及ひ少老の面々、こたひの宣旨をおかむへしと、ひこの守源忠英林御側申次の役もてみけしきあり、みなおまし所にまゐりて、御所へ下されし御轉任、御任槐の宣旨、御位記等、ことく、拜覽せり、兩御臺所の御位記は古河侍從、岩村侍從、北のおと、にもてゆきて奉られしとぞ、けふの御賀として酒さかななとたひければ、おのく、よろこひをつくしてまかてつ、正あつ

影なひく柳のいのちはへてみよなか、れといはふもろ人

二日 こたひのよろこひをつけまゐらせんかため、ふたらの山の御宮みたまやへの御使にさ、れし長岡侍從をおまへにめされ、かの山に參るへしとの御諛あり、長谷部國重の御太刀一ふり、萬歳とよはれし栗毛御馬をたてまつらる、侍從にも御馬を給ふ、西の御所にも松代四位をめして、前のことく御諛あり、左吉貞の御太刀一ふり、常盤といふ栗毛の御馬をそなへらる、四位にも御まをひかる、巳の刻はかり、勅使、院使、そのほかまうのほらる、御所は紫の御ひた、れ、西の御所は緋の御ひた、れ奉り、白書院に出させ給ひ、歳首の御使下されしかしこまりを奏せらること例のことく、けふは侍從よりかみひた、れ、四位かりきぬ、五位はぬのひた、たれ、大かた御たいかむの目におなし、かさねてうちのみつかひ廣はし一位、山科大納言をめされ、こたひ御

かたく、までも、御昇進の御いやをそうしたまふ、廣橋のさうそくは、うす青にとひ鶴のもんのかり衣、淺黄のさしぬき、山科は香にからの紋、淺黄おりもの、さしぬき也、院のみつかひ日野大納言をめされ、おなしことかしこまりをのへさせ給ひ、大宮准后よりのみつかひ、坊城、勘解由小路の兩卿へも、前のことく御いらへけいせさせ給ふ、西の御所も又同し、日野は青丹のかり衣に、小あふひのもん、淺黄織もの、奴袴、坊城はうす青のかりきぬに、むら鳥の丸あさき織もの、さしぬき、勘解由小路はもえ木けんもんしや牡丹から草の丸のかりきぬ、あさきおりもの、さしぬき也、勸修寺、志津、みやの使、妙法院、健宮のつかひ等とりくいて、まみえ奉る、廣橋一位を始、參向有し人々に歸洛のいとまを給はりてたいめあり、高倉宰相は香の藤立涌のもんのかり衣、土御門陰陽頭はうす青に瓜の丸の紋春日驗記のかたのかり衣になん、この日歳首のみつかひ、廣橋、山科の兩卿に、おのく、白かね二百ひら、綿百むら、西の御所より各百ひらを賜ふ、院のみつかひ日野大納言へ白かね、わた、おのく、百、西の御所よりは五十ひらなん給ひける、またこたひの御いはひとて、兩卿へ白かねおのく、五百つ、に、こふく三十くたりをさつけられ、西の御所よりも三百ひらに、わた二百ひら給ひける、御臺所よりも、こふくおのく、十くたり、紅としろとの巻きぬはた巻を賜はる、わか御臺所よりの御おくりものも、大かた是におなし、日野大納言へは御所より白かね三百ひら、こふく二十、西の御所より二百ひら、わた百ひら、御臺所、若御臺よりもこふくおのく、六くたりを贈らせ給ふ、坊城、勘解由小路、高倉の三卿へも、御所より白銀二百ひら、こふく十領、土御門へ百ひらに、こふく十、西の御所より三卿へ百ひらに、綿百、土御門へは百ひらに、吳服六くたりを給ふ、兩御臺所よりもおのく、御おくりものあり、御所より押小路へ白

かね三十ひら、こふく三領、眞繼に廿ひら二領、青木少允に十ひら、こふく二領を給はず、西の御所よりも壬生、押小路におのく二十ひら三領、まつきにはたひら二くたり、青木大尉に十ひら二領をさつけらる、此外攝家、みこたち、門跡、及びよし田三位の使、こたひ参向ありし諸卿の家の子、地下の官人、かくにん、かうむりし、ゑほし師、末ひろしのたくひまで、もろくともしなくに恩賜せらる

三日 上巳のせら例の事なればかす、こたひのことほきをのふるとて、日向守巨勢利和

もとせのためし久しき跡とめてのほるくらゐの山をたかゝる

肥前のかみ藤原義行 佐野は、ほき歌百首を奉れり、ことさらにしるしおきつ、哥かくもの季文 北村も

位山ためしまれなる道こえてたかきかうへも高きかけかな

鶯の木ことに花のえたうつりも、よろこひもあかすとそ思ふ

これは北のとの御よろこひともをこめたるにや有けん、ふみやのかみおやはふみつくり、はかせたちはから歌たてまつれり

大學頭藤原衡林

上言、伏以佳氣氤氳闕巍乎並峙・瑞雲搖曳台星爛然聯輝・群司抃歡・列侯趨賀・臣衡誠權誠抃頓首恭惟大君殿下大寶久踐・精國治已・飛卅六年休聲・祖法遠垂・守文繼體・能撫二百歲熙運・積德紹烈・映後光前・維暮之春・厥月之吉・天使嚴儀・伏捧玉冊・大朝設賓禮張筵・從右相而進左揆・我國家之舊章・授昔以踵・尙副君而陞内府、室町氏之曠典・行今始成・豈翹槐座益其崇高・加之椒房亦共榮貴・風化之所

廣被・八荒少事宋仁宗之治可儔・威令之所普敷・萬民安堵・唐文皇之政足駢・猗歟當斯時順・宜矣值此禮殊・伏願極盛之秋・每思持滿之戒・至治之日・不忘勞謙之方・遠讒諂・容忠讜・抑嬖倖・進賢俊・則國祚之綿無窮而宗祊之福寧・臣衡承乏數世之職・久辱兩廷之知・識見空疎・而召對於便殿・學術淺陋而侍讀於儲闈・圖報之情・非儕輩所讓・上壽之悃・豈拙訥能據・姑陳肚裏蕪辭・聊塵^口暇清覽・不勝激切屏營之至・奉牋稱賀陳聞

藤原 純林又三郎

上言、伏以泰運重啓・迺維會昌之期・美事荐臻・豈非積善之效・照臨所暨・鼓舞僉同・臣純誠權誠抃頓首恭惟大君殿下・天挺之才・日新之德・鴻猷夙振・駿烈益明・王照長發之祥・茂應中興之運・治隆而化洽・海靖而河寧・國家二百年之祚綿以長・孫子十一世之統蕃且盛・九重眷顧殊篤・萬方服從彌鞏・歲躔敦祥・律中姑洗・皇華聯翩駢至・寶冊照曜交輝・迺隨幕府於大傳之崇階・更寄儲闈以內府重任・矧復大妃內治之美、已晋二品之榮・隨而闈妃好述之宜・亦廕三位之貴・兩朝喜滋・四海歡騰・自邇而遐・由內及外・維茲鉅典・振古爲曠觀・若此休祥・方今而始邁・蓋其豐功茂績之著・求諸先哲則儔罕於昔時・大任重寄之膺・徵諸輿論・則榮晚於今日・要之謙冲自牧之德・迺見聖敬日躋之隆・雖則禮教之有加・而於人心其猶欲豈特闕廷之士・冠益競趨・亦在草第之民寧家相抃・臣純忝參清列・幸際令辰・踴躍殊深・嵩呼罔遏・自忘蛙鳴之陋・聊伸燕賀之忱・無任激切屏營之至・奉牋稱賀陳聞

奉賀 大君殿下 儲君殿下 東府尊嚴 爰膺老乾之隆體 西城繼述 方啓長震之瑞祥 〇〇歡溢
兩朝喜騰 臣成嶋司直 誠歡誠抃頓首 頓首 恭惟 大君殿下 道兼神武 德化華夷 遠垂雨施之圖 久享龍

御之命 治餘卅歲 壽躋五旬 符天心 應人望 天降寵冊 錫命有光 升之一品之崇階 任以左相之顯職 儲君殿下 夙成岐嶷 資質仁溫 既監近軍 重昇內府 重美之美累葉熙 曠古之儀 錄倉慙偏居之陝溢 非常之數 足利謝規摸之不輝 臣聞先聖之言 思謙沖於盈滿 帝王之道 懼危亂於治安 伏願 殿下當名器

之崇 虛襟益佇啓沃之義 居鼎台之貴 靜思彌慮更張之休 臣侍講闈 幸逢盛典 愚忠之款 將順不忘 瓦礫之材 志存獻可 俯思堯舜 合期于今日 不使殷周專美於往時 垂謨烈於久長 弘良圍于遠大 不堪

激切屏營之至 謹奉牋稱賀以聞

源 良 讓 成嶋桓吉 奧 詰

奉賀 大君殿下 儲君殿下 歲次玄默 支逢敦牂 綠槐鬱葱 新垂雙茂之色 卿雲靈黷 爰擎五色之祥 歡溢宮闈 慶滿四海 臣成嶋讓 誠歡誠抃頓首 頓首 恭惟 大君殿下 生知仁厚 天縱英明 號令之所加 春

澤而秋肅 德化之所及 風清以日和 配三辰合其光 薄四海播其德 今朝之寵命 乃躋左揆之崇階 又恭惟 儲君殿下 克孝克仁 乃文乃武 問安視膳 周武之誠維存 伺煥候寒 漢文之孝不置 既統

元帥之重 又晉內府之崇 蓋在羈府以位上槐 掌撫監而叙金鉉 維百代之曠典 載方今之新儀 卒土之濱 普天之下 孰不頌其盛 孰不頌其休 矧躬列內班 職在翰苑 叨陪末位 仰拜大儀之隆成 辱侍慶筵

俯聽萬舞之歡韻 聊述蟻俶以叙芹言 不勝激切屏營之至 謹奉牋稱賀以聞

源 利 用 依田忠三郎

大君殿下 儲君殿下 茂奉鴻休 丕膺盛典 臣利用 不勝欣躍之至 謹獻山謠一闕 上千秋萬歲之壽 紫泥雙 詔到金城 忽喜柳槐同列榮 寵冠常倫班絕席 禮超彝典荷殊旌 雀環並引 中台座 蟬冕均垂

平 固 增嶋金之丞

上相纓 騰擘元知由 盛德 崇封進律副輿情 大君殿下 儲君殿下 疊荷殊寵 滋衍供麻 臣固 不勝欣踴之至 奉下里一首 上千秋萬歲之壽 黃扉曉闢瑞雲揚 鳳詔遙瞻下 帝闈 備物典章膺極盛 秉均 勛業繼丕昌 鼎享上位舊金鉉 晉錫馳

劉 煜 古賀小太郎

恩新袞裳 繁祉共忻隆萬古 寰區誰不仰殊常 大君殿下 儲君殿下 福物坊榮 和羹聯任 臣煜 不勝欣抃之至 謹奉皇 一曲 上千秋萬歲之壽 勳格皇天聖化昌 果然華袞錫無疆 泰階呈瑞膺多福 少海流令遍萬方 花映繡裳春不老 柳運黃閣日偏長

菅 原 直 溫 野村兵藏

丕承燮葉倚蘭茂 何數三槐王氏堂 大君殿下 儲君殿下 位冠黃扉 任登玉鉉 臣溫 不勝歡抃之至 謹奉鄙詩一章 上千秋萬歲之壽 贊翊修誠庶績釐 誕膺褒典享洪禧 盛容臨殿聯龍袞 廣樂陳階引鳳儀 好爵特超周五等 殊勛竝領漢三司

仰瞻明兩增榮耀・峻應魁躋照八維

この夕、致仕の少將松平樂翁 定信朝臣のほき歌なりとて人の見せたる

榮さへ代々にもこえて位山のほる月日のかけそゆたけき

千世ませと猶いはふなりあめかしたよろつの民もひとつころに

また小田原の侍従大久保加賀守 藤原忠貞朝臣も

ふみのほる君かくらゐの山高み道あきらけき御代はしるしも

天の下あふきたうとむ位山わかきの松もかけ高くして

この外からのもやまとのも猶おほかり

四日 勅使院使を初、地下の官人に至るまで、饗を給ひさるかくを催さる、三家のかた／＼、たまりの間詰、譜代の大小名みなとのにほる、兩御所もけふ御ねりぬき長はかまにて、大廣間にわたらせ給ふ、おまへにみすかけわたし、東にむかひておはします、松間の襖さうしおしあげ、勅使を始諸卿にたいめんあり、廣橋一位は長絹の狩衣に、青くち葉のさしぬき、山しな大納言おなしかり衣に、淺黄織物の奴袴、日野大納言もうすいろから鳥の丸の狩衣、青くち葉おりのさしぬき、坊城中納言はえひ色けんもんしや唐花の紋のかりきぬ、淺黄織物のさしぬき、勘解由小路左京大夫は白ねりうすもの、狩衣、二重襷に菊唐草のもむ、淺黄おりのもの、奴袴、高くら宰相はさくらのかり衣、雉尾たすきの紋、土御門陰陽頭は葡萄いろ藤のもむ春日驗記のかたの狩衣也、溜詰および大小名百の司々も、二三間へかけて座をつらぬ、やかて南おもてかけ御座をかへられ、中おくの輩

みすをか／＼、正敦板しきより下り舞臺にのほり、翁にむかひて式代す、おきなねりいつくし、おまへにぬかつき、かたはらによりておもてをつくるあいた、千歳の舞あり、次に翁とう／＼たらりとうたひいたし、袖うちかへしまひかなてつ、千歳のちとせをよはひ、翁のまんさいらく萬歳と舞おさむるもいとつき／＼し、おきなの入ぬるを見、正敦いて、みけしきをうか／＼ひ、鞍の役に床几をゆるさる、鶴龜ふりうとやらん、鶴と龜とのかたつくりものいた、きて舞ふもおかし、又いろの黒き尉のこちたる足踏ならし、鈴うちふりて立まふさま、さるかうわさなれといとわきはらし、次にうるはしうさうときたるもの、しつかにあゆみ出て君か代をいはひ、さく花の匂ふか如く春の日の昇る光をあふきつ、いまを盛のことふきもと、高らかにうたひあけたるも、むへさかゆへきこの殿也けりとおほゆ、この開口とふりうとも、こたひのこときいつくしきさしきの時のみくはへらるゝとそきこえし、わき能は桑の弓蓬の矢にゆたかなるためしをあらはし第二の能は、何某將軍の△羽衣鈴鹿山の鬼神をほろほし、第三はいはほなてし天津をとめの衣をさせるなど、めなれしことなれとあかすみゆけふは市ひとゝもまでもあまねくもの見をゆるされたれば、しら洲に立えしさま、錐をたつるすきまもなう、とよみあひたり、朝夕にいりこし敷をかそふれば、すへて五千百あまりなりしと後にそ聞たる、堂上にもまらうとたちをはしめ、譜代の人々百の司とくすしのたくひもうちまじりつ、所せきまてゐなみたり、第三をはりて要脚のことあり、青きつなもてつなきしあしを左みきりにさけ、ふたりつゝ出て、舞臺につみ山つくれるもおかし、又廣蓋にのせし御そもていて、舞臺におけは、てんそうのやくさかみの守源彦直朝臣土屋 奏者番舞臺にのほり、さるかくのものともにとりてかつけらる、四座の大夫喜多何かしは、から織のさうそくうちかつきつ

まかりつるさま、錦をきてかへるこゝちやすらん、夫より下つかたは、おのゝねりぬき一かさねを給はす、ひとりゝかたにうちかけて行かふありさまも又おかし、白洲につとひし市人ともには、おほきやかなる折ひつふたつ臺にのせ、瓶子かはらけなとりそへてあたへらる、市のつかさ伊賀守藤原政憲筒井かすへのかみ藤原忠之榎板しきに出て御むねをつたふ、異口同音にかしこまりをのふる聲、山彦にこたへておとろゝしきまてになん有ける、やかて白書院にして、みつかひの五卿に七五三の饗をたまふ、高倉、土御門の兩卿はもみちの間、壬生、押小路、およひ地下の輩は檜の間なり、饗おはりてまたさるかくあり、紅葉狩紅葉のいろにまよひ無明の酒にゑひたるも、神のつけによりおにかみをしたかへしなど、呉服くれはとりめもあやになん事はてゝ、又諸卿にたいめありていらせ給ふ

五日 西の御所よりいらせ給ひ、常のおまし所にして御たいめんあり、御太刀及び大判のこかね二ひら、巻きぬ廿二種千疋を參らせられて御轉任を賀せられ、また御太刀に大判二ひら、綿百むら二種千疋をたてまつられて任槐のよろこひをのへさせ給ふ、三家三卿のかたゝゝ、もろゝの大小名もみな殿にのほり、各太刀折紙をさゝけてことほきをのふ、三卿のかたゝゝは常のおまし所、三家のかたゝゝ、溜間の人々、福井中將、鳥取中將、津山少將、鳥とり中將の男乙五郎主のほらすによりて、少將の男銀之助ぬし、高崎四位のたくひは白書院、國々の司、譜代、外さまの大名は大廣間なり、高家、寄合、番士、小普請の輩、はかせ、くすしのたくひまでも、みな二三の間に並居、ふすまさうしおしあけてことゝくまみへ奉る、この日御轉任のよろこひとて、にしの御所へ古河侍従を御使にて、巻きぬ廿二種千疋を參らせられ、田安、ひとつ橋、清水の三卿にも呉服おのゝ

廿領、一橋一位入道殿 治濟卿、田安中將 齊莊卿、おのゝ十領、西の御所よりも三卿へ巻絹十、入道殿、中將殿へは巻きぬ五を參らせらる、尾紀の兩卿にこふく各三十、水戸宰相齊脩卿、紀伊太真入道殿 重倫卿、同宰相殿 齊順卿、へおのゝ二十を贈らせ給ふ、その外紫のゆかりある人々、女房たちまでも、御そ、巻きぬ等を賜ひしとなん

六日 御臺所、わか御臺所の御位のほらせ給ひしことを賀せられ、西の御所より若狭侍従を參らせらる、常のおまし所にてたいめたまはる、もろゝの大小名も、みな殿に登りて悦びをのへらる、かく御かたゝゝまでもつきゝ御昇進ありし事はためしまれなりければ、正あつ

のとかなるはるのおまへのうくひすも高きにうつるねをやそふらむ

この日御臺所へ福山侍従をみつかひにて、わた二百むら三種二千疋、わか御臺所へ古河侍従して、わた百むら二種千疋を贈らせ給ふ、西の御所よりも御臺所へ、綿百把二種千疋、わか御臺所へ五十把に二種千疋、岩むら侍従、わかさ侍従して參らせらる

七日 兩御所御束帯にて、もみち山の御みやにまうて給ふ、あらかしめまらるゝ老職の人々もみな束帯なり、階上御裾のやくは福山侍従、庭上はきのかみ藤原信敦朝臣 内藤、紺地さん欄はたにから草のもんの闕腋、やなくひおひ、弓たつさへ、御轅かけそうて供奉せらる、御轅より出させ給へは、御裾を弓の弦にかけてもたり、西の御所のはわかさの侍従、庭上は玄蕃頭意正朝臣なり、近衛の隨身も六人なりしか、こたひよりは八人をくせらる、みな赤色金欄、菊と牡丹の唐草の闕腋、弓もち、やなくひおひて、みさきにたてり、西の御所もおな

しく八人也、駿河守家長朝臣、周防守高備朝臣はあらかしめ参りて内陣に居らる、巳の刻はかりに還御あり、けふの供奉其外、大かた年のはしめの御詣にたかふことなく、三家のかた／＼、國主の人々の豫はなし

十一日 三家三卿のかた／＼、國司、溜間、詰譜代とさまの大名、交代寄合、おもて高家のたくひめして宴を給ひ、さるかくを催さる、兩御所長はかまにて、大廣間にならせ給ふ、翁、三番叟例のことなり、けふの能は

しめはするかの守家長あそん、要脚、廣蓋も前のことく、纏頭のやくは肥前のかみ大江尚佐朝臣永になん有ける、事のはしめ松の齡をこの君にさつけしより、一枝手折し花に弓筆の名をあらはし、軒端の梅に唐のみかとのためしをひき △舟辨慶 舟出のまへにも行末千代そとさくくの酒をくみかはし、かすの寶も津もりのからにえいさらえ

いさと引おさめしなと、けに長閑き御代のすかたそかし、第三の能終りてしはしためらふほと、三家のかた／＼に金銀の膳部、さ／＼山侍従をみつかひにて、さかつき臺をいたさる、西の御所の御使は岩村侍従也、出仕の面

面にも宴を給ひ、盃臺を出さる、老職の人々、少老の輩にも饗を賜はり、西の御所より相摸守宮道親文 西城御側申次 のやくもて、なら臺おさへの臺をたひぬ

十三日 高家、鷹之間圖、奏者番出雲守藤原教孝朝臣 大久保大坂定番 菊之間縁類圖留守居、番頭、物頭、布衣の輩、番士はかり、くすし、哥學者のたくひ、拜謁をゆるさるゝのかきり、のこりなくめして宴を給ふ、けふはこと

さらに物見のひとも多かりければ、車よせのかたのかりやまでも居あまりつゝ、二三の間のふすまさうしみなとり放らてまみえ奉る、人々のかしら共、一所にまるひあふやうに見えたり、能はしめのやくは周防の守高備

朝臣なり、翁三番叟の舞より、いさめの鼓音むして鳥おとるかす、天下を守りおさめし悦ひをのへ、さつまの △忠度

守の千載集にもれんことをうらみ、うかれめの世をいとふ人をいさめ、圮橋に履をすゝめしとつ國の昔語、水 △養老

上すむときは下も濁らぬ瀧浪の、かへす／＼もよき御代なれやとうちえみつゝみなまうてぬるも、折にあひて

いとおかしかりける、けふ飯酒を給ひし下かしのさきまてをかそふれば、おほよそ四千三百人にあまりし

とそ

十五日 おと／＼ひの宴にもれしものともめして饗を給ふ、けふの能はしめはきのかみ信敦朝臣なり、翁舞お

はりて三千とせになるてふ桃をさ／＼けしより、さくらは花にあらはれし錦の袖をしの原にひるかへし、又さき △東方朔 たつ一もとの紅葉をと／＼めしいはれ、梅櫻の枝をたきしもの、ふのみさは、聞ふりにたることなれと、まとし

き中にも君をおもふま心は、たれも／＼もあらまほしきなん、弓をはつし劍をおさめ、民を守りのみふたなと

うたふもさかゆる御代にはつき／＼し △金札

十六日 こたひ宴を給ひし輩、みなまうのほりてかしこまりをのふ、又御昇進のことほきとて、御兩所の老職

に御を各十くたり、少老の人々に五くたり、御側の面々に四くたりを給ひ、近侍の輩、はかせ、くすし、こた

ち、おもと人のたくひまでも、しな／＼の物給ひける、このことうけ給はりし古河侍従には、みてつから備前

則光の御刀を給ひ、津のかみ正あつをおまへにめして、御そ六くたりをかつける、この日檢校、座頭、めく

ら、こせのたくひまでも、しろかねあしなとめくまれしとそ、西の御所にても、兩御所の老職にこふくおの／＼

いつゝ、少老に三つ、御側ふたつ、近く侍らふ輩にも賜ふことも前におなし、ことさらに古河侍従をめされ、

世ははるのめくみあまねき花衣たもとゆたかにかさねてそきんとなんひとりこちける

十七日 さきにふたらの山にむけられし長岡侍従かへりまうしせしかは、つねのおまし所にしてたいめ給はる、西の御所よりむけられたる松代四位も、西のとのにまうのほりてまみえ奉る

十八日 にしの御所を、御所にまねかせ給ふへしとのみつかひあり、古河侍従かの殿に参りて御旨をのふ、西の御所よりも、岩村侍従してかしこまりを聞えあけ給ふ

廿日 こたひのことにより東叡山のみたまやにまうてさせ玉ふあらましなりしこと、まへより雨ふりてをやみなければ事やみぬ

廿一日 西の御所をまねかせ給うて御もてなしあり、御膳、うす盤、三汁十菜とぞ聞えし、田安、一橋、清水の三卿、田安の中將殿もおまへにいてられ、御かわらけめくり、老職の人々を始、少老御側の輩、御供のものともにも饗を給ふ、この日御臺所より御位のほらせ給ふことほきとて、老職の人々にくれなると白との巻きぬいつ、少老の面々におのくみつ、古河侍従にはへちに十まき、正敦にもいつ巻を給ふ、若御臺所よりも御叙位を賀せられて、もの給ふことこれにおなし

廿四日 三縁山のみたまやにまうてさせ給ふ、かの山のおまし所にて御ひたれめしてきかへ給ひ、御なかえにてわたらせ給ふ、おほち君 惇信院殿のみたま屋に、白かね三十ひらを備へらる、こせん其外む月の御まうてにことなることなし

廿五日 みやこへのみつかひにさくれし高松侍従をおまへにめされ、禁裏、仙洞、大宮、准后へ御轉任のかしこまりをのへられ、いとま給ふとて侍従に御馬を給ふ、次に中條侍従をめし、御臺所若御臺所の御位のほらせ給ふ御いや、ならひにうちの御腦のとみにさはやき給ひしよろこひをもそうさせ給ふ、またこたひのことほきとして、うちへ備前正恒の御太刀一ふり、白かね千ひら、わた五百むら、院へつくり御太刀、しろかね五百ひら、わた三百むらをたてまつられ、大宮へ白かね三百ひら、わた二百むらをまゐらせらる、准后もこれにおなし、又にし御所任槐の御いやとして、うちへひせんよし清の御太刀一ふり、白かね三百ひら、きぬ五十ひき、院へ白銀二百ひら、きぬ三十疋をたてまつられ、大宮、准后へおのく白かね百ひら、きぬ二十疋をまいらせらる、西の御所にも庄内侍従をおまへにめされ、禁裏、仙洞、大宮、准后へ御任槐のかしこまりをのへられ四位にも御馬をひかる、次に戸田侍従いてまみえ奉る、また中條侍従をめし、うち御なやみのさはやかせ給ひしよろこひをのへらる、こたひ任槐の御いやとして、うちへ備前助眞の御太刀一振、白かね五百ひら、きぬ百ひき、院へ作り御太刀、しろかね三百ひら、きぬ五十疋を奉られ、おほみや准后へ各二百ひらに、絹三十ひきをまゐらせらる、また御臺所若御臺所よりも御轉任御任槐を賀せられて、各自かね百ひらをさくけられ、院へ五十ひら大宮、准后へ各三十ひらをたてまつらる、この時御所より高松侍従へ、大判のこかね百ひら、こふく十くたり、中條侍従へ大判はたひら給ひ、西の御所よりも庄内侍従へ大判五十ひら、こふく十くたり、戸田侍従へはたひらを賜はず、御臺所より御位のほらせ給ふ御いやとして、うちへ白かね三百ひら、院へ二百ひらをさくけられ、大宮、准后へ各百ひらを奉らる、若御臺所よりも御臺所の御事を賀せられ、うちへ巻絹五十

院へ三十、大宮、准后へおのゝはた巻を奉らる、若御臺所よりも叙位の御いやとして、うちへ貳百ひら院へ百ひらを捧られ、大宮、准后へ各五十ひらを奉らる、又御臺所よりも若御臺所のことを賀せられ、うちへ巻さぬ五十、院へ三十、大みや准后へ廿を奉らる、御所よりも西御臺の叙位を謝せられて、うちへつくり御太刀、白かね三百ひら、院へ同じ御太刀に貳百ひら、大宮、准后へおのゝ百ひらを参らせられ、西の御所よりもうちへ、つくり御太刀に貳百ひら、院へ百ひら、大宮、准后へおのゝ五十ひらをまいらせ給ふ、この外兩御所、兩御臺より、一條關白殿をはじめ、兩傳奏、勾當内侍、うち院の女房たちまでも、御おくりものそくはくあり廿七日 御所を西の御所に請しまゐらせ給ふにより、小田原侍従して二種千疋を贈らせらる、西の御所よりも、若狹侍従をまぢうけのみつかひにまゐらせ給ふ、けふは溜詰、譜代の面々、鷹間詰、奏者番、菊之間、縁頼詰、高家、および番頭、もの頭、布衣の輩、法印、法眼のたくひ、みな西の御所にめされぬ、辰の半にいらせ給ふ、溜詰をはじめ、御まし所の次の間に居なみ、まみへ奉る、三卿のかたゝもまうのほられ、例のさるかあり、翁舞はて、よつ△高砂のうみ浪靜かにてと諷も、けにあひに相生の松をためしなりけり、あるは霞にうかふ松原のかけもみとりにうつろひ、あるは梢△龍田の秋の四方の色に千秋の御影をあらはしたるいとかしこみ、第三の能おはりて饗を奉らる、すへて廿一日におなし、出仕の人々、近習の輩にも宴を賜ふ、第四の能の花の外には松ばかりなる入相のけしきもたゝならず、またかけおろす玉たれのゆるかぬ御代にうまれあひぬるも、神と君とのみめくみになん有ける、ことはて、かへらせ給ふ、岩村侍従を御所への御使にまゐらせらる

廿八日 古河侍従をおまへにめされ、とし頃かくだんのらう、ことにこたひの事つかさとりしことをもおほさ

れて、領地一萬石を加へ給ふ、また肥後守忠英もとし月の昵近により新恩三千石を賜ひ、またうちゝにして沼津侍従水野田羽守 源忠成朝臣に、かの、惟のふか繪のかけもの三ふくを賜ふ、これは用途のとゝこほりなかりしをおもはせ給ふにや有けん、また小田原侍従にもはしめこの事にかゝつらひしことをおほしめされ、程乗か作りし貝つくしの三所ものを恩賜有けるとぞ、中條侍従、戸田侍従、大澤侍従も各こふく三つたりをかつけられ、須田もり昭、羽太正榮、泉もと忠篤におのゝ二つたり、布施毅胤にもこふく二つたりに、大判三ひらをたひぬ、此外こたひの事にあつかりし輩、其ほとゝにしたかひて、ろくあまた賜ひける、にしの御所にてこの事うけたまはりしかきりは、みな賜ものあり、またから歌やまとうた奉りしとて、ふみやのかみこふく三つたり、その子躰、及びはかせのともから、哥かくもの季文かたくひにも、各こふく二つたりをさつげらるとぞ

廿九日 東叡山にまうてさせ給ふ、かの山にて御ひたゝれにかへ給ひ、御なかえに奉りてわたらせ給ふ、御ちち君俊明院殿のみたまやに、白かね三十ひらたてまつられ、御は、君故御臺所 心觀院殿にもすはうのかみ高備朝臣して、白かね十ひら慈徳院御方しちの 御母上へ、美濃守源忠篤水野 御側をもて十ひらを備らる、西の御所よりもおほち君俊明院殿へ、若狹侍従して白かね廿ひら、香琳院御かた實の 御母上へ玄蕃のかみ意正朝臣して、五ひらをそなへらる、御まうてのさほう、すへて廿四日三縁山にまゐらせ給ふにことなることなし、この日にしの御所にて、紅葉山のみたまやに詣てさせ給ふ、御ひたゝれ奉り御轅にて渡らせ給へり

卯月五日 輪王寺の宮 公猷法親王 を始、増正寺大僧正容譽、金地院澄長老、護持院權僧正、爲幢山王の別當、觀理院權僧正明穩、おなしき神主樹下日向、祝部成央、氷川明神の別當大乘院實意、このほか僧はふりのたく

ひを召て宴を給ふ、またさきにふたらの山に趣きて饗にもれし長岡侍従松代四位、忌にこもりてをもちまされたるのほらす、をもちまされたるるかくを催さる、けふも兩御所長袴奉り、白書院にして輪王寺のみやに對面あり、やかて大廣間に渡らせ給ふ、大僧正をはじめみえ奉り、さるかくはしまる、能はしめの役は正教也、第三の能おはり、宮を白書院に請して七五三の饗を出さる、御所よりは沼津侍従、にしの御所よりは若狹侍従して、さかつき臺をおくらる、増上寺は竹の間にてうす盤の膳部、兩御所のみつかひ前におなし、金地院より下つかた、みな席々にして宴を賜ふ、長岡侍従は柳の間、これも西の御所より若狹侍従して盃たいをたひぬ、さるかくおはり、宮をはしめ對面あり、翁三番叟例のことなれと、けふは急ほしのせりふとやらん、ことくはへたるも、やうかはりておかし、△加茂にすむも濁るもおなしなけれのさまく、いろく△兼平のきぬきて緇素うちつとひたるもおかし、山さくらは青葉にて、おもかけもなつ山のとうたふも折にあひて又おかし、△檜垣百歳に近きおうなの所もしらす、みつはくむすかたもさるかたに又おかし、△正尊京極堀河の夜軍にしのきをけつりし有さま、おしうもはたいさまし、△亂よろつ代の竹の葉の酒よりも、くめともつきぬ大君の惠の酒こそいとこよなかりけれ

六日 にしの御所にて、今まで緋の御ひたれをめされけるか、御としもねひさせ給ふ故にやあらむ、これよりあか色たて紫ぬき赤に替給ふへしとて、御所より御ひたれをまいらせたまひしとそ

十一日 御所の老職、少老、およひ御側の人く、吹上の園にして宴を給ふ、いてや此園は寶永正徳のころひらき初給ひしより、代々にすりくはへ給ひたれば、春秋の詠たゝならず、まつ千くさも、草の植わたされし所を花たんのうま場といへり、いろくの花とも咲匂ひつゝ、馬場殿のまへにいさこをしき、庭よりわきいつる

水のそらに立のほりて、しら玉のよもに散まかひたるかかけひをつたひて、水たへしはかりに流れいるさまのいとすしけ也ければ、古河の侍従

道しあれはゆたかにすめるいつみ哉わきて吹上の名にやたつらむ

殿のうしろにきよらなるなけれ有て、かきつはたのおほく咲みたれたるけしきいはんかたなし、おなし侍従、かきつはたといふことを

かせのいろもきよさなけれをつたひきてはるかか音はたきつしらなみ

小田原侍従

かきつはた春へたてゝもへたてなきめくみの露のゆかりにぞ見る

攝津守正教

いさきよき水ゆく池のかきつはたくもてにわたす橋も有けり

このさま在中將に見せまほし、竹の林をつたひゆけは鳥をやしなふ所あり、丹頂の鶴、あねはつる、蒼鷺、はし鷺、しらすき、せくろこゐ、鴨、あひる、をし、しら鷺、いへ鳩、にはつとり、白きす、白、きんけい、孔しやくのたくひ、あまたかひおかれたるを見めぐり、瀧殿めくところにやすらふ、こゝにて夕けたまはる、肥後守忠英のたくひ、けふのあろしめきてもてなす、みなおり立て瀧のもとに遊ぶ、こゝしきいはほともそらにそひへて、雲井よりみなきりおつるさま、老をやしなふ薬の水ともいはんかし、古河侍従

瀧の糸いとなかき日もまとひしてなをくりかへすけふのかしこさ

けにかしこさも岩根にあまりつゝ、仙境にいりし思ひにてはしためらふ、かたはらなるつゝらをりをのほれは、木鹿山とやらん、かりそめにしりかけていこはせ給ふ所あり、かうらん 鳩のかたつくりておかれたるも、さなから雨よふ鳥の爰にやとりけんやうに見ゆ、音羽山のまへを過、諏訪の社にいたる、石の坂をのほるほといとあつし、ふもとに水たゝへて、金魚おほくはなたる、森のかくれにかりやをまうく、竹の垣、松の柱のわさとことそきておろそかなる中に、樓めく屋あり、おらんだの國よりみつせしあふむのつくり物をおかる、其たくみたくひなし、このほとり梅のはやしあり、花の時思ひやらる、みその、中におのく望みまうすものあらは、つき木にして給はるへしとのみけしきなりと、ひこのかみ忠英、ふせのかみ源朝旨土岐御側等これをつたふ、信敦朝臣と正あつは、大明の梅をこひまうしぬ、もみち原を過、おは泉水をのそむ、ひろき池のおもてに船よそひして、うかへる船とも見えたり、小田原侍従

數しらぬみいけのいさこあしの松きみにと千代をよするさゝ浪

かみならぬみるめかりて紅葉のかりやに至る、老職の人々に、みとりこちたき五葉の松、この園の竹もてつくれる花筒を給ふ、おのつから老松のけしきありとて、古河侍従

をのゝえにくちし山路のすかたさへうつしうゑたるたまものゝまつ

盡せしな名もこの君の千代かけてはなのこゝろをいけつゝも見む

少老の面々にも、濱の御庭に残りし古のはし柱もてつくりし花いれをたひぬ、正敦もその中に數そへられければ、かしこまりをのふるとて

八百日ゆく濱のみそのゝはし柱くらぬめくみを千代もあふかん

御側の輩には、鶴の羽にてつくれるかさりはゝきをなん給はりける、この屋の軒端つゝきに茶室あり、其名を仙源といへり、轉合菴宗甫のぬしにおほせてつくらせ給ひしかや、庭のたゝすまひ、石たん、手水の石などのさま世の常ならず、三間はしをわたり、かはらけ山にのほる、さゝやかなる土器あまたつみおかれたり、ひとくつとひてこれをなくるに、風のまにく、てふとりのことくとひめくるも興あり、出雲道とやらんをゆけは賤か家あり、あれたる庭にうすきねをき、うへにたなつものかけわたし、薪なとらうかはしくとりちらしつゝ、うちには圍爐裏に釜かけ、おろそかなるうつはものともならへ、かたへのうまやにつくれる馬をつなぎ、あやしげなるおとこのやり戸のきはにおもかくしにうつくまりたるさまをさへまねひなせしけはひ、しちのひなのすま居に露たかふ事なし、小田原侍従のこれにめてたまひて

賤か家のまつしくすめるてふりまてうつしあはれぬ御代のかしこさ

けふはそらよくはれ、日影さしのほる程はあつかりしかは、しはし尻かけてやすむ、やかて覆盆子畑、とを見臺などにいたる、臺には望遠鏡をまうけ、海のおもてまてはるく見わたさる、百しゆもみちの中を分ゆくに、秋のけしきいかならんと思ひやりつゝ、たゝまくをしきこちそする、三角やらるにてくさくのくたもの給はる、やらるのひまよりのそめは、櫻田の小路を人の行かふさま手にとるはかり見ゆ、折しも仙臺少將のおほくのすさひきつれてとほりたるもおかし、たてつらねたるむねくしき家々の遠く近くいらかをならへたるを見て、御代の榮はしるかりけり、煙たつ民のかまともさこそにきはひつらめ、風もいとよくふきて、先

にあつかりしこともしはしわすれぬ

小田原侍従

はま風もたつこもとに吹あけて松の葉わけの袖そすしき

又うちつれて立出つゝ、新馬場をよきり、もとうまはにゆく、爰に弓場殿あり、近き頃草鹿をや御覽有けん、
的など猶のこれり、それより稻荷のみやしるにまうつ、鳥居のかくは聲阿とかいふ人の筆の跡也、いつれのお
ほんときや、さたかならすといふ、梅のこし懸となつけし所にはかりやすらる、廣芝にいつ、みち芝のみ
とりにつけるさま、をしかたつ夏野のけしきにもおさくおとらす、西のかたの木陰もとめて、氈ひろく敷
わたしたる所にいこふ、すゑに細き谷川の流なゝめにめぐり、底のさゝれも手にとるはかりみえて、きよらか
に澄わたりぬ、みなこゝにまるとして宴を給ふ、さかつきすゑなけれ、かたみに酒くみかはしつゝ、數の御さ
かなをさへたひければ、ゑいすゝみて、世の塵もはらひつくしつ、かへる家路もわすれて、石に口すゝきな
れに枕すへき心地になん、日もはや山路にかたふきぬれば、しるてそのかされて立出つゝ、うら山とやらん、
いなか家たつかりやのまへにおほくうゑおかれし色々の草木とも見わたし、またしはしやすらひて地主山にい
たり、さきにおとのみ聞し音羽の瀧を見る、社のまへより細き瀧の三筋にわかれておちたるさま、いとさき
よし、これより小山田をつたひ、辨財天女の堂にいたる、白きおろちのつくりものあり、葡萄棚の下をゆき、
もろこし船よりおくりしとかいふ七星奩などみており、殿におもむく、わかきおのこともふたりみたりなみ
て糸くり、やゝ年ねひたるはたなにしりかけてはたをるふせい、七夕つめの手にもおとるまじう、いろくゝのき

ぬとも錦なとおりさしたるを見るに、目もあやなり

正 あ つ

さきに見し瀧のいともやくりためて五百はたころもこゝにおるらむ

なとひとりこちつゝ、みなけふのかしこまりをのへてかへるさ、山吹なかれにそうてうゑられたる名所の松を
見めくるとて、小田原侍従

二葉よりなたゝる松を千もとうゑて千代のかげなすゑはかきらし

といはひこち給ひつゝ、日もはやいりはてぬるころおのくまかてぬ、けふのかしこさたのしきはいふもさら
なり、所々のけしきの猶いはまほしきことおほかれと、みしかき筆につくすへうもあらず、しらぬ御園のあり
さまのあらはならんをまはかり思ふものから、かきのこせし事もまたすくなからず

十二日 日向守利和のきのふとの居して参らざりければ

かきつはた喉や御園のつはくらめつれにおくれて思ひこそやれ
かくかきて、それ見せられたるもおかしかりき

十八日 おくの舞臺にてさるかくあり、西の御所よりもいらせ給ふ、老職ならひに少老の面々ももの見をゆる
さる、例のおきな、その外くさおほかれと、うちくことなれば、こまやかにはかゝす

廿五日 西の御所にいらせ給ひ、この日もまたさるかく有、すへてまへのことし、さきに御みつからえさせ給
ひしくゝひをあつものにてうし、執政及び参政の人ひとにたまふ、執参みなつほねにつとひ、近侍の人酌とり

て酒たひぬ

廿九日 有章院殿の御忌日なりなれば、いつものごとく三縁山のみたまやにまうてさせ給ふ、ことは安國殿の御みやに御まうてあり、天明の末參らせ給ひし後、中たえてなかりけるか、おほさるゝむねもや有けん、古河侍従、さゝ山侍従、小田原侍従、するかのかみ家長朝臣、津のかみ正あつ、肥後守忠英、日向守とし和等あらかしめまるれり、御みやの拜殿にみすかけわたし、まきおろしのやくは中奥の輩是をつとむ、家長朝臣とまき敦は内陣にあり、けふ御みやへはりんしの御詣なれば、よろつことそき給ひ、御ねりぬき長袴にてわたらせ給ふ、隨身供奉のたくひもなく、三家のかたくを始、國司等の豫參もなし、拜殿のみすかゝけさせて内陣にいらせ給ふ、大僧正いてむかひて道ひき奉る、別當の僧安立院そと御戸ひらき、御影をおかませ奉る、僧正みてくらさゝけぬ、かつかせ給ふ程

正 あ つ

みそなはず神もうれしとおほホノマヤことむホノマヤこすゑいろそふ夏のやまく

實も二もゝとせあまり、やしまの外までも波たゝすして、劔たち箱におさめ、世平らかに民やすく、ときのおほへもやんことなく、御かたゝまでも幸ひをうけさせ給ふこと、ひとへにこのみ神のおほんとなりけり、猶ひさかたの月日の昇るかごとく、夏かりの蘆のよよにさかへますらんことをいのるのみ

任大臣宣下次第

上卿着伏座 職事來仰々詞

次上卿移着端座 令宜人敷膝突

次上卿以宜人召外記仰々詞

權大納言兼右近衛大將源朝臣乎
内大臣爾
内大臣源朝臣可爲右近衛大將如舊

次上卿以宜人召辨仰牛車之事

次上卿以宜人召外記仰隨身兵仗牛車等之事

次上卿令宜人撤膝突

次上卿退出

上卿 久我大納言通明卿

辨奉行 園藏人頭右近衛權中將基茂朝臣

職事 清閑寺藏人權右中辨兼左衛門權佐共福

外記 平田少外記中原職顯

左大臣宣下次第

上卿着伏座 職事來仰々詞

次上卿移着端座 令宜人敷膝突

次上卿令宜人召外記 外記來膝突

上卿仰々詞 右大臣乎左大臣爾

徳川禮典錄 附九屬

次上卿令官人撤膝突

次上卿起座

上卿 大炊御門大納言兼右近衛大將經久卿

辨奉行 廣橋藏人頭左中辨兼皇太后宮亮光成朝臣

職事 葉室右中辨兼右衛門權佐顯孝

外記 平田少外記中原職顯

從一位 宣下上卿 廣幡 大納言

正二位 花山院大納言

從二位 醍醐大納言

從三位 德大寺大納言

征夷大將軍右大臣正二位源朝臣

正二位行權大納言兼右近衛大將藤原經久

宣奉 勅件人宣令轉任

左大臣

文政五年二月六日大外記兼掃部頭源助兼朝臣師德奉

正二位源家齊

右可從一位

中務文教純至武德修明

朝家益安海宇愈清宜致

崇爵主者施行

文政五年二月六日

從二位權大納言兼右近衛源朝臣家慶

正二位行權大納言源朝臣通明

宣奉 勅件人宣令任

內大臣

文政五年二月六日大外記兼掃部頭源助兼朝臣師德奉

內大臣從二位源朝臣

正二位行權大納言源朝臣通明

宣奉 勅件人宣爲

德川禮典錄 附九屬

右近衛大將如舊者

文政五年二月六日大外記兼掃部頭瀧助敏鞠臣師德奉

內大臣從二位源朝臣

正二位行權大納言源朝臣通明

宣奉 勅以左右近衛番長各一人

近衛各三人宜爲內大臣隨身者

文政五年二月六日大外記兼掃部頭瀧助敏鞠臣師德奉

內大臣從二位源朝臣

正二位行權大納言源朝臣通明

宣奉 勅件人宣令乘牛車

出入宮中者

文政五年二月六日大外記兼掃部頭瀧助敏鞠臣師德奉

內大臣源朝臣

權右中辨藤原朝臣共福

傳宣權大納言源朝臣通明

宣奉 勅件人宣令乘

牛車出入宮中給者

文政五年二月六日修理東大寺佛長官主殿齋左大史樽視齋以寧奉

從二位源家慶

右可正二位

中務才武生備溫恭夙稱

將帥重器勳績副承宜加

隆階式旌殊榮可依前件

主者施行

文政五年二月六日

從三位藤原定子

右可從二位

德川禮典錄 附九屬

中務淑儀可則貞德惟馨

溫和全備美譽專盛宜加

褒爵式示寵榮可依前件

主者施行

文政五年二月六日

無位喬子女王

右可從三位

中務貞範內充婦德外明

奉采繁職得桃天正宜授

美級式示殊旌可依前件

主者施行

文政五年二月六日

三品行中務卿 詔仁親王

從四位下行中務大輔臣藤原朝臣益季

宣 奉

從四位下行中務少輔臣藤原朝臣維長

行

正二位行權大納言兼右近衛大將臣

經久

正二位行權大納言臣

通明

正二位行權大納言兼皇太后宮大夫臣

經豐

正二位行權大納言臣

家厚

正二位行權大納言臣

輝弘

正二位行權大納言臣

實堅

正二位行權大納言臣

資愛

從二位行權大納言臣

隆純

權大納言正三位臣

忠熙

權大納言正三位臣

輔熙

正二位行權中納言臣

重能

正二位行權中納言臣

基豐

正二位行權中納言兼皇太后宮權大夫臣

實萬

正二位行權中納言臣

行宣

正二位行權中納言臣

通知

正二位行權中納言臣	寬季
正二位行權中納言臣	公說
正二位行權中納言兼右衛門督臣	建房
從二位行權中納言臣	豐季
正三位行權中納言臣	俊明等言

制書如右請奉

制附外施行謹言

文政五年二月六日

制可

月日辰時正五位下行大外記兼掃部頭造酒正助教中原鞠師德奉

左中辨光成

關白從一位朝臣
 太政大臣闕
 從一位行左大臣朝臣
 右大臣正二位朝臣

內大臣正二位兼行左近衛大將朝臣
 三品行式部卿孝仁親王
 正二位行式部大輔爲德
 參議正四位上兼行左大辨經則
 告從三位喬子女王奉
 制書如右符到奉行
 從四位下行式部少輔兼越中守寬貞

大錄常久

少錄

少錄

文政五年二月六日

將軍德川家禮典附錄 卷之九附屬 終

將軍徳川家禮典附録 卷之十上

和宮様京都より御下向并 御入輿御婚禮之記

萬延元 庚申年

九月七日

金十五枚 高家
羽時服 三 横瀬山城守

京都へ 御使被 仰付候に付、御暇拜領物被 仰付之

右於芙蓉之間老中列座申渡之 但 差急候儀ニ付 御前え不被 召出

十月廿九日

一左之書付大目付御目付え達之

明朔日熨斗目着用惣出仕有之候様可被相觸候、尤例月月次御禮も有之候事

十月廿九日

十一月朔日

一當今御妹 和宮御方御縁組之儀被 仰出候に付、今日御弘 御下向之儀は來春たるへき旨被 仰出

一同斷に付今日惣出仕并月並御禮被爲請候に付、辰中刻老中、△御側御用人水野出羽守、若年寄登 城熨斗目 城麻上下

一巳下刻御座間御上段 御着座

△久世

△老中

和 守

右出座御縁組御用掛り 和宮御方 御下向御用も可取扱旨 御直に被 仰含之、老中及御取合退去

田安 大納言殿

右被出座老中披露、御下段 御左之方被着座 和宮御方御縁組之御弘被 仰出之目出度被存候、先達而御縁

組之儀 御内意被 仰出忝由老中言上之 上意有之、老中及御取合被退去

尾張 中納言殿 紀伊 中納言殿

右一同被出座次第同前、過而老中、水野出羽守 御目見御祝儀申上、次若年寄一同出座 御目見御祝儀申上

之、相濟而御表え 出御、月並其外御禮有之、畢而 入御

御留守居

池田 甲斐守

天璋院様御用人

岩佐 攝津守

御納戸頭

深尾 善十郎

御縁組御用并御下向御用も於當地可相勤旨被 仰付之

御留守居

跡部 伊賀守

天璋院様御用人

鈴木 安房守

東條 肥後守

御留守居番

小出 助 四郎

御目付

松 平 彈 正

浦野 一 學

和宮様御下向之節御供被 仰付之

大目付

遠山 隼 人 正

御勘定奉行

松 平 出 雲 守

御目付

駒井 山城 守

黒川 左 中

御勘定吟味役

設 樂 八 三 郎

御縁組御用被仰付之

御先手

黒 澤 正 助

和宮様御下向之節、御道筋并 御旅館邊爲見廻被差遣之

御徒頭

諏訪 庄 右衛門

大久保 權 右衛門

仙石 播 磨 守

岡 三 四 郎

小野 整 三 郎

高尾 惣 十 郎

同斷之節御供 御旅館邊勤番被 仰付之

右於芙蓉之間老中列座申渡之、若年寄侍座

一和宮様御縁組御弘被 仰出候に付、御三家方尾張前中納言殿より鮮鯛一折充以使者被獻之、於躑躅間謁老中

一右同斷に付出仕之面々於席々謁老中

一左之書付大目付御目付え達之

今日御弘被 仰出候に付、爲御祝儀登 城之面々老中、水野出羽守、若年寄中え可被相廻候、右之趣可被相

觸候

十一月朔日

和宮御方 和宮様と 可奉稱候事

一此度爲御祝儀在國在邑之面々、十萬石以上は使札、其餘は飛札を以御祝儀可申上候事

但 隱居幼少病氣之面々は、月番之老中宅え以使者御祝儀可申上候、在邑之隱居は可爲飛札候

右之趣可被相觸候

十一月朔日

十一月五日

一卯下刻御座間御上段 御着座

御縁組之儀被仰出候ニ付

高家

日光 御宮 御名代

六角 越 前 守

右出座老中披露、御上段え召之、日光 御宮 御名代可相勤旨 上意有之、御下段え退御禮申上之、老中及

御取合退去

十二月九日

一左之書付大目付御目付え達之

今度 御下向之儀御先格と違 御縁組被 仰出候上に而之 御下向、殊に 御身柄之御車にも有之、御供其

外格別御手厚に被 仰出、多人數上京被 仰付候に付而は、道中筋混雜而已ならず、近年宿驛疲弊之折柄に付、銘々供連之儀無益之人數相省、荷物其外可成丈け相減し、多分之人馬不召連様可被致候、尤召連候人數并雇人馬等之儀、御供御目付え可被承合候
右之趣 御下向御用に付、上京之面々え可被達候

十二月九日

十二月十七日

一辰中刻御座間御上段 御着座

御縁組之儀被仰出日光
御宮 御名代歸り

高家
六角 越前守

右出座老中披露 上意有之、於御上段 御縁組之儀被 仰出、日光 御宮 御名代相勤候段言上之、御下段え退御禮申上之 上意有之、老中及御取合退去

十二月十八日

一左之書付大目付え達之

京都之御祝儀之御使相濟候事

三十萬石以上

公方様え 三種二千疋

天璋院様え 二種千疋

十萬石より二十九萬石迄

公方様え 二種二千疋

天璋院様え 一種千疋

五萬石より九萬九千石迄

公方様え 二種五百疋

天璋院様え 一種五百疋

一萬石より四萬九千石迄

公方様え
天璋院様え

一種三百疋充

十萬石以上之嫡子同隠居

公方様え 二種五百疋

天璋院様え 一種五百疋

右之通可被獻之候 公方様え之獻上物は御本丸御玄關より 天璋院様え之差上物は中之口迄、朝六時より五時迄之内、在國在所之面々共一同以使者獻上可有之候、日限之儀は追而可相達候

文久元 辛酉年

正月十八日

一左之書付大目付御目付え達之

今度京都え御祝儀之 御使相濟候に付、爲御祝儀來る廿一日四時、腰明き熨斗目返し小紋に無之上下着用
惣出仕之事

但 老中、水野出羽守、若年寄申え可被相廻候

一在國在邑之面々十萬石以上は使札、其外以飛札御祝儀可被申越候

但 隱居幼少病氣之面々は、月番之老中宅え以使者御祝儀可申上候、在國在邑之隱居は十萬石以上に候共
可爲飛札候

右之趣可被相觸候

正月十八日

正月十九日

一左之書付大目付え達之

京都え御祝儀之 御使相濟候 付御祝儀物最前相達候通廿三日差上候様、萬石以上之面々え可相觸候

正月十九日

一左之書付大目付御目付え達之

京都え御祝儀之 御使相濟候に付、御祝儀明後廿一日は相延、來る廿三日御禮有之候、諸事最前相達候通
可被心得候

右之趣可被相觸候

正月十九日

正月廿三日

一京都え御祝儀之 御使相濟候に付、今日惣出仕有之、已下刻老中、水野出羽守、若年寄登 城^{熨斗目}半袴返し小紋に無之

一午中刻御座間御上段 御着座

高家 横 瀨 山 城 守

右出座老中披露 上意有之御上段え上り 御縁組被 仰出候に付 和宮様え御祝物被進且 禁裏 親王 准

后 敏宮 壽萬宮え右御祝儀被進候 御使酒井若狹守相勤、山城守差添相勤候段申上之 御返事之趣言上之

過而御下段え退御禮申上之 御誕有之、老中及御取合退去、畢而山城守持參候女房之奉書老中持出、備 御

前 御覽相濟而

田 安 大納言殿

右被出座老中披露、御下段 御左之方被着座、京都え御祝儀之 御使相濟候御祝儀被申上旨老中言上之 上

意有之、老中御取合申上之被退去

尾張 中納言殿

右被出席老中披露、御下段 御左之方被着座、京都へ御祝儀之 御使相濟目出度由老中言上之 上意有之、老中御取合申上之被退去、相濟而老中一同 御目見、御祝儀申上之、畢而水野出羽守御祝儀申上、次若年寄御目見御祝儀申上之退去

一今日出仕之面々於席々謁老中

三月十七日

一左之書付大目付御目付え達之

和宮様當春中御下向たるへき旨、先達而被仰出候處、東海道筋荒所等も多く御通行御差支に付、中仙道へ御道替被 仰出、御下向之儀暫 御差延被 仰出候、猶御頃合之儀は追而被 仰出候 右之趣向々え可被達候

三月十七日

七月廿一日

一午中刻御座間御上段 御着座

高家

大澤 右京大夫

右出席老中披露 上意有之、御上段え 召之 和宮様 内親王 宣下に付、爲御禮 禁裏 親王 准后え

御使可相勤之旨 御口上被 仰舍之、御下段え退候節、酒井若狹守申談可相勤旨 御誕有之、御禮申上之老中御取合退去

八月十三日

一左之書付大目付御目付え達之

和宮様御下向之節御旅館前後共御旅行里數三日路程、御用之外旅人往來差留可申事

一御道筋宿村并枝道閑道共右に 准し留切、御料は其所之御代官手附手代共差出、私領は領主地頭より家來差出、御警衛向嚴重に行届候様可被取計候 右之通可被相觸候

八月十三日

八月十八日

一左之書付大目付御目付え達之

和宮様御下向當十月中たるへき旨被 仰出候、此段向々え可被達候

八月十八日

勅 使 加藤出羽守 殿上人 溝口主膳正
北小路極薦 嶋津淡路守 代り堀 左京亮 松平伊勢守
右當十月中參向之公家衆御馳走人被 仰付旨、於帝鑑之間老中列座申渡之

九月五日

一 午中刻御座間御上段 御着座

和宮様内親王宣下ニ付 高家 大澤右京大夫 京都御使歸

右御縁類迄出座、老中披露 上意有之、於御上段 禁裏 親王 准后より之 御返答申上之、御下段え退御 禮申上之 御誕有之、老中及御取合退去、過而右京大夫持參候女房之奉書老中持出、備 御前 御覽相濟而 老中一同 御目見、次水野出羽守 御目見、畢而若年寄 御目見退去

九月十四日

一 左之書付大目付御目付え達之

和宮様御下向 御發輿御日限

十月廿日

右之通被 仰出候事

九月十四日

九月十五日

一 午中刻御座間御上段 御着座

金十五枚 時服 五 加藤遠江守

右 和宮様御下向之節御供被 仰付候に付、御暇拜領物被 仰付旨、於御次間老中申渡、過而出座老中披露、御暇拜領物之御禮老中言上之 上意有之 御手目 御召之御羽織頂戴復座御禮、老中御取合申上之退去 但拜領物は於御用部屋頂戴之

一 左之書付大目付え達之

和宮様御下向之節、御道中御晝休御泊、其所之領主在邑之面々領分之内、於御泊爲伺御機嫌、加納遠江守 旅宿へ使者可被差出候、尤御肴差上には不及、御小休御晝休に而は使者にも不及候、且御供之面々旅宿へ 見舞候儀可爲無用候、在江戸之分は右に可准候

右之通御道筋領主々々え可被相觸候

九月十五日

十月廿二日

一 左之書付大目付御目付え達之

和宮様板橋宿より清水御屋敷え 御着輿之節、御道筋并 御見通し屋敷大門潜共建置、長屋等は窓ふた致し 可申事

一 往來人留之儀は都而 御成之節之通りに候事

一 御道筋萬石以下之小屋敷、町家等えは別段に御固め被仰付候事

一 御道筋 御見通し之場所迄掃除いたし可申事

一御道筋屋敷に破損之場所、見苦敷無之様手入等いたし可申候事
右之通可被相觸候、尤西丸御目付えも可有通達候

十月廿二日

十月廿五日

一左之書付大目付え達之

和宮様板橋宿より清水御屋敷へ御着之節、御道筋并最寄居屋敷中、下屋敷有之候面々御道固

板橋宿より集鴨町
木戸際迄
但片側
加賀中納言

同所
但同斷
松平越前守

集鴨町木戸際より
同所下中組木戸際
迄但兩側
増山河内守
堀田加賀守
柳澤彰太郎

集鴨町中組木戸際
より集鴨通加賀中
納言中屋敷迄
但同斷
松平左衛門尉
堀石見守
安藤飛驒守

集鴨通加賀中納言
中屋敷前
但同斷
加賀中納言

集鴨通加賀中納言
中屋敷前
但同斷
松平大隅守
堀出雲守

集鴨通雅樂頭下屋
敷前
但同斷
酒井雅樂頭

集鴨通酒井雅樂頭
下屋敷際より大隅
戸守際迄
但同斷
土井大隅守

集鴨通練場より
大炊頭屋敷前通町
家木戸際迄
但同斷
土井大炊守

集鴨通土井大炊頭
下屋敷際より家木戸
際より駒込片町松
村與惣右衛門屋敷
角迄
但同斷
太田備中守

駒込片町松村與惣
右衛門屋敷角より
本郷追分町迄
但同斷
阿部締次郎

本郷追分町より森
川宿中屋敷前
但片側
本多美濃守

本郷追分町より加
賀中納言屋敷前通
但同斷
加賀中納言

本郷三丁目木戸際
より湯嶋五丁目木
戸際迄
但同斷
松平與十郎
松平豊後守
小笠原幸松丸

湯嶋四丁目木戸際
より藤堂乗之丞屋
敷角邊迄
但同斷
土井能登守

湯嶋藤堂乗之丞屋
敷より昌平橋迄
但同斷
松平駿河守
戸田七之助

昌平橋内より締次
郎屋敷構
但同斷
阿部締次郎

昌平橋内より下野
守屋敷構
但同斷
青山下野守

左衛門尉屋敷構
但同斷
松平左衛門尉

能守登屋敷構より
山田三育屋敷角邊
迄
但同斷
土井能登守

長門守屋敷前今川
駿河守屋敷角邊迄
但兩側

今川駿河守屋敷角
邊より喜多村大之
丞屋敷角邊迄御
脇二而元護持院跡
明地廻り同斷
但同斷

稻葉長門守

稻葉長門守
青山下野守
松平左衛門尉
伊東張次郎

喜多川大之丞屋敷
角邊より豊後守屋
敷構但片側

主計頭屋敷構
但同斷

板倉主計頭

一橋御門外元護持
院跡明地廻り御堀
端共

同斷廻り御堀端共

内藤駿河守
井上筑後守

一橋御門より竹橋
御門迄但兩側

一橋竹橋維子橋御
門當番非番之面々

右之通相心得、家來差出御道固可被致候、委細之儀は松平備後守、^{△御目付}淺野一學え承合候様可被達候^{△同}

十月廿五日

十月廿六日

一左之書付大目付御目付え達之

來月十五日

和宮様清水御屋敷え 御着、其後嚴儀之 御行粧に而 御本丸へ可被爲 入候、此段向々え可被達候

十月廿六日

十月廿九日

一和宮様御下向に付十月廿日 桂御所より 御發輿被遊、大津驛 御着御膳等御快被 召上候段、加納遠江守

より老中連名充之註進狀出來、以御側衆入 御聽

一左之書付大目付御目付え達之

和宮様 御着輿之節可憚色目

薄花田 薄 青 香 淺 黄 櫻 枯 色

苦 色 薄 色 檜 皮 萌 木 赤 色

右之通に候、尤色目は聊似寄候とも、染色之名唱違ひ候得は不苦候、此段 御通輿筋え罷出候面々え可被達 置候

十月廿九日

和宮様御本丸え 御入輿之節、溜詰松平式部大輔、御譜代大名、高家、鷹之間詰御奏者番、菊之間縁頼詰父

子共、布衣以上之御役人、直垂狩衣大紋布衣着用可有登 城候

一御道筋御門々え當番之面々尉斗目半袴着用相詰 御着輿以後可有登 城候

但 大手御門、内櫻田御門當番之面々は裝束着用可有之候

一殿中在合之面々并當番之御番衆尉斗目半袴着用たるへく候

一御用に掛り候面々大紋布衣素袍着用たるへく候

右之趣向々々可被相觸候

十月廿九日

別紙

和宮様 御入輿之節列居之面々

大手御番所前

大手御門當番

下乗橋外左右

大御番頭

△御小性組番頭次席
林大頭

内櫻田御門當番

百人組番所前

當番 百人組之頭

二丸銅御門外

當番 御持之頭

中之御門外

御譜代大名

同 嫡子

御書院番頭

新番頭

芙蓉之間御役人

御小性組番頭

中輿御小性

布衣以上之面々

中之御門内御先手番所前

當番 御先手

御玄關前冠木御門外

溜 詰

鷹之間詰御奏者番

御玄關前御門外

當番 御書院番頭

御玄關脇

布衣以上以下御用掛り之面々

右之通向々々可被達候

十月廿九日

十一月七日

一和宮様十一月三日上ヶ松驛 御發輿、福嶋驛御晝休、藪原驛 御着、御膳等御快被 召上候段、加納遠江守
より老中連名充之註進狀到來、御側衆を以入 御聽

十一月十一日

一和宮様十一月九日沓掛驛 御發輿、輕井澤驛御晝休、碓氷峠無御滯御越、坂本驛 御着、御膳等御快被 召

上候段、加納遠江守より老中連名充之註進狀到來、御側衆を以入 御聽

十一月十二日

一左之書付大目付御目付え達之

和宮様 御入輿御道筋

清水御屋敷より 御出輿、吹上 上覽所前通、竹橋御門、御堀端大手御門通 御入輿
右之通候間得其意、向々え可被達候

十一月十二日

十一月十四日

一和宮様十一月十四日桶川驛 御發輿、浦和驛御晝休、板橋驛 御着、御膳等御快被 召上候段、加納遠江守より老中連名充之註進狀到来、御側衆を以入 御聽

一左之書付大目付御目付え達之

和宮様清水御屋敷より 御入輿之節、御道筋并 御見通し屋敷大門潜り共建置、長屋等は窓蓋致し可申事

一往來人留之儀は都而 御成之節之通に候事

一御道筋并 御見通し之場所迄掃除いたし可申事

一御道筋屋敷に破損之場所、見苦敷無之様手入等致可申事

十一月十四日

和宮様板橋宿 御發輿

十一月十五日

御供揃五半時

右之通に候間、爲心得向々え可被達置事

十一月十四日

十一月十五日

一昨夜板橋驛 御泊、今朝辰下刻御供揃に而 御發輿、清水御屋敷え 御着輿

一同斷に付大和守、^{△若年寄}酒井右京亮常之殿斗目半袴 御着輿以前清水御屋敷え相詰 御着輿之上大和守には^{△老女}花園を

以恐悅申上、酒井右京亮には御供之御留守居を以恐悅申上、相濟而夫より 御本丸え登 城 和宮様清水御

屋敷え無御滞 御着輿被遊候段、大和守以御側衆言上之、恐悅も申上之

一同斷に付老中、水野出羽守慶斗目麻上下に而、退出より清水御屋敷え相越 和宮様無御滞 御着輿之恐悅申

上、且御機嫌花園を以相伺之

^{△御下向御供}一加納遠江守清水御屋敷より直に 御本丸え登 城、無御滞 和宮様 御着輿被遊候段恐悅申上之

一和宮様御下向御供罷下り候御留守居始役々登 城、於席々謁老中

十一月十六日

一午中刻御座間御上段 御着座

徳川禮典附録 卷十上

箱 肴 加納遠江守

右出座、若年寄披露 和宮様御供仕罷下候段老中言上之 上意有之、老中及御取合退去

御使老中 廣橋 一位

差添高家 坊城大納言

右今朝到着に付被遣之

△使番 永井房之助 中山大納言 菊亭中納言

野宮宰相中將 八條三位 葉室頭右大辨

△同斷 同有馬式部 橋本宰相中將

右今朝到着に付被遣之

十一月廿一日

一年頭并 御繼體 立親王 宣下且 △御本丸え御移徙 御移徙之御祝儀 勅使 親王使相兼 和宮様御下向に付、供奉等に而參

向之面々登營

一午中刻御白書院 出御 御直垂

御先立 老中 御太刀 高家

御刀 御小性

御上段御着座

年頭之御祝儀

一禁裏より被進御太刀目錄 御前え廣橋一位持參、坊城大納言同列御祝儀被進旨述之、御太刀 御頂戴以後高家御床に納之

一親王より被進御太刀目錄 御前え坊城持參、廣橋同列御祝儀被進旨述之 御太刀 御頂戴以後、高家御床に納之

一准后より被進黄金 御前え廣橋持參、坊城同列御祝儀被進旨述之、黄金高家御床に納之 是は 御頂戴無之 御詞も無之

御繼體 立親王 宣下之御祝儀

一禁裏より被進色輪子、高家持出御上段に置之、坊城出席廣橋同列御祝儀被進旨述之、輪子高家引之

但 御樽肴は 御前え不出

一親王より被進御太刀目錄 御前え廣橋持參、坊城同列御祝儀被進旨述之 御太刀 御頂戴以後高家御床に納之 但 御樽肴は 御前え不出

一准后より被進紗綾、高家持出御上段に置之、坊城出席廣橋同列御祝儀被進旨述之、紗綾高家引之 但 御樽肴は前え不出

御移徙之御祝儀

一禁裏より被進御硯文臺、高家持出御上段に置之、御太刀目録 御前え廣橋持參、坊城同列御祝儀被進旨述之
御太刀 御頂戴以後高家御床に納之、御硯文臺高家引之

一親王より被進御太刀目録 御前え坊城持參、廣橋同列御祝儀被進旨述之 御太刀御頂戴以後高家御床に納之
但 御屏風は 御前え不出

一准后より被進色繻珍高家持出御上段ニ置之 御前え廣橋出席、坊城同列御祝儀被進旨述之、繻珍高家引之
年頭之使者

九條 關白殿 二條 内大臣殿 近衛 大納言殿
鷹司 左衛門督殿 聖護院 宮 知恩院 御門跡

右一人充罷出、御太刀目録高家披露則引之

勾當 内侍

右進物中奥持出高家披露、進物中奥引之

自分之御禮

廣橋 一位 坊城 大納言

右一人充出座於御下段御禮、御太刀目録高家披露、御右之方着座、老中御取合申上之退去 御太刀目録御奏者番引之

中山 大納言 菊亭 中納言 橋本 宰相中將

野宮 宰相中將 八條 三位 葉室頭 右大辨

右一人充出座於御下段御禮、御太刀目録高家披露、御右之方着座 和宮様御下向に付供奉等に而參向之處
御對顔忝由老中言上之、老中御取合申上之退去 御太刀目録御奏者番引之

今 城 中 將 千 種 少 將 岩 倉 少 將

富 小路 中務 大輔 橋 本 侍 從 小 倉 侍 從

北 小路 極 蔭

右兩度に出座、御太刀目録持參御下段御敷居之内に置、外に而御禮高家披露 和宮様御下向に付供奉等に而
罷下り候處 御目見難有旨老中言上之、老中御取合申上之退去 御太刀目録御奏者番引之 右相濟而

一御次之御襖障子老中開之御敷居際 立御

攝家方 者 知恩院御門跡 使 者

吉田侍從三位使者 鈴鹿 信濃 守 和宮様御供ニ而罷下り候 者 菊亭中納言 家 來

聖護院宮 使 者 坊城大納言 御醫 師 御冠師 御烏帽子師

廣橋一位 家 老 樂人 惣代 御末 廣師

右之輩御疊縁に並居、捧物前に置一同平伏、御奏者番披露、此節御譜代大名其外並居 御目見、相濟而 入御

一入御之節御先立無之

一勅使退出之節大廣間三之間迄老中送之

一御表 出御以前 和宮様内親王 宣下之御祝儀 禁裏 親王 准后より 公方様 和宮様え被進物、且天
璋院様え之被進物御目錄、殿上間おゐて老中請取之

一和宮様御下向に付 禁裏より 公方様 天璋院様え 御言傳物、於殿上間老中請取之

△高家
御使前田伊豆守
鹽鶴一雙 勅 使

右 御對顔相濟候に付被遣之

十一月廿四日

△高家
御使土岐左京大夫 勅 使

右明廿五日御馳走御能被 仰付候間、登 城見物被在之候様被 仰遣之、且其外堂上方に同様見物被在之候
様被 仰遣之

御使御小性組番頭大久保駿河守 同御書院番頭久永石見守 同同斷神保山城守
水戸 中納言殿 尾張 中納言殿 紀伊 中納言殿

右明廿五日公家衆御馳走御能被 仰付候間、御登 城見物被在之候様被 仰遣之

十一月廿五日

一勅使其外堂上方御馳走之御能依被 仰付登 城、且 御三家始溜詰御譜代大名登 營、御表 出御以前何も
見物之席え着座

一田安大納言殿御能爲見物被登 城、於御座間御三之間 御通掛 御對顔

一辰下刻大廣間 出御 御長袴

御先立 老 中 御 刀 御 小 性
御下段 御着座 尾張 中納言殿 紀伊 中納言殿
所勞 水戸 中納言殿

右一同被出席 御對顔老中披露、御能見物之御禮老中言上之
一御間之襖障子老中開之、御敷居際 御着座

廣 橋 一 位 坊 城 大 納 言 中 山 大 納 言
菊 亭 中 納 言 橋 本 宰 相 中 將 野 宮 宰 相 中 將
八 條 三 位 葉 室 頭 右 大 辨 今 城 中 將
千 種 少 將 岩 倉 少 將 富 小 路 中 務 大 輔
橋 本 侍 從 小 倉 侍 從 北 小 路 極 蔭

右一同御次間着座 御對顔、御能見物之御禮老中言上之、此節御譜代大名其外群居一同 御目見、相濟而御
襖障子閉之

一御能 上覽之御席え 御着座 御簾中奥御小姓勤之
一御能初若年寄勤之

一翁三番更相濟而御側衆を以老中兩人 召之 勅使其外堂上方え緩々見物可被在之旨、老中を以被 仰遣之、尾張殿紀伊殿え右之趣老中を以被 仰遣之

一御能三番過要脚廣蓋、相濟而 御中入

一勅使其外堂上方退座、休息有之而御饗應之席え被相越

御 白書院

勅 使

右御饗應 七五三 老中出席及挨拶、配酒二獻過而盃臺出之、此節 御使老中出席高家侍座、畢而膳部撤之茶并餅菓子出之、重而吸物出之二獻に而撤之、殿上之間え退去

紅 葉 間

中山 大納言

菊亭 中納言

橋本 宰相中將

野宮 宰相中將

八條 三位

葉室 頭右大辨

右御饗應 膳部薄盤 老中出席及挨拶、二獻過而三方に而土器出之、此節 御使老中、畢而膳部撤之茶并餅菓子出之、過而殿上間え退座

今 城 中 將

千 種 少 將

岩 倉 少 將

富 小 路 中 務 大 輔

橋 本 侍 從

小 倉 侍 從

北 小 路 極 薦

右 膳部足打 老中出席及挨拶、過而膳部撤之茶并餅菓子出之 但 土器不出之

竹 之 間

尾 張 中 納 言 殿

紀 伊 中 納 言 殿

右御饗應 膳部薄盤 老中出席及挨拶、二獻過而盃臺出之、此節御使老中、畢而膳部撤之茶并餅菓子出之

柳 之 間

御 譜 代 大 名

鷹 之 間 詰 同 嫡 子

菊 之 間 縁 頼 詰 同 嫡 子

檜 之 間

地 下 其 外

右席々に而御料理被下之

一勅使其外堂上方休息有之而御能見物之席え被出座、高家令案内

一御能過而尾張殿紀伊殿如今朝 御對顔、御饗應之御禮老中言上之、畢而最前之席え被退去、于時御間之襖障

子 開 之

一勅使其外堂上方一同 御對顔、御饗應之御禮老中言上之、此節御次伺公之面々一同 御目見、相濟而御襖障

子 閉 之

一勅使其外堂上方退出之節、殿上間迄老中送之、高家御玄關迄送之

一勅使其外堂上方御玄關より被立歸、於殿上間板縁謁老中、御禮被述之退出

一尾張殿紀伊殿御書院番所前板縁に而謁老中、御禮被謝之退出
一老中、水野出羽守、若年寄御側衆えも御料理被下之

御能組

翁 三番叟 五十五郎

淡路 金春大夫 六右衛門 錦藏 政次郎 安五郎 初太郎

巴 六平太 丑之進 久左衛門 新藏 六藏

杜 金剛大夫 喜勢太郎 龜三郎 又次郎 市右衛門 五郎次郎

石 觀世大夫 權之助 三太郎 惣次郎 幸太郎 新九郎

祝 重次郎 彦十郎 次郎兵衛 權一郎 龜吉

鼻取相撲 千太郎

鏡 男 寛太郎

石橋間 仁右衛門

一左之書付大目付え達之

溜 詰

和宮様御入城之節、御玄關前冠木御門外え罷出候様先達而相達置候得共、御玄關脇え罷出候様可被達候事

十二月朔日

十二月五日

一左之書付大目付御目付え達之

和宮様 御入興御日限

十二月十一日辰刻

右之通被 仰出候 御婚禮御日限之儀は追而可被 仰出候、此段向々え可被達候

十二月五日

十二月八日

一左之書付大目付御目付え達之

和宮様 御入興相濟候爲御祝儀、來る十五日熨斗目半袴着用惣出仕有之候、尤例月月次御禮も有之候事

一在國在邑之面々十萬石以上は使札、其外は飛札を以御祝儀可被申越候

但 隱居幼少病氣之面々は月番之老中宅え以使者御祝儀可申上候、在國在邑之隱居は十萬石以上たりとも可爲飛札候

右之趣可被相觸候

十二月八日

十二月十日

一左之書付大目付御目付え達之
 先達而 和宮様 御入輿之節、御玄關前冠木御門外え溜詰罷出可申旨相達置候得共、同所之儀は御列に立候者相開候ものも有之候に付、御玄關前え罷出候様猶又相達候、且布衣以下御用掛り之者素袍着用たるへく旨最前相達置候得共、右は常之熨斗目麻上下着用、兩御番より出人之儀は最前相達候通素袍着用たるへく候

十二月十日

十二月十一日

一今日 和宮様 御本丸え 御入輿辰刻
 一大和守 直垂 酒井右京亮、加納遠江守 大紋 卯下刻清水御屋敷え罷越、其外老中、水野出羽守、若年寄同刻登城
熨斗目 半袴
 一大和守、酒井右京亮、加納遠江守清水御屋敷え罷出、大和守、酒井右京亮は御玄關に而御目見、御跡より御本丸え罷出、加納遠江守は御供勤之
 一和宮様嚴儀之御行粧に而 御車に被爲 召、清水御屋敷より吹上上覽所前通、竹橋御門、御堀端、大手御門

より被爲 入、塀重御門より大廣間御車寄せ 着御、此節塀重御門内は御締りに相成、大奥老女其外御先之女中等御出迎罷出大奥え被爲 入

但 通御之節溜詰、老中、水野出羽守、若年寄何も御玄關脇え罷出 御目見

一公方様には 和宮様より今日被爲 進候御小直衣被 爲召、於大奥御對顔被爲 在

一御供之堂上方は直に御玄關より殿上間え相通、其外地下之輩は柳之間、蘇鐵之間え相通

一殿上間え老中相越堂上方え及挨拶、過而於同席 公方様 天璋院様 本壽院様え 和宮様より被進物 御使

傳奏相勤、御目錄老中請取之

一殿上方大廣間二之間え出席 和宮様無御滯 御入輿被爲 濟候恐悅被述之、謁老中、其節堂上方え 御祝儀

被下物老中列座申達之

一於御白書院紅葉間、堂上方え吸物御酒被下之、老中出席及挨拶、配酒二獻過而盃臺出之、此節 御懇之上

意之趣 御使老中傳達之、其節被下物之御禮被述之、謁老中

一地下之輩檜之間、蘇鐵間に而吸物御酒被下、輕き者は御玄關前腰掛に而赤飯被下之

一溜詰御譜代大名、高家、鷹之間詰御奏者番、菊之間縁頼詰父子共、布衣以上之御役人於席々謁老中恐悅申上之

一御道筋御門々え御番之面々相詰 御着輿以後登 城、於席々謁老中恐悅申上之

一老中、水野出羽守、若年寄何も於御用部屋吸物御酒被下之

一奥向之面々并大奥女中えも吸物御酒被下之

一 御入輿御供之面々、且又殿中詰合之布衣以上御役人え何も吸物御酒被下之

一 公方様え 和宮様より

御烏帽子 御小直衣 御衣 御單 御下袴

御指貫 御大帷 御末廣 御唐櫃兩面覆

但 御品物は先達而大奥え相廻る

右御入城に付被進之

一 和宮様より 天璋院様え

御手鑑十二ヶ月 一箱

御衝立

一基

一本壽院様え

御軸物二幅對 一箱

御歌書

一箱

右同斷に付被進之

廣橋 一位

坊城大納言

中山大納言

菊亭中納言

公方様より

銀三十枚充

卷物七枚

和宮様より

銀十五枚充

橋本宰相中將

野宮宰相中將

八條三位

葉室頭右大辨

公方様より

銀二十枚充

卷物七枚

和宮様より

銀十五枚充

今城中將

岩倉少將

橋本侍從

北小路極薦

千種少將

富小路中務大輔

小倉侍從

右 和宮様 御入輿相濟候爲祝儀被下之、於大廣間二之間老中列座申達之

但 地下之輩え被下物之書付、廣橋坊城え相渡之

一 公方様え

△老中

△久世 大和守

△本多 美濃守

△若年寄 水野和泉守

堀出雲守

加納遠江守

右 和宮様 御本丸 御入輿に付爲御祝儀獻上之

一 和宮様え

鮮御肴一折充

一紙目錄添

大和守

酒井右京亮

加納遠江守

△内藤

紀伊守

△松平

豊前守

△安藤

對馬守

△御側御用人

水野出羽守

酒井右京亮

田沼玄蕃頭

右同斷に付獻上之

一天璋院様え

鮮御肴一折充
一紙目錄添

大和守	紀伊守	對馬守
美濃守	豐前守	水野出羽守
水野和泉守	遠山信濃守	酒井右京亮
堀出雲守	加納遠江守	田沼玄蕃頭

右同斷に付獻上之

△高家

御檢重一組充
鮮鯛一折充

御使大澤右京大夫	坊城大納言	中山大納言
廣橋一位	野宮宰相中將	八條三位
菊亭中納言		
葉室頭右大辨		

△高家
同品川式部大輔
橋本宰相中將

右 和宮様 御入輿相濟候に付被下之

十二月十二日

御返答之次第

一午上刻御白書院

出御 御直垂

御先立	老中	御太刀	高家
御刀	御小性		
御上段 御着座			

勅使 廣橋一位 坊城大納言
右一人充出座 御目見高家披露、御下段 御右之方着座

一廣橋、坊城 御前え被爲 召之 禁裏より年頭并 御繼體 立親王 宣下且 御移徙之御祝儀被進 御返答
被 仰舍之 親王 准后より年頭并 御繼體 立親王 宣下且 御移徙之御祝儀被進 御返事をも被 仰出
退去、此節老中 御前え 召之 勅使并堂上方歸洛之御暇被下旨被 仰出之、於御次間老中列座 御諛之趣
老中演達之、且又拜領物被 仰付旨傳之、高家侍座老中 御前え罷出御請申上之、過而
廣橋一位 坊城大納言

右一同出席、御暇且拜領物之御禮老中言上之退去

所勞	菊亭中納言	野宮宰相中將
中山大納言		
八條三位	葉室頭右大辨	

右兩度に出席高家披露、次第同前退去

今城	中將	千種少將	岩倉少將
----	----	------	------

富小路中務大輔
北小路極薦

橋本侍從

小倉侍從

右兩度に出席高家披露、次第同前相濟而御間之御襖障子老中開之、御敷居際 立御、此節御譜代大名其外並居 御目見、過而 入御

一入御以後 勅使御白書院御下段一同着座、此節老中出席 禁裏 親王 准后より 天璋院様え 御繼體 立親王 宣下之御祝儀被進 御返事且 御返答申達之

一和宮様御下向に付 禁裏より 公方様 天璋院様え 御言傳物之 御返答於同席老中述之

一右畢而方領被下旨書付、於大廊下休息所廣橋、坊城え老中渡之、老中列座

一勅使其外堂上方、於御白書院御下段拜領物頂戴之、老中列座

一勅使其外堂上方退出之節、大廣間三之間迄老中送之

一柳之間に而地下其外被下物老中申渡頂戴之

御對顔之節 年頭之御祝儀

禁裏より

親王より

御太刀 一腰
黃金 三枚

御太刀 一腰
黃金 一枚

准后より

黃金 一枚

御繼體 立親王 宣下之御祝儀

禁裏より

親王より

色綸子 十端
三種 二荷

御太刀 一腰
黃金 一枚
二種 一荷

御移徙之御祝儀

禁裏より

親王より

御太刀御馬代
御硯文臺一具

御太刀御馬代
御屏風 一雙

准后より

色縞珍五卷

年頭之御祝儀

御太刀馬代 九條關白殿

同 斷

二條内大臣殿

御太刀馬代 二種 近衛大納言殿

同 斷

應司左衛門督殿

御太刀馬代 聖護院宮

御太刀馬代
薰物

知恩院御門跡

十帖一卷 勾當内侍

和宮様内親王 宣下之御祝儀

紗綾二卷 勾當内侍

徳川禮典附録 卷十上

自分之御禮

御太刀馬代 紗綾五卷	廣橋 一位	同 斷	坊城大納言
御太刀馬代 紗綾三卷	中山大納言	御太刀馬代 紗綾二卷	菊亭中納言
同 斷	橋本宰相中將	同 斷	野宮宰相中將
同 斷	八條三位	御太刀馬代	葉室頭右大辨
同 斷	今城中將	同 斷	千種少將
同 斷	岩倉少將	同 斷	富小路中務大輔
同 斷	橋本侍從	同 斷	小倉侍從
同 斷	北小路極薦		

御代替之御禮

△御代替以後初而參向
菊亭中納言

攝家御門跡方使者

九條關白殿使者 石井治部少輔	二條內大臣殿使者 隱岐肥後守	近衛大納言殿使者 中川宮內少輔
鷹司左衛門督殿使者 青木右京亮	聖護院宮使者 近藤治部卿	知恩院御門跡使者 角田加賀守
和宮様御供ニ而罷下り候 地 下 之 者 共	御 醫 師	菊亭中納言家來 石田豐後守

中川肥後守

但 石井治部少輔以下獻上物不分明に付除之

御鷹之縁 和宮様御下向ニ付 扇子一箱	廣橋一位家老 築山右膳	同 斷	野村將曹
--------------------------	----------------	-----	------

坊城大納言家老 淺野主膳	同 斷	山科筑後
-----------------	-----	------

御鷹之縁二懸 御祓 御移從之御祝儀 御太刀馬代 御祓	吉田侍從三位使者 鈴鹿信濃守	年頭之御祝儀 扇子一箱	樂人惣代 辻治部少丞
----------------------------------	-------------------	----------------	---------------

御冠師 木村近江	同 斷	御烏帽子師 松本美作
-------------	-----	---------------

御末廣師 岡本能登	同 斷	
--------------	-----	--

御返答之節拜領物

銀三百枚 綿二百把 立親王宣下御祝儀	廣橋 一位	同 斷	坊城大納言
-----------------------	-------	-----	-------

和宮様供奉ニ付 銀三百枚 綿三百把	同 斷	
----------------------	-----	--

和宮様供奉ニ付 所勞 銀三百枚 綿三百把	中山大納言	同 斷	菊亭中納言
----------------------------	-------	-----	-------

和宮様供奉ニ付
銀三百枚
綿二百把

野宮宰相中將

同 斷

八條三位

同 斷

葉室頭右大辨

同 銀百枚
綿五十把

今城中將

同 斷

千種少將

同 斷

岩倉少將

同 斷

富小路中務大輔

同 斷

橋本侍從

同 斷

小倉侍從

同 斷

北小路極蔭

銀十枚
時服二枚

九條關白殿使者
石井治部少輔

同 斷

二條内大臣使者
隱岐肥後守

同 斷

近衛大納言殿使者
中川宮内少輔

同 斷

鷹司左衛門督殿使者
青木右京亮

同 斷

聖護院宮使者
近藤治部卿

同 斷

知恩院御門跡使者
角田加賀守

同 斷

菊亭中納言家來
石田豊後守

同 斷

中川肥後守

同 斷

廣橋一位家老
築山右膳

同 斷

野村將曹

坊城大納言家老
淺野主膳
吉田侍從三位使者
鈴鹿信濃守
御冠師
木村近江
御末廣師
岡本能登

同 斷
同 斷
時服二
同 斷
樂人惣代
辻治部少丞
御烏帽子師
松本美作

十二月十五日

一巳中刻御座間御上段 御着座

大和守

右出座老中披露、今度 和宮様御下向之御用相勤骨折候に付、御道具被下旨 上意有之 御手自御刀三原正家
代金五枚

被下之頂戴、復座御禮申上之、老中及御取合退去

酒井右京亮

右出座老中披露、同斷御用相勤骨折候に付、御道具被下旨 上意有之、御刀三原
代金十五枚 老中取渡之頂戴之、

御次え退座、重而出座刀不帶、御禮老中御取合申上之退座

加納遠江守

右出座老中披露、今度 和宮様御供仕骨折候に付、御道具被下旨 上意有之、御刀高田長盛
代金十五枚 老中取渡頂戴

之、御次え退座重而出座刀不帶、御禮老中御取合申上之退去

御側衆 平岡丹波守

右出座老中披露、今度 和宮様御下向之御用相勤骨折候に付、御道具被下旨 上意有之、御刀豊後國守次代金十三枚 中取渡頂戴之、御次え退座重而出座刀不帶、御禮老中御取合申上之退去

時服五 同 池田甲斐守 御留守居之節相勤候

右出座老中披露、同斷御骨折相勤候に付、拜領物被 仰付難有旨老中言上之 上意有之、老中及取合退去 但 御目見以前拜領物之儀、於御用部屋老中列座申渡之

文久二壬戌年

正月廿五日

一左之書付御側衆え達之

御婚禮之節衣服之事

一御側衆 加珍無地鬘斗目、加珍無地上下

一奥向之面々 無地に而も腰明きに而も花色かな色鬘斗目、上下は返し小紋に無之上下

一御給仕杯ニ出候面々 加珍花色之内無地鬘斗目、同無地上下 以上

一左之書付大目付御目付え達之

來月十一日 御婚禮ニ付溜詰御譜代大名、鷹之間詰御奏者番、菊之間縁頼詰同嫡子、布衣以上之御役人、

四時無地鬘斗目返し小紋ニ而無之半袴着用可有登 城候

一右爲御祝儀同十三日、御三家始諸大名、諸番頭、諸物頭、諸役人、寄合之面々四時無地ニ而も腰明ニ而も鬘斗目、且又返し小紋ニ而無之半袴着用登 城可有之候

一出仕之面々老中、水野出羽守、若年寄申え可被相廻候

但 隠居幼少病氣之面々は、月番之老中宅え以使者御祝儀可申上候

一在國在邑之面々は以使札御祝儀可申上候

但 在國在邑之隠居部屋住も十萬石以上は使札、其外は可爲飛札候

右之通可被相觸候

二月七日

一左之書付大目付え達之

御婚祝相濟候爲御祝儀獻上物

三十萬石以上

公方様え 三種二千疋

徳川禮典附録 卷十上

和宮様え 二種千疋

十萬石より二十九萬石迄

公方様え 二種二千疋

和宮様え 二種五百疋

五萬石より九萬九千石迄

公方様え 二種五百疋

和宮様え 一種五百疋

一萬石より四萬九千石迄

公方様え 二種三百疋

和宮様え 一種三百疋

一萬石より四萬九千石迄

公方様え 二種三百疋

和宮様え 一種三百疋

十萬石以上之嫡子同隠居

公方様え 二種五百疋

和宮様え 一種五百疋

右之通可被獻之候 公方様え之献上物は御玄關より 和宮様え之献上物は中之口迄、何も朝六時より五時迄之内、在國在邑之面々共一同以使者可有献上候、日限之儀は追而可相達候

二月七日

御婚禮相濟候爲御祝儀差上物

三十萬石以上

天璋院様え 二種千疋

十萬石より二十九萬石迄

二種五百疋

五萬石より九萬九千石迄

一種五百疋

一萬石より四萬九千石迄

一種三百疋

十萬石以上嫡子同隠居

一種五百疋

右之通中之口迄朝六時より五時迄之内、在國在邑之面々共一同以使者可被差上候、日限之儀は追而可相達候

二月七日

二月十一日

一今日吉辰ニ付 公方様大奥え被爲 入 御婚禮御規式有之

一同斷ニ付已下刻老中、水野出羽守、若年寄登 城加珍無地熨斗目
麻上下

但 大和守 酒井右京亮加珍子持筋熨斗目、同色長袴着用已下刻御廣敷え相越 御婚禮 御式相濟登 城

一今日御婚禮ニ付、溜詰御譜代大名、鷹之間詰御奏者番、菊之間縁頼詰同嫡子、布衣以上御役人登 城

但 於席々熨斗匍出之

一御規式相濟而午下刻御座間御上段 御着座

田安 大納言殿

右被出座、御對顔御祝儀被申上、老中及御取合被退去、過而御熨斗匍御小性持出之、備 御前、老中一同出

座 御目見、御祝儀申上之 上意有之、此節 御手自御熨斗匍大和守え被下頂戴、復座御禮老中御取合申上、

何も祝候而御酒給可申由 御説有之、一同御禮申上之退去、畢而水野出羽守御祝儀申上、次に若年寄 御目

見、御祝儀申上之相濟而退去

一田安殿え於御次間吸物御酒被遣之

一老中、水野出羽守、若年寄御側衆え吸物御酒被下之

一奥向之面々并大奥女中えも吸物御酒被下之

一殿中詰合之布衣以上之御役人、并布衣以下詰合之面々え吸物御酒被下之

御肴一折充

新番頭格 御小性

高井 備 中 守

山名 壹 岐 守

同格 御小納戸

田 澤 兵 庫 頭

御 小 性

御 伽

御 小 納 戸

御肴一折充

御廣敷御用人

御鷹匠頭

奥儒者

戸 田 五 助

内 山 七 兵 衛

小林 榮 太郎

成 嶋 甲 子 太 郎

御 用 人

奥 醫 師

御 繪 師

奥 醫 師

奥君様方

奥詰繪師範役

奥 詰 師

御 用 人 並

小 南 鉉 次 郎

奥 繪 師 住 吉 内 記

狩 野 春 川

右 御婚禮相濟候爲御祝儀差上之

二月十三日

一御婚禮被爲 濟候爲御祝儀今日惣出仕有之、已下刻老中、水野出羽守、若年寄登 城加珍無地熨斗目
麻上下

但 大和守は御婚禮被爲 濟候御祝儀として 天璋院様え 御使相勤候ニ付、加珍無地熨斗目、同色長袴

着用御廣敷え相越、相濟而登 城

一御婚禮被爲 濟候ニ付 公方様大奥え被爲 入

一公方様 和宮様 天璋院御上段 御着座

御鬘斗蛇 御引渡 御雜煮 御吸物

右御銘々様え上之

奈良臺 御押

右天璋院様え上之

御酌 御加

天璋院様え御一獻被 召上 公方様御看被進之被遊御加、其御盃 公方様え被進 天璋院様御看被進之、御

加有而其御盃 天璋院様え被進之 和宮様御看被進御納

一午中刻御座間御上段 御着座

田 安 大納言殿

右被出座、御敷居之内 御左之方被着座、御祝儀被申上段老中言上之

御吸物 田安殿えも吸物出之

御盃臺 奈良臺 御捨土器 常之御銚子

此節老中御向縁頼に伺公

御前え被 召上、其御盃田安殿え被遣被給御看被遣、盃を持被退時老中取之、御盃臺に載之御酌え渡之 御

前え被 召上、御銚付有之而御納御銚子入、御盃御吸物等引之、老中御取合申上之被退去、過而

尾張 大納言殿 水戸 中納言殿 紀伊 中納言殿

右順々被出座老中披露、御下段 御左之方被着座、御祝儀被申上旨老中言上之 上意有之、老中御取合申上之被退去

加賀 中納言

右出座老中披露、御下段 御左之方着座、御祝儀申上旨老中言上之 上意有之、老中及御取合退去

溜 詰

右出座御祝儀申上旨老中言上之、老中及御取合退去

松平 阿波 守 松平 三河 守 松平 相摸 守

松平 越前 守 松平 兵部 大輔 松平 淡路 守

右一同出座次第同前、過而

大 和 守

右出座老中披露、此度 御婚禮御用相勤骨折候ニ付、御道具被下旨御懇之 上意有之 御手自御刀備前國勝光代全三三五枚被下之、頂戴復座御禮申上之、老中及御取合退去

時服七 酒井右京亮

右出座老中披露、此度 御婚禮御用相勤骨折候ニ付、拜領物被 仰付旨 上意有之、御敷居を隔而頂戴之、

御禮申上之、老中及御取合退去

時服五充 大 和 守 紀 伊 守 對 馬 守

精姫君様え

御使 御留守居

但 御使え姫君様方より巻物二充被下之

田安殿え

御側衆

△田安 壽千代殿え

鮮御肴一折 同 断

但 御使え御兩卿方より巻物二充被送之 一壽千代殿よりは御使祿無之

刑部卿殿御簾中え

同 断

和宮様より

溶姫君様え 御使 御留守居

二種千疋

晴光院様え 同 断

同 断

精姫君様え

同 断

本壽院様え

同 断

△一橋 刑部卿殿え

同 断

田安殿御簾中え

同 女 中

一種千疋

徳信院殿え

同 断

末姫君様え

同 断

誠順院様え

同 断

本壽院様え

同 断

但 御使え姫君様方より巻物二充被下之

田安殿御簾中え

同 女 中

徳信院殿え

同 断

天璋院様より

溶姫君様え 御留守居

二種千疋

晴光院様え 同 断

同 断

精姫君様え

同 断

田安殿御簾中え

同 女 中

徳信院殿え

同 断

刑部卿殿御簾中え

同 断

末姫君様え

同 断

誠順院様え

同 断

本壽院様え

同 断

同 断

但 御使え姫君様方より巻物二充被下之

刑部卿殿御簾中え

同 断

公方様え 溶姫君様より

末姫君様より

二種千疋

御使
御附 用人

同 斷

同 同

斷

晴光院様より

同 同

誠順院様より

同 同

斷

精姫君様より

同 同

本壽院様より

同 同

斷

同 斷

同 同

同 斷

同 同

斷

田安殿より

同 同

刑部卿殿より

使家老代

斷

三種二千疋

使家老 河野近江守

二種千疋

使家老代 番頭

倉林五郎右衛門

壽千代殿より

使家老 河野近江守

末姫君様より

同 同

斷

鮮鯛一折

但 使え卷物二充被下之
一壽千代殿使えは被下物無之

同 斷

同 同

斷

和宮様え 溶姫君様より

御使 御附 用人

同 斷

同 同

斷

二種千疋

御使 御附 用人

同 斷

同 同

斷

晴光院様より

同 同

誠順院様より

同 同

斷

同 斷

同 同

同 斷

同 同

斷

精姫君様より

同 同

本壽院様より

同 同

斷

同 斷

同 同

同 斷

同 同

斷

田安殿より

使家老 河野近江守

刑部卿殿より

使家老代 番頭

倉林五郎右衛門

銀二十枚
卷物五
三種二千疋

壽千代殿より

綿二十把
二種千疋

倉林五郎右衛門

一種千疋

使家老 河野近江守

刑部卿殿より

使家老代 番頭

倉林五郎右衛門

但 使え卷物二充被下之
一壽千代殿使えは被下物無之

天璋院様え 田安殿より

同 同

三種二千疋

同 河野近江守

二種千疋

使家老代 番頭

倉林五郎右衛門

壽千代殿より

使家老 河野近江守

鮮鯛一折

但 使え卷物二充被下之
一壽千代殿使えは被下物無之

徳川禮典附録 卷十上

一同斷ニ付御三家より二種一荷充、尾張前中納言殿より鮮御肴一折、尾張殿御簾中貞慎院殿より一種一荷充、御祝儀として使者を以被差上之

一公方様え

二種二千疋充

大和守

紀伊守

對馬守

美濃守

豐前守

二種五百疋充

水野出羽守

水野和泉守

遠山信濃守

酒井右京亮

堀出雲守

加納遠江守

田沼玄蕃頭

右御婚禮相濟候爲御祝儀、使者を以獻上之

一種三百疋充

御側衆

岡部因幡守

平岡丹波守

坪内伊豆守

蜷川相摸守

佐野日向守

遠山安藝守

堀田土佐守

大久保志摩守

室賀美作守

小笠原加賀守

藥師寺筑前守

久貝河内守

池田甲斐守

右同斷ニ付使者を以獻上之

一和宮様 天璋院様え

二種五百疋充

大和守

紀伊守

對馬守

美濃守

豐前守

右同斷ニ付使者を以獻上之

一種五百疋充

水野出羽守

水野和泉守

遠山信濃守

酒井右京亮

堀出雲守

加納遠江守

田沼玄蕃頭

右同斷ニ付使者を以獻上之

一和宮様 天璋院様え

一種百疋充

御側衆

岡部因幡守

平岡丹波守

坪内伊豆守

蜷川相摸守

佐野日向守

遠山安藝守

堀田土佐守

大久保志摩守

室賀美作守

小笠原加賀守

藥師寺筑前守

久貝河内守

池田甲斐守

右同斷ニ付以使者獻上之

一今日御祝儀として出仕之面々、於席々調老中

御便御書院番頭徳永石見守

同 御小性組番頭水野山城守

同 同斷内藤肥後守

尾張大納言殿

水戸中納言殿

紀伊中納言殿

徳川禮典附録 卷十上

右來る十八日御祝儀御能被 仰付候間、御登 城見物被在之候様被 仰遣之
一左之書付大目付え達之

今度 御婚禮相濟候爲御祝儀、來る十八日御能被 仰付候間、見物可致旨被 仰付候ニ付、熨斗目長袴着
用六半時可有登 城候、尤月次登 城無之分は被罷出不及候

交 替 寄 合 表 高 家
右同斷ニ付見物被 仰付候間、右之刻限可有登 城候

一右爲御禮老中水野出羽守え可被相廻候

一御能見物以後御禮之儀は來る十九日可有登 城候、老中え被相廻に不及候

鷹之間詰同嫡子 御奏者番同嫡子 菊之間縁頼詰同嫡子

右同斷ニ付、來る廿一日廿三日御能被 仰付候間、熨斗目長袴着用可致見物旨被 仰出候、五時可有登 城
候

但 廿一日廿三日之儀被申合、兩日之内可被罷出候

一右爲御禮老中水野出羽守え可被相廻候

一御能見物以後、御禮之儀は來る廿五日可有登 城候、尤老中え被相廻不及候

右之通可被相達候

二月十三日

萬石以上之面々、今日病氣又は忌中等ニ而登 城無之分は、御能見物之儀不申渡候へ共、一同見物被 仰
付候儀に候間、其節登 城候様可被達候

二月十三日

一左之書付大目付御目付え達之

今度 御婚禮相濟候爲御祝儀、來る廿一日廿三日御能有之見物被 仰付候間、御留守居諸番頭、諸物頭、
布衣以上之御役人、且又 御目見以上之役人、寄合御番衆、小十人組迄、儒者醫師西丸共、右兩日之内五
時可有登城候

但 廿一日廿三日之儀申合兩日之内半分充可被罷出候、小普請之面々は月次出仕致し候分計罷出可申候
一右御禮之儀は來る廿五日老中水野出羽守若年寄申え可被相廻候
右之通可被相達候

二月十五日

一已下刻御休息之間御上段 御着座

御側衆
御婚禮相濟候ニ付 堀田 土佐 守
山王 御名代

同斷ニ付
氷川御名代

同
藥師寺筑前守

右被 召出 御名代相勤候段言上之

二月十七日

一 午中刻御座間御上段 御着座

御婚禮相濟候ニ付 高家
日光 御名代 由良信濃守
御宮

右出座老中披露、御上段え 召之 日光 御宮 御名代可相勤旨 上意有之、御下段え退御禮申上之、老中及御取合退去

二月十八日

一 今度 御婚禮被爲 濟候爲御祝儀御能就被仰付、御三家方、加賀中納言始、國持大名溜詰、御譜代大名、外様萬石以上同嫡子共、及交替寄合、表高家登 城

一 橋本宰相中將歸洛之御暇被 仰出候ニ付登 城、且御能見物被 仰付之

一 辰中刻御白書院 出御 御長袴

田安大納言殿

右御能爲見物被登 城、於御座間御三之間 御通掛 御對顔

一 御白書院御上段 御着座、此節於御次橋本宰相中將歸洛之御暇被下旨被 仰出候段、老中列座演達之、且又拜領物被 仰付旨傳之、高家侍座、過而

橋本宰相 中將

右出席高家披露、御暇且拜領物之御禮老中言上之退去

一大廣間 渡御

御先立 老 中
御 刀

御下段 御着座

尾張大納言殿

水戸中納言殿

紀伊中納言殿

右順々被出席 御對顔、老中披露、御能見物之御禮老中言上之、過而

松平阿波守

松平相摸守

松平越前守

松平淡路守

右一同出席 御目見次第同前、畢而何も見物之席え退座

一 御間之御襖障子老中開之、諸大名一同 御目見、御能見物之御禮老中言上之、畢而御襖障子閉之

一 御能 上覽之御席え 御着座 御簾中奥御小性勤之

一 御能初若年寄勤之

一 橋本宰相中將御能見物之席え被出席、高家令案内

一 翁三番叟過而御側衆を以老中兩人 召之、橋本宰相中將え緩々見物可被在之旨以老中被 仰遣之、尾張殿水

戸殿紀伊殿えも右之趣以老中被 仰遣之

一 御能三番過要脚廣蓋有之、并芝居之町人共え折櫃御酒鳥目被下之、落縁ニ而町奉行申渡之

一右相濟而 御中入

一橋本宰相中將退座、休息有之而御饗應之席え被相越

御 黒 書 院 紅葉間替席

橋 本 宰 相 中 將

右御饗應 膳部薄盤 老中出席及挨拶、二獻過而盃臺出之、此節 御使老中、畢而膳部撤之、茶并餅菓子出之

一於同席橋本宰相中將拜領物頂戴之、老中列座、且御能見物御饗應之御禮、謁老中

竹 之 間

尾 張 大 納 言 殿

水 戸 中 納 言 殿

紀 伊 中 納 言 殿

右御饗應 膳部薄盤 老中出席及挨拶、二獻過而盃臺出之、此節 御使老中、畢而膳部撤之茶并餅菓子出之

御白書院御下段御次間迄 但 御上段は御簾無之

表 向 侍 從 以 上

右御料理被下之 但 御使老中

菊 之 間

溜 詰

右御料理被下之 但 御使は無之

菊之間屏風を以仕切

松 平 阿 波 守

松 平 相 摸 守

松 平 越 前 守

松 平 淡 路 守

右御料理被下之 但 御使老中

紅 葉 之 間

表 大 名 四 品 共

同 嫡 子

右之外前々より此席え罷出候面々御料理被下之

柳 之 間

御 譜 代 大 名

同 嫡 子

右之外前々より此席え罷出候萬石以上交替寄合、表高家御料理被下之

檜 之 間 溜

橋本宰相中將 家 來

右御料理被下之

一橋本宰相中將休息有之而御能見物之席え被出座、高家令案内、御能相濟而扣所え被退座

一御能過尾張殿水戸殿紀伊殿、松平阿波守、松平相摸守、松平越前守、松平淡路守如今朝 御對顔、御饗應之

御禮老中言上之、畢而最前之席え被退去、于時御間之御襖障子老中開之、諸大名 御目見、御饗應之御禮老

中言上之相濟而御襖障子閉之、過而 入御

一 御能相濟而

一 橋本宰相中將退出之節、高家御玄關迄送之

一 御三家方御書院番所前板縁ニ而謁老中、御禮被謝之退出

一 老中、水野出羽守、若年寄御側衆えも御料理被下之

一 奥向之面々えも御料理被下之

御能組

翁 三番叟 千太郎

松竹風流

仁右衛門

開口

夫いや高さ松か枝に、かゝる例も久方の、天の羽衣まれなれば、千代のみけしと仰きつゝ、君にさゝぐるこ
とふきは、愛度かりける時とかや

高 觀世大夫 砂 開口 喜勢太郎

龜三郎 五郎次郎

左吉 幸太郎

末廣かり

彌大夫

金剛大夫 田村

彦十郎

助五郎 政次郎

要二郎

福の神

八右衛門

東 寶生大夫 北

源太郎

九郎兵衛 新三郎

市右衛門

六平太 春日龍神

權之助

錦藏 六藏

惣次郎 初太郎

祝 彌三郎 言 金札

繁十郎

七五郎 淑太郎

鈴太郎 萬之丞

一 今日御能ニ付、御三家方より折櫃一合充、尾張前中納言殿より御檜重一組以使者被差上之、於躑躅之間謁老
中

一 右同斷ニ付在府、二十萬石以上より御折一合充、十萬石以上より御檜重一組充以使者差上之、於檜之間謁御
奏者番

御脇差 備前國家助 代金三十枚

大和守

御印籠一

水野出羽守

御印籠 葛蒲革 一枚 白羅紗 七間

御側衆

平岡丹波守

御印籠一充

同 坪内伊豆守 蜷川相摸守 久貝河内守

右 御婚禮相濟候ニ付 思召を以被下旨、於御休息間 御直に被 仰舍之、頂戴御禮申上之

葛蒲革 二枚 白羅紗 三間

酒井右京亮

右同斷ニ付 思召を以被下旨、於御座間御二之間平岡丹波守申達之

八丈綺 奥御右筆組頭 上倉彦左衛門

早川庄次郎

同 二反充 奥御右筆 中村又兵衛

佐山八十次郎

久野正六郎

中嶋彦四郎

片山與八郎

柳澤勉次郎

右 御婚禮御用相勤骨折候ニ付被下旨、於御側衆部屋所平岡丹波守申達

二月十九日

一午中刻御座間御上段 御着座

御婚禮相濟候ニ付 井伊掃部頭

右御縁類迄出座老中披露 上意有之、御上段え 召之今度 御婚禮相濟候ニ候京都え 御使被 仰付 禁裏

親王 准后え之 御口上被 仰合之、御下段迄退御禮申上之時、酒井若狹守申談可相勤旨 御意有之、老中

御取合申上之退座、於御次間拜領物被 仰付旨老中列座申渡之、重而出座拜領物之御禮老中言上之、此時御

馬被下旨 上意有之御禮申上之、老中及御取合退去

井伊掃部頭え 高家 横瀬山城守 差添被遣

右掃部頭に差添被遣候ニ付、御暇拜領物被 仰付旨、於御次間老中列座申渡之、過而御縁類迄罷出 御目見、

老中披露、拜領物之御禮老中言上之、掃部頭、酒井若狹守申談可相勤旨 上意有之、老中御取合申上之退去

二月廿一日

一今度 御婚禮相濟候爲御祝儀御能就被 仰付、高家、鷹之間詰同嫡子、御奏者番同嫡子、菊之間縁類詰同嫡

子、其外御留守居諸番頭、諸物頭、布衣以上之御役人、并 御目見以上之役人、寄合諸御番、儒者、醫師登

城、西丸共 出御以前何も見物之席え着座

一已上刻大廣間 出御 御長袴

御先立 老 中

御刀

御下段 御着座

一御間之御襖障子老中開之、御次伺公之面々一同 御目見、御能見物之御禮老中言上之、畢而御襖障子閉之

一御能 上覽之御席え 御着座 御簾中奥御小性勤之

一御能初若年寄勤之

一御中入無之

一高家、鷹之間詰同嫡子、御奏者番同嫡子、菊之間縁類詰同嫡子、御留守居諸番頭、諸物頭、布衣以上之御役

人、且又 御目見以上之役人、寄合諸御番、儒者、醫師等於席々御料理被下之

一御能 上覽畢而 入御 但 御能過 御目見無之

御能組

翁 三番叟

寬太郎

竹生嶋

六右衛門

錦藏 新九郎

彌兵衛 初太郎

萩大名

千太郎

籓 祐輔

繁十郎

次郎兵衛 權三郎

甚作

栗 燒

權之丞

羽 觀世大夫 衣

喜勢太郎

三太郎 五郎次郎

惣次郎 幸太郎

小鍛冶 鏡之丞

彦十郎

七五郎 利三郎

安太郎 新藏

祝言 鈴之助 養老

榮太郎

富三郎 五郎兵衛

傳次郎 助之丞

二月廿三日

一今度 御婚禮相濟候爲御祝儀御能就被 仰付、高家、鷹之間詰同嫡子、御奏者番同嫡子、菊之間縁頼詰同嫡子、其外御留守居諸番頭、諸物頭、布衣以上之御役人、并 御目見以上之役人寄合諸御番、儒者、醫師西丸

共一昨廿一日見物に不罷出分登 城 出御以前何も見物之席え着座

一已上刻大廣間 出御 御長袴

御先立

老

中

御刀

御下段 御着座

一御間之御襖障子老中開之、御次伺公之面々一同 御目見、御能見物之御禮老中言上之、畢而御襖障子閉之

一御能 上覽之御席え 御着座 御簾中奥御小性勤之

一御能初若年寄勤之

一御料理被下候席々一昨廿一日之通

一御能 上覽、畢而 入御 但 御能過 御目見は無之

御能組

翁 三番叟

彌大夫

鶴 龜 金剛大夫

權之助

助五郎 六藏

又次郎 要三郎

三本柱

八右衛門

忠 度 金次郎

丑之進

吉五郎 與左衛門

萬之丞

こんくわろ

仁右衛門

六 寶生大夫

六右衛門

鍊三郎
政次郎

左市右衛門
吉

明之助
國 栖

喜勢太郎

龜三郎
清五郎

十三郎
久八郎

桑太郎
祝言
岩舟

彦十郎

三保之助
岩五郎

權一八郎

二月廿五日

一午上刻御座間御下段 御着座、御吸物御酒被 召上、御側衆を以大和守被 召出御盃被 下旨 上意有之、

御内縁ニ而頂戴、御肴可被下旨 上意有之、御次え退脇差取之罷出御肴頂戴之、復座加有而御盃其儘差置之、

目出度御水を可奉祝旨申上、此時酒井右京亮御水桶を兩手にニツ提出、右京亮を大和守え相渡之、御水桶

御下段御敷居之上迄持出之、則御水桶之水に浸 御肩衣え水をそゝき、相濟而御嘉申上之 上意有之、大和

守御盃を持退座、酒井右京亮退座

御召御髮斗目

一 大和守

御召麻御長上下

一具 酒井右京亮

右御水祝ニ付被下旨、於御座間御二之間平岡丹波守申達之

御召麻御半上下 一具
御召縮緬御小袖 一具
御召白羽二重御小袖 一具

水野出羽守

右同斷ニ付被下旨、於同席御小納戸頭取田澤兵庫頭申達之

御側衆

御召御半上下 一具
御召縮緬御小袖 一具

平岡丹波守

坪内伊豆守

蜷川相摸守

久貝河内守

右同斷ニ付被下旨、於同席同人申達之

御水桶一充
御水筒一充

大和守

酒井右京亮

右同斷ニ付被下旨、於同席同人申達之

二月廿七日

一卯下刻御座間御上段 御着座

御婚禮相濟候ニ付 高家
日光 御名代歸 由良信濃守

右出座老中披露、於御上段日光 御宮 御名代相勤候段言上之、御下段え退御禮申上之 上意有之、老中及

御取合退去

二種一荷

御使豊前守
尾張大納言殿

同 斷

同 美濃守
水戸中納言殿

同 斷

同 豊前守
紀伊中納言殿

一 種

同 同人
尾張前中納言殿

一種一荷 御使酒井右京亮 加賀中納言

同 斷

同 同人 松平筑前守

右 御婚禮相濟候ニ付、爲御祝儀被遣之

一種一荷

△御奏者番

上使松平大隅守

松平阿波守

同 斷

同 阿部播磨守 松平三河守

同 斷

同 堀田加賀守 松平相摸守

同 斷

同 松平駿河守 松平越前守

同 斷

同 松平肥前守 松平兵部大輔

同 斷

同 内藤志摩守 松平修理大夫

同 斷

同 酒井大學頭 有馬中務大輔

同 斷

同 有馬左兵衛佐 松平安藝守

同 斷

同 松平大隅守 松平淡路守

同 斷

同 同人 松平肥前守

同 斷

同 阿部播磨守 酒井雅樂頭

同 斷

同 同人 三河守養父隠居 松平確堂

同 斷

同 堀田加賀守 讚岐守養父隠居 松平玄蕃頭

同 斷

同 松平駿河守 越前守養父隠居 松平春嶽

同 斷

同 松平大隅守 肥前守父隠居 松平閑叟

同 斷

同 永井肥前守 兵部大輔養祖父隠居 松平嵩翁

同 斷

同 有馬佐兵衛佐 安藝守養祖父隠居 松平備後守

右同斷爲御祝儀被遣之

卷物二十

△高家、御使宮原民部大輔 日光御門跡

一種一荷

日光新宮

右同斷爲御祝儀被遣之

四月廿三日

一午中刻御座間御上段 御着座

御婚禮相濟候ニ付 京都御使歸 井伊掃部頭

右出座 御目見老中披露

上意有之、掃部頭御上段へ上り 禁裏 親王 准后より之 御返事申上之、御下

段え退時 御使相勤難有旨老中言上之

上意有之、老中御取合申上之退去

井伊掃部頭え差添 高家 横瀬山城守 被遣罷歸候

右出座 御目見老中披露、京都より罷歸候旨老中言上之 上意有之、老中御取合申上之退去、過而掃部頭持 參候女房之奉書老中持出、備 御前、相濟而

茶宇嶋 十卷 井伊掃部頭

右出座若年寄披露 上意有之、老中御取合申上之退去

和紙一箱 高家 横瀬山城守

右出座若年寄披露、老中御取合申上退去

將軍徳川家禮典附録 卷之十上 終

將軍徳川家禮典附録 卷之十下

和宮様御下向に付爲御迎罷登候役々書留

仁孝天皇姫宮
當今御妹

和宮様

御産母觀行院殿橋本 故 正二位前大納言實久卿息女

弘化二乙巳年十二月十日御降誕、實は同三丙午年閏五月十日御降誕、萬延元庚申年十一月朔日御縁組、同年十二月廿五日御結納、文久元辛酉年三月十七日 内親王 宣下 親子内親王と稱し奉る、同年十月廿日桂御所御發輿御下行被遊 御休泊左之通

御泊

廿日 大津 石原清一郎
御代官所

御晝休

廿一日 同所御泊

草津 本多主膳正
領

廿二日 守山 松平伯耆守
領

武佐 松平周防守
領

廿三日 愛知川 井伊掃部頭
領

鳥井本 井伊掃部頭
領

御小性 たき事 光事
 御右筆 いわう たつかり
 御次 ゆきりう
 御仲居 五人

右御供女中清水御屋敷着之上、改名并轉役等有之

一御仲居之内壹人 御婚禮之節百々面相勤るよし

但 百々面と申は御規式中之秘事に而奥向女中杯も拜見不相成着類其外都而 和宮様御式之如く屏風かこ

ひの内に而膳部其外之事共御同様なるよし也

一御下向之節 御所より御差添之女中姓名

上臈 宰相典侍 能登
下臈 能登
 三仲間之内 松江茶阿たき

右御附人之内茶阿たきは 御婚禮濟にて相開き、能登、うめ、松江は三ヶ年め御戻し人に相成

一觀行院殿被下向、年寄一人、針妙三人、半下五人、近習六人、青士六人、小頭二人、下部二十七人差添

一宰相典侍召連候人數老女一人、中老一人、針妙五人、半下二人、老女以下之召仕二人、家士一人、用人一人、

醫師一人、目付一人、刀指二十三人、下部二十五人

一能登召連候人數年寄一人、針妙三人、半下二人、役人一人、近習六人、青士三人、小頭二人、下目付一人、

刀指八人、目付一人、青侍二人、下部二十一人

一和宮様御下向に付、爲御迎上京之女中

老女 園山 表使
 花 田

最前村瀬罷登候處途中より病氣に付

使番 妻 絹 とまや

右女中附 御廣敷添番 同並 小口金五郎 神谷太郎右衛門
 福井 金吾
 同伊賀者 田口大輔 小嶋惣作

和宮様御縁組御用掛、於京都被 仰付候姓名

所司代 酒井若狹守 御留守居次席 京都町奉行 關出雲守 京都町奉行 伊豫守
 禁裏附 瀧川播磨守 御入用請拂方 御代官 多羅尾民部
 石原清一郎 御所勤使買物使兼 高津儀一郎 御普請役 所司代與力より出役 同同心 七人

京都御入用取調役 井上富左右 御出雲守組與力 九人 同同心より出役 四人
 同同心より出役 四人
 原伊豫守組與力 四人

瀧川播磨守組與力 四 人	同 同心 四 人	御用掛外 御下向御供 貳 人	阿部越前守組與力 三 人
多羅尾民部元ノ手代 御普請役格 壹 人	同 手代 三 人	小堀數馬元ノ手代 三 人	同 同心 四 人
御大工頭 中井保三郎支配棟梁 三 人	御留守居 跡部 伊賀守	御目付 神保 伯耆守	石原清一郎元ノ手代 壹 人
一和宮様御下向に付、御供被 仰付候姓名	御留守居 跡部 伊賀守	御目付 神保 伯耆守	同 手代 拾 人
若年寄 加納 遠江守	御留守居 跡部 伊賀守	御目付 神保 伯耆守	同 手代 拾 人
和宮様 御廣敷御用人 鈴木 安房守	御留守居 跡部 伊賀守	御目付 神保 伯耆守	同 手代 拾 人
同 助 和 田傳右衛門	御留守居 跡部 伊賀守	御目付 神保 伯耆守	同 手代 拾 人
仙石 播磨守	岡 三四郎	小 出 玄蕃	戸川 播磨守
小野 整三郎	塚原 重五郎	高尾 惣十郎	小倉 但馬守
久野 正六郎	柳澤 勉次郎	奥御右筆 中村 又兵衛	諏訪 庄右衛門
		講武所劍術師範役 奥詰 戸田 八郎右衛門	

外 貳拾四人	同 劍術師範役 加藤 平九郎	外 貳拾四人	同 劍術師範役 加藤 平九郎
兩御番格 御庭番 川村 清兵衛	和宮様 御廣敷御用達 石倉 小三郎	同 小人格 倉地 次郎太郎	同 小人格 倉地 次郎太郎
和 多田與八郎	同 御用部屋書役 貳 人	山田 金之助	同 番之頭 大谷 木安左衛門
同 御侍 貳 人	和宮様御用人 番之頭兼帶 水野 佐渡守	同 六尺 五 人	同 添番 貳 拾 八 人
同 御雇 三 人	大熊 鐸之助	同 御小人 貳 拾 五 人	同 御小人 貳 拾 五 人
同 並 三 人	同 伊賀者 四 拾 壹 人	同 御目付 拾 四 人	同 御目付 拾 四 人
同 御下男組頭 壹 人	同 御下男 貳 拾 三 人	御使之者 拾 人	御使之者 拾 人
御徒押 貳 人	御小人目付 貳 拾 四 人	和宮様御膳所組頭 壹 人	和宮様御膳所組頭 壹 人
黑鍬之者 四 人	御掃除之者 貳 拾 四 人	同 六尺 貳 人	同 六尺 貳 人
同 御臺所人 貳 人	同 小間遣 貳 人		
和宮様御下向御供被 仰付候公卿殿上人初	同 小間遣 貳 人	橋本 宰相中將	橋本 宰相中將
公卿 中山 大納言	菊亭 中納言		

八條三位
岩倉少將
小倉侍從

殿上人
今城中將
富小路中務大輔
北小路極薦

千種少將
橋本侍從
葉室頭右大辨

傳奏

廣橋一位

坊城中納言

野宮宰相中將

地下前駐
近衛殿諸大夫

中川宮内少輔

伏見殿
後藤大藏少輔

閑院殿
木村東市正

九條殿

朝山宮内權少輔

同
石井治部少輔

桂御所
生嶋宮内權大輔

鷹司殿

青木右京亮

二條殿
隱岐肥後守

一條殿
森澤丹後守

有栖川宮

山本伊豫守

步陣瀧口
平本左衛門權大尉

藤林右兵衛權大尉

水谷左衛門少尉

西池左兵衛少尉

岡田左兵衛大尉

戶田右馬大允

高橋薩摩守

所衆
結城筑後守

衛府侍
初川右兵衛大尉

御厨子所

上田右兵衛權大尉

典藥寮
中山攝津守

時岡右兵衛大尉

陰陽寮

幸德井陰陽助

御醫師
塚田左衛門大尉

河原伊豫守

高階筑前介

口向侍分
御用掛取次

葉室頭辨隨從
瀧口
並河左衛門大尉

所衆
袖岡少監物

土山淡路守

御與脇
東辻圖書權助

御家司
山本右兵衛少尉

奏者番

安見右衛門少尉

中詰
村雲右近府生

御使番
三宅右兵衛權大尉

蟲鹿上野介

世續右衛門大尉

岡田左兵衛大尉

伊藤左衛門

水谷左衛門少尉

進藤左近番長

榎原帶刀

內藤隼人佐

三澤右近番長

高嶋大藏

馬場主殿

增澤勘解由

初川右兵衛大尉

五十川左京少進

白川雅樂

御先
伊佐左近番長

藤木將監

峯大藏少丞

立川掃部

石川要人

初川右兵衛大尉

三宅式部

山本右近將監

長井奉膳

五十川左京少進

竹中兵庫

三宅式部

三澤左近將曹

藤木將監

峯大藏少丞

橋本左近番長

北小路外記

峯大藏少丞

山田掃部

北小路外記

山田掃部

西池數馬	岡本康次郎	徳岡民部	藤木正親	西池左兵衛	御使番 佐治頼母	御使番 西池勝之進	吟味役 遠藤木工	小谷東馬	小谷主殿	御納戸勘定方 山内龜次郎	勘定下役 福島常次郎	西村吉三郎	新庄圖書	御衣櫃以下預り役人 宇佐美右衛門少尉	小間遣 市川右衛門	御列奉行 岡本隼人	右之外 加勢兼勤貳人	宰相典侍差添 御使番 小西右内	御膳掛 御膳番 中詰 右衛門大志	板元 早川造酒	福田定	同下部之分 栗津與四郎	坂田由太郎	下川傳次郎	修理職下役 中村平藏	岡本大炊	御使番 平本左衛門權大尉	准后御殿内 御使番 藤木左衛門權大尉	同加勢 御使番 中川主計	御右筆日記役 能登差添 御使番 蔣池玄蕃	鳥山右近將曹	早川正親	桂修理	山田權六	御用掛り下掛り 瓜生金助	仲捨次郎	吉田惣一郎
------	-------	------	------	-------	----------	-----------	----------	------	------	--------------	------------	-------	------	--------------------	-----------	-----------	------------	-----------------	------------------	---------	-----	-------------	-------	-------	------------	------	--------------	--------------------	--------------	----------------------	--------	------	-----	------	--------------	------	-------

加勢 彦三郎	吉川圓次郎	齋藤喜代次	谷村茂太郎	小畑熊太郎	淺山源藏	御輿之者 庄次郎	四 人	袁方 清水伊三郎	忠七始	吉田政次郎	十月廿日	御茶辨當 御小辨當 天谷源之助	坪川榮藏	岩井松之助	今村峯太郎	中村龜藏	御道具取締押 御先拂兼 爲藏	十 六 人	手明注進之者 直次郎	後藤安二郎	三 人	山本聞助	山岡林之助	勝山作六郎	御用掛貳人之預り 橋本重三郎	平岡專太郎	神谷幸吉	十 七 人	雨皮持 雨政次郎	七 人	清水元三郎	三仲間四人之差添 山本寅之助	三上岩太郎
--------	-------	-------	-------	-------	------	----------	-----	----------	-----	-------	------	-----------------	------	-------	-------	------	----------------	-------	------------	-------	-----	------	-------	-------	----------------	-------	------	-------	----------	-----	-------	----------------	-------

京都 御發輿御下向御行列書

△朱書之分大津驛迄御供并爲御迎罷登候役々 (註 以下行列原本横組)

△御廣敷

△御下男

△黒鍬之者

宰領

△黒鍬之者

宰領

宰領

御輿臺

同

御樂器櫃

御和琴櫃

御琴琵琶

御箏櫃

御貝桶

預役人

△同

△御下男

宰領

宰領

宰領

△黒鍬之者

御側御用御長持

同 同 同

釣臺五荷

宰相典侍

能登

御替輿

御東司輿

三仲間

同 同 同

上藨 同

橋本侍從

同

御納戸御用

梓入御長持

御納戸御用

勘定方壹人

御右筆

御幕長持

同串

御用

御長持三棹

釣臺

御留守居

御用人

御醫

花園

使番 同

御年寄

御中藨

御小姓

表使

御右筆

御次

△御迎

△老女

△花園差添

△御迎

籠長持 兩掛

△御徒押

△御小人押

△御使之者

笠籠

竹馬

御列奉行

修理職加勢三人

下役三人 押

御用掛取次以下下供群行

同 御仲居 同

△御使之者

△御小人押

宰領

先箱

青士

同

近習

同 同

傘

跡箱

裝束櫃 臺共

青士

同

打物 宰相典侍輿

茶辨當

宰領

先箱

青士

同

近習

同 同

草履取

跡箱

若黨

若黨

割箱

桐油籠

輿臺

打物

老女

若黨

草履取

打物中老

若黨

草履取

針妙

草履取

同 同

先箱 青士 侍 同 傘
 押 青士 打物 上蔭 茶辨當割箱 同 桐油籠 輿臺 針女 草履取
 先箱 青士 侍 同 草履取

若黨 草履取 小頭二人
 同 同 半下 家司 兩掛拾五荷 挑燈籠 笠籠三荷 竹馬^{五荷} 幕箱 長持 上蔭^{供同上}
 若黨 鍵 宰領二人

徒士 侍 箱
 打物 御年寄 草履取 兩掛 下女 同 笠籠 長持 竹馬 同 兩掛 同 竹長持
 徒士 侍 箱

同 惣宰領壹人 押手明壹人 御右筆 草履取 兩掛 下女 笠籠 兩掛 竹馬 長持 竹長持
 侍 侍

手明壹尺 御次^侍 草履取 兩掛 下女壹人 笠籠 兩掛 竹馬 長持 竹長持 手明壹人 御三間^{供同上}

御仲居^{小者一人} 兩掛 笠籠 竹馬 長持 御仲居^{供同上} 同 御中蔭^{下女} 兩掛 竹馬 長持 竹長持 手明壹人

御小性 下女 兩掛 竹馬 長持 竹長持 御用掛 下掛壹人 御輿脇以下 若黨 鍵 箱 草履取
 御輿脇以下 若黨 鍵 箱 草履取

△下雜色 △上雜色 △京都町奉行組 △同心目付 △同 △與力目付 △御小人押
 △若年寄 △下雜色 △上雜色 △京都町奉行組 △同心目付 △同 △與力目付 △御小人押
 △御徒押 △御留守居 △御用人
 徳川禮典附録 卷十下 五四七

△奥御醫師 △番之頭 △御用達 △御庭番 △御右筆
 △御小人目付
 △御小人目付

十二月十一日

和宮様嚴儀之御行粧に而清水御屋敷より御入城御行列書
 但 御道筋等別帳に記之 (註 以下行列原本横書)

走雑色二十五人

走雑色 舍人

隨身 小舍人童 雑色 同 下品雑色

殿上前駈

北小路極藤 騎馬
大江俊堅

御列外
衣紋方
傘

走雑色二十五人

走雑色 副舍人

隨身 小舍人童 雑色 同 下品雑色

走雑色 舍人

小舍人童

雑色四人

郎等

白丁着

侍從者 同 走雑色 舍人

小倉侍從 騎馬
長季

傘 衛府侍 傘

御列外
衣紋方

走雑色

副舍人

小舍人童

雑色四人

仲間

白丁着

侍從者 同 走雑色 副舍人

從者走雑色 舍人

小舍人童 雑色四人

仲間

下品雑色三人

橋本侍從 騎馬
實梁朝臣

富小路中務大輔 騎馬
敬直朝臣

傘 衛府侍

傘

從者走雑色 副舍人

小舍人童 雑色四人

郎等

下品雑色三人

走雑色 舍人

隨身 小舍人童

雑色三人

仲間

白丁着二人

列奉行以下
雜具隨從
衣紋方

岩倉少將 騎馬
具視朝臣

傘 持衛府侍

傘

走雑色 副舍人

隨身 小舍人童

雑色三人

郎等

白丁着二人

侍從者同

走雑色 舍人

從者 走雑色 副舍人

隨身 同 小舍人童

御列外
衣紋方

群行 千種少將 騎馬
有文朝臣

今城中將 騎馬
定國朝臣

侍從者同

走雑色 副舍人

從者 走雑色 舍人

隨身 同 小舍人童

徳川禮典附録 卷十下

五四九

雜色二人 郎等 白丁着三人 侍從者
 御列外 衣紋方 地下前駟 走雜色 舍人
 山本伊豫守 騎馬 邦保
 傘持 衛府侍 傘持
 仲間 白丁着三人 侍從者
 走雜色 舍人
 森澤丹後守 騎馬 長興

小舍人童 雜色二人 傘持 白丁着二人 走雜色 舍人 隱岐肥後守 騎馬 廣寶 小舍人童 雜色三人 傘持 白丁着二人 雜色二人 傘持 白丁着二人 走雜色 舍人 青木右京亮 騎馬 吉順 小舍人童 雜色三人 傘持 白丁着二人 雜色二人 傘持 白丁着二人 走雜色 舍人 木村東市正 騎馬 重辰

走雜色 舍人 生嶋宮内權大輔 騎馬 雅喬 小舍人童 雜色三人 傘持 白丁着二人 走雜色 舍人 朝山宮内權少輔 騎馬 敦綱

走雜色 舍人 石井治部少輔 騎馬 在徳 小舍人童 雜色三人 傘持 白丁着二人 走雜色 舍人 石井治部少輔 騎馬 在徳 小舍人童 雜色三人 傘持 白丁着二人 走雜色 舍人 朝山宮内權少輔 騎馬 敦綱

從者 略之 同 走雜色 舍人 後藤大藏少輔 騎馬 義紀朝臣 小舍人童 從者 同上 瀧口 岡田 左兵衛大尉知綱 右馬 大允 重崇

從者 略之 同 走雜色 舍人 中川宮内少輔 騎馬 長延朝臣 小舍人童 從者 同上 瀧口 西池 左兵衛少尉庶顯 右兵衛權大尉重慶

平本 左衛門權大尉政香 御車副四人 手繩持 河原伊豫守 福井豐後守 土山淡路守 山本右兵衛尉

水谷 左衛門少尉政成 御車副四人 手繩持 高階筑前介 東辻圖書權助 安見右衛門少尉

御榻持 白丁二十三 人 此邊群行 手繩持 引替牛所衆 岡田大監物 騎馬 榮柄 傘持 濱路阿波守 騎馬 正平

御雨皮持 掛竿持 手繩持 雜色 白丁着

徳川禮典附録 卷十下 五五一

從者 瀧口 從者 郎等 調度掛 傘持三人 同上 同上

御衣櫃 同 同 同 御歌書櫃

同上 瀧口 從者 郎等 調度掛 傘持三人 同上 同上

御列外守護人三布衣

御樂器櫃 御和琴櫃 御琵琶櫃 御箏櫃 御水桶 御厨子所 御辛櫃 舍人 高橋薩摩守 騎馬 宗愛朝臣 小舍人童

雜色 同 白丁着 雜色二人 白丁着

傘持 典樂寮 御藥篋笥 舍人 中山攝津守 騎馬 嘩 童 傘持 後騎殿上人

雜色 同 白丁着 雜色二人 白丁着

走雜色 舍人 小舍人童 雜色四人 雜色

葉室大納言 騎馬 長順朝臣 侍 列外 傍行 傘 所衆 袖岡少監物 景命 傘瀧口

走雜色 副舍人 小舍人童 雜色四人 雜色

並河左衛門大尉 仲間 白丁着二人 侍從者 同 所衆從者 同 瀧口 從者 同

尙 教 傘 郎等 白丁着二人 侍從者 同 所衆從者 同 瀧口 從者 同 列奉行 群行 衣紋方

車 副 掛杖持 榻持 手繩持 舍人

副牛飼 手繩持 出車 紫絲毛 牛童 車大工棧持 白丁着二十三人 此邊群行 引替牛

副牛飼 手繩持 掛杖持 雨皮持 掛竿持 手繩持 舍人

上田右兵衛大尉 騎馬 郎等 調度掛 傘持 副牛飼 手繩持 掛杖持 榻持

入葉 出車 牛童 車大工棧持

初川右兵衛大尉 騎馬 郎等 調度掛 傘持 副牛飼 手繩持 掛杖持 雨皮持

白丁着二十三人 此邊群行 手繩持 舍人 塚田左衛門大尉 騎馬 郎等 調度掛 傘持 走雜色三人

衛府侍信克 同 郎等 調度掛 傘持 副牛飼 手繩持 掛杖持

引替牛

掛竿 持 手繩持 舍人 時岡右兵衛大尉 騎馬 郎等 調度掛 傘持 走雜色三人

衛府侍茂承 同 郎等 調度掛 傘持 扈從公卿

雜色三人 白丁着 雜色二人 白丁着 車副 傘持

前駟傘 中山前駟 騎馬 諸大夫 同上諸大夫 騎馬 副舍人 中山大納言車 代轅 雜色長

雜色三人 白丁着 雜色二人 白丁着 車副 雨皮持

雜色六人 白丁着二人 以下御列外 衣紋方 同 若黨 草履取 走雜色三人

白丁着二人 以下御列外 列奉行 同 若黨 草履取 茶辨當 押 同 鈞臺 笠籠 同 前駟 傘

雜色六人 白丁着二人 同 若黨 草履取 走雜色三人

同 同 菊亭前駟 騎馬 六位諸大夫 同上前駟 騎馬 五位諸大夫 同上前駟 騎馬 四位諸大夫 雜色二人 白丁着 雜色二人 白丁着 雜色二人 白丁着 雜色二人 白丁着

雜色二人 白丁着 雜色二人 白丁着 雜色二人 白丁着

車副 傘 持 雜色六人 白丁着 衣紋方 押 列奉行 走雜色三人

菊亭中納言車 代轅 衛府長 以下御列外 茶辨當 笠籠 同 鈞臺 前駟傘 橋本前駟 騎馬 諧大夫

車副 雨皮持 雜色六人 白丁着 押 刀指二人 走雜色三人

雜色二人 白丁着 車副 傘持 隨身 同 雜色三人 白丁着二人 走雜色三人
御列外衣紋方
橋本宰相中將車代轅

雜色二人 白丁着 車副 雨皮持 隨身 同 雜色三人 白丁着二人 走雜色三人

雜色二人 白丁着 車副 傘持 雜色五人 白丁着二人 押

前証 八條 騎馬 傘持 前駟

八條三位車 代轅

雜色二人 白丁着 車副 雨皮持 雜色五人 白丁着二人 押 衣紋方若 草履取

將軍徳川家禮典附録 卷之十下 終

將軍徳川家禮典附録 卷之十一

右大將様御婚禮之次第

天保十二辛丑年

五月廿八日

右大將様え家定公 有君御方御縁組被 仰出候に付惣出仕有之

有君御方は鷹司准后殿姫君、鷹司關白殿御養女、文政六未年九月五日御誕生、天保二卯年九月十五日御下向 御本丸え 御着輿、同六未年十一月廿八日御鐵漿初相濟

一左之書付大目付御目付え達之

有君御方 姫君様と可奉稱事

一此度之爲御祝儀、在國在邑之面々拾萬石以上は使札、其餘は以飛札御祝儀可申上事

但 隱居幼少病氣之面々は 御本丸西丸月番之老中宅え以使者御祝儀可申上候、在邑之隱居は可爲飛札候

右之趣可被相觸候

五月廿八日

十一月朔日

一右大將様より 姫君様え御結納被進に付、老中若年寄五半時登 城加珍無地殿斗目
同色麻上下

一右大將様より 姫君様え

△西丸老中
間部
下 總
加珍子持筋殿斗目
同長袴 守

御小袖	七重	御卷物	十 <small>紅</small>
御帶	七筋	御肴	十種
御樽	十荷		

右爲 御使下總守御廣敷え罷出、御目錄老女飛鳥井え渡之、飛鳥井請取之 姫君様達 御聽、重而出座遂御披露候段下總守え達、御殿斗匏表使持出、過而 姫君様女中え被下物之儀、飛鳥井勘解由小路局花山え同人申渡書付渡之、畢而 御本丸え罷出

但 右之被進之品は先達而御廣敷え廻し置

御結納 御使相勤候道筋

△老中△水野

越前守より左右有之而西丸御臺所口より御裏御門通り、蓮池御門下埋御門御玄關前より 御本丸御廣敷え相越 御使相濟而 御本丸御納戸口より登 城

一御本丸相濟而御臺所口より汐見坂二丸銅御門通り下乘橋、内櫻田御門、西丸大手御門内御玄關より西丸え

罷出

一御座間御上段 御着座

下 總 守

右被 召出越前守披露、從 右大將様 姫君様え御結納之 御使相勤候段同人言上之 上意有之 御手自御殿斗匏被下之、頂戴退去之時於御次、御祝儀拜領物被 仰付旨越前守達之、重而出座拜領物被 仰付難有旨同人言上之、御禮申上之退去

右大將様より

二種千疋 御使
△西丸若年寄
本多越中守
加珍無地殿斗目
同色麻上下

右被 召出越前守披露 右大將様より 御口上之趣言上之 御返答被 仰含退座之節、於御次拜領物被 仰付旨越前守達之、越中守重而出座御禮、老中及御取合退去、過而

清水 中納言殿

△一橋 徳川 民部 卿殿

△田安 徳川 右衛門 督殿

右一同被出席越前守披露、御下段 御左之方被着座、御結納之御祝儀被申上旨同人言上之 上意有之、老中御取合申上之被退去

紀伊 大納言殿

尾張 大納言殿

右順々被出席越前守披露、御下段 御左之方被着座、今日 右大將様御結納御祝儀相濟目出度由同人言上之

上意有之、老中御取合申上之被退去、相濟而老中、下總守、河内守一同 御目見御祝儀申上之、次堀大和守

御目見御祝儀申上、過而 御本丸西丸若年寄 御目見御祝儀申上退去

一於御勝手清水殿、民部卿殿、右衛門督殿え吸物御酒出之

一於御用部屋

時服二重 下 總 守

右頂戴之老中列座、過而雜煮吸物御酒被下之

卷物三 本多越中守

右頂戴之

一於御用部屋老中、河内守、堀大和守、若年寄、本多越中守、松平玄蕃頭吸物御酒被下之、奥向之面々えも吸物御酒被下之

一紀伊大納言殿、尾張大納言殿、於西湖間吸物御酒出之給仕 中奥御小姓 老中出席及挨拶、過而 御使越前守勤之、相濟而御茶御菓子出之、畢而退去西丸え被出仕、下總守、河内守謁之

一溜詰御譜代大名、鷹間詰御奏者番、菊之間縁頼詰父子共、布衣以上之御役人登 城、於席々謁老中御祝儀述之、過而右之輩御具足御祝之節之席々にて吸物御酒被下之、畢而右之面々西丸え出仕

一水戸殿、紀伊一位殿、尾張前大納言殿より使者被差出、於躑躅間老中謁之、西丸え使者被差出之
一田安一位殿より使家老を以御祝儀被申上、於土圭間老中謁之、西丸えも使被差出之

同 二日

一御座間御上段 御着座

八丈織十端 越 前 守

右被 召出 御目見、御結納御用相勤候に付被下之

八丈織五端 △若年寄 堀田攝津守

右同斷に付、於御座間二之間御側衆申達頂戴之

一御結納爲御祝儀

老 中 下 總 守 河 内 守

公方様 右大將様え

二種五百疋充

廣大院様 姫君様え

一種五百疋充

廣大院様 姫君様え

一種三百疋充

右之通以使者獻上之

一右同斷爲御祝儀物出仕有之、於席々老中謁之、西丸えも出仕有之

同 三日

一左之書付大目付御目付え達之

御婚禮に付御日割

十一月廿一日

一御婚禮

同 廿二日

一五百八十餅御取かはし

一公方様西丸え 御入

一御三家始惣出仕 廣大院様より 右大將様 姫君様え被進物、其外 姫君様方御取かはし并被下物

一公方様 右大將様 廣大院様 姫君様え御三家始諸大名より献上物

同 廿五日

一初日御祝儀御能

同 廿七日

一二日目同斷

同 廿八日

一三日目同斷

十二月朔日

一右大將様 姫君様 御本丸え被爲 入

一右大將様 姫君様より 公方様 廣大院様 姫君様方御始、其外被進物被下物有之

右之通被 仰出

同 五日

一姫君様御婚禮に付、御道具并諸家より献上之御道具共、御黒書院、御白書院大廣間かけ御飭付に相成候に付、老中、若年寄見分有之、相濟而老中退出後、右御座敷向奥締りに相成 御方々様 上覽有之

同 六日

一種一荷 日光 准后

右 右大將様御結納相濟候に付、爲御祝儀以使僧被差上之、於燒火之間謁越前守

同 十一日

一左之書付大目付御目付え達之

來月朔日 右大將様 姫君様 御本丸え被爲 入候に付、月次御禮不及登 城候

一殿中在合之面々、無地敷斗目返し小紋に無之上下着用之事

右之通可被相觸候

十一月十二日

同 廿一日

一右大將様御婚禮に付、越前守、堀田攝津守六半時登 城各加珍子持筋熨斗目 同長袴

一於大奥 公方様 姫君様 御對面之節御熨斗出之

一姫君様朝五時 御出興、西丸え被爲 入候節、越前守、堀田攝津守御廣敷御支關え罷出 御跡より西丸御廣敷え相越、御祝儀相濟八半時前登 城、萬端無御滯御祝儀被爲濟候段、御側衆を以言上之

一今日 右大將様御婚禮に付、溜詰御譜代大名、鷹之間詰御奏者番、菊之間縁頼詰同嫡子、布衣以上御役人登城、西丸えも出仕

但 於西丸は席々え熨斗出之

一四時 右大將様於西丸大奥、御婚禮御規式有之

一御座間御上段 御着座

清水 中納言殿

徳川 民部卿殿

徳川 右衛門督殿

右順々被出座 御對顔、御祝儀被申上之、老中及御取合被退去、過而御熨斗匏御小性持出之、 備御前、老

中一同出座 御目見、於西丸御祝儀首尾好相濟候段越前守言上之、何も御祝儀申上之 上意有之、此節 御

手自御熨斗匏越前守え被下頂戴、復座御禮老中御取合申上之、何も祝候而御酒給可申由 御諺有之、一同御

禮申上之退去、次堀大和守 御目見御祝儀申上之、畢而若年寄 御目見

一清水殿、民部卿殿、右衛門督殿え於次間吸物御酒出之、過而西丸え被相越御祝儀被述之

一老中、下總守、河内守始奥向之面々へも吸物御酒被下之

一於西丸も老中、下總守、河内守始奥向并表向布衣以上之面々え吸物御酒被下、布衣以下在合之面々え御酒被下之

一左之書付大目付御目付え達之

姫君様御事今日より 御簾中様と可奉稱旨向々え可被達候

十一月廿一日

同 廿二日

一五百八十餅御取かはしに付、越前守、堀田攝津守六半時登 城各加珍無地熨斗目 同色麻上下

一御婚禮相濟候に付、御三家始惣出仕有之、西丸えも出仕 但 西丸にては御三家方え御熨斗匏出之

一右大將様より鷹司殿え

御使 五百八十餅

本多 越中守 加珍子持筋熨斗目 同長袴

西丸より 御本丸御廣敷え罷越、御目錄御留守居え渡之、御廣敷にて熨斗匏出之、過而 御本丸え罷出 御使相勤候段越前守え申達之、於御用部屋雜煮吸物御酒被下之

一鷹司殿より 右大將様え

鷹司殿家司 牧式部 少輔 五百八十餅 十種十荷

御本丸御廣敷より西丸え參上、於柳之間謁河内守目錄渡之、高家、御留守居等伺公、雜煮吸物御酒被下、拜

領物被 仰付之

但 五百八十餅御樽肴雙方より先達而廻し置 御使計蓮池御門にて行合

御取かはし御目錄品書 但 用紙は大高檀紙

五百八十餅	十	二	臺	熨斗	二	十	把
御樽	十	荷	錫	二	十	連	
干鱈	二十	枚	干鯛	十	掛		
鯉	二十	本	昆布	二十	把		
鹽鮭	二十	尺	鱈	二十	本		
からすみ	三十	挺	干鱧	三十	本		
以上							

一御座間御上段 御着座

紀伊 大納言殿

右被出席老中披露、御下段 御左之方被着座 右大將様昨日御婚禮相濟目出度由老中言上之上意有之 老中御取合申上之被退去

松平 加賀守

右出座老中披露、御下段 御左之方着座、御祝儀申上旨老中言上之 上意有之、老中及御取合退去

溜 詰

右出座御祝儀申上之旨、老中言上之、老中及御取合退去

松平 三河守

湯治御暇 松平 阿波守

松平 越前守

松平 大和守

松平 淡路守

松平 兵部大輔

右一同出座次第同前、過而

越前 守

右出座老中披露、此度御婚禮御用相勤骨折候に付而御道具被下旨、御懇之 上意有之御手自御刀備前國清光代金貳拾五枚被下之、頂戴之復座刀不帶御禮申上之、老中及御取合退去

時服七 堀田攝津守

右出座越前守披露、此度御婚禮御用相勤骨折候に付、拜領物被 仰付旨 上意有之、御敷居を隔而頂戴之、

復座御禮申上之、老中及御取合退去、相濟而老中 御目見御祝儀申上之、次堀大和守 御目見御祝儀申上之、

畢而若年寄 御目見御祝儀申上之退去

一越前守被進物之 御使相勤候に付西丸え罷出

一西丸御座間御上段 右大將様御着座

公方様より

卷物三十 御使
白銀五十枚 越前 守
三種二千疋

徳川禮典附録 卷十一

右被 召出、於御上段 御口上之趣申上之、則
 御返答被 仰舍之退座、重而越前守出座 御手自御熨斗匏被下之頂戴、復座御禮申上之退座、於御次拜領物
 被仰付旨下總守申達之、重而出座御禮申上之退去 但 御品は於御用部屋卷物五頂戴之
 一公方様より

時服五充 下 總 守 本多越中守
 河 内 守 松平玄蕃頭

同 二充 西丸御側衆

右御婚禮相濟候に付爲御祝儀被下旨、於西丸御用部屋三度に越前守申達之、且西丸奥向之面々えも銀子等被
 下旨、書付を以達之

一右相濟而西丸御廣敷え越前守相越
 公方様より 御簾中様え

白銀五十枚
 練五十把
 三種二千疋

御婚禮相濟候爲御祝儀被進旨、越前守老女え達之、御目錄渡之 御簾中様より 御返答被 仰出旨越前守え
 老女申達、熨斗匏表使持出、相濟而 御簾中様女中え被下物之儀、老女え越前守達之、覺書渡之、御留守居
 伺公

一廣大院様より 右大將様 御簾中様え 御使女中を以被進物并女中え被下物有之

一御婚禮相濟候爲御祝儀、皆子餅御取かはし并 御方々様御取かはし有之

一公方様四時之御供揃にて西丸御駕籠臺より被爲 入、此節下總守御白洲へ罷出 御先立、河内守は塀重御門
 外、西丸若年寄は御玄關前え罷出 右大將様には御白書院御下段迄 御出迎 御先へ被遊御立 御先立河内
 守勤之

一西丸殿中詰合之面々於席々 御目見

一御座間御上段 公方様 右大將様 御着座 御對顔、此節御熨斗匏御小性持出、備 御前、過而下總守、河
 内守被 召出 御目見、次本多越中守、松平玄蕃頭 御目見、畢而退去 但老中若年寄、御目見無之

一御座間御上段 右大將様御着座
 時服十 越 前 守 但老中若年寄、御目見無之

右出座今度御用相勤候に付被下旨 御意有之、下總守及御取合退座
 時服五 堀田攝津守

右出座同斷に付被下旨 御意有之、同人及御取合退座、相濟而下總守被爲 召、今日西丸え 御成且今朝越
 前守を以御祝儀被進候に付、爲御禮 御本丸え可被遣旨被 仰舍之

一公方様夜五時、土圭間より石之間通り 還御
 一右大將様御婚禮相濟候爲御祝儀

老 中 下 總 守 河 内 守

公方様 右大將様え二種千疋充 廣大院様 御簾中様え二種五百疋充、以使者献上之
一同斷に付

堀 大和守 若年寄 本多越中守
松平玄蕃頭

公方様 右大將様え 二種五百疋充 廣大院様 御簾中様え 一種五百疋充以使者献上之
一御婚禮相濟候に付、爲御祝儀今日出仕之面々、於席々調老中、過而來る廿五日御祝儀御能見物可有之旨、於席々老中達之

一右同斷爲御祝儀、來る廿五日御能被 仰付候に付、紀伊殿、尾張殿御登 城見物可被有之旨 御使御書院番頭酒井隱岐守、御小性組番頭齋藤内藏頭を以被 仰遣之
一左之書付大目付え越前守渡之

國持大名同嫡子 溜詰 御譜代大名同嫡子

外様大名同嫡子

今度 右大將様御婚禮相濟候爲御祝儀、來る廿五日御能被 仰付候付而鬘斗目長袴着用六半時可有登 城候、尤月次登城無之分は罷出不及候

交替寄合 表高家

右同斷に付而見物被 仰付候間、右之刻限可有登 城候

鷹之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間縁頼詰同嫡子

右同斷に付來る廿七日廿八日御能被 仰付候間、可致見物旨被 仰出候、鬘斗目長袴着用五時可有登 城候

但 廿七日廿八日之儀被申合兩日之内可被罷出候

一右爲御禮老中、下總守、河内守、堀大和守え可被相廻候

一御能見物以後、御禮之儀は來る廿九日 御本丸え可有登 城候、老中えは相廻に不及候

右之通可被相達候

十一月廿二日

一左之書付大目付御目付え達之

右大將様御婚禮相濟候爲御祝儀、來る廿七日廿八日御能有之見物被 仰付候間、御留守居諸番頭、諸物頭、

布衣以上之御役人、且又 御目見以上之役人、寄合御番衆、小十人組、儒者醫師西丸共、右兩日之内五時

可有登 城候

但 廿七日廿八日之儀申合、兩日之内半分充可被罷出候、小普請之面々は月次出仕いたし候面々計罷出

可申候

一右御禮之儀は來る廿九日老中、下總守、河内守、堀大和守 御本丸西丸若年寄中え可被相廻候

右之通可被相達候

十一月廿二日

同 廿三日
 二種一荷 日光准后
 一種一荷 同 新宮
 右 右大將様御婚禮相濟候爲御祝儀、以使僧被差上之、於燒火間謁老中

同 廿五日

一御白書院 出御 公方様 右大將様御上段 御着座
御太刀金馬代 鷹司殿使者 卷物五 二種五百疋 牧式部少輔
 右進物中與御小性持出、御太刀目錄高家披露、御婚禮之御祝儀使者被差越候旨老中言上之退去、過而大廣間
 渡御

一今度、右大將様御婚禮相濟候爲御祝儀御能就被 仰付、御三家、松平加賀守始國持大名、溜詰、御譜代大名
 外様大名嫡子共、交替寄合、表高家登城

一大廣間 公方様 右大將様 出御 御長袴
 御先立 老 中
 公方様 右大將様
 御刀 御刀
 御下段 御着座
 紀伊大納言殿 尾張大納言殿 松平加賀守

右順々被出席 御對顔老中披露、御能見物之御禮老中言上之、過而

松平三河守 湯治御暇 松平阿波守 松平越前守
 松平大和守 松平淡路守 松平兵部大輔

右一同出席 御目見次第同前、畢而何も見物之席之被退座

一御間之御襖障子老中開之、諸大名一同、御目見、御能見物之御禮老中言上之、畢而御襖障子閉之

一御能 上覽之御席え 御着座 御簾中與御小性役之

一御能初若年寄勤之

一翁三番叟過而以御側衆老中 召之、紀伊殿、尾張殿、松平加賀守緩々見物可被在之旨被 仰遣之

一御能三番過要脚廣蓋有之、并芝居之町人え折櫃御酒鳥目被下之、落縁に而町奉行申渡之

一右相濟而 御中入

竹 之 間

紀伊大納言殿 尾張大納言殿 松平加賀守
 膳部薄盤 老中出席及挨拶、二獻過而盃臺出之、此節 御使老中、畢而膳部撤之、茶并餅菓子出之

右御饗應 膳部薄盤 老中出席及挨拶、二獻過而盃臺出之、此節 御使老中、畢而膳部撤之、茶并餅菓子出之

御白書院御下段御次之間迄 但 御上段は御簾垂之

表向侍從以上

右御料理被下之 御使老中

菊之 間

溜 詰

右御料理被下之 但 御使は無之

菊之間屏風を以仕切

松平 三河守

湯治御暇

松平 阿波守

松平 越前守

松平 大和守

松平 淡路守

松平 兵部大輔

右御料理被下 御使老中

菊之間屏風を以仕切

松平 意之丞

右御料理被下之 但 御使は無之

紅葉 間

表大名四品共

同 嫡子

右之外、前々より此席え罷出候面々御料理被下之

柳之 間

御譜代大名同嫡子

右之外、前々より此席え罷出候萬石以上及交替寄合、表高家御料理被下之

一御能過紀伊殿、尾張殿、松平加賀守、松平三河守、松平越前守、松平大和守、松平淡路守、松平兵部大輔如

今朝 御對顔、御饗應之御禮老中言上之、畢而最前之席え被退去、于時御間之御襖障子老中開之、諸大名

御目見、御饗應之御禮老中言上之、相濟而御襖障子閉之

一紀伊殿、尾張殿御書院番所前板縁にて老中謁之、御禮被謝之退出

御能 組

翁 三番叟 傳右衛門

松風風流 彌右衛門

開口

夫相生の松ケ枝に、翹雙へて住田鶴の、雛も今より年々に、いや榮行君か代は、目出度かりける時とかや

高 觀世大夫 砂開口 源七郎 新九郎兵衛 新又次郎

田 六平太 村 丑之進 勝次郎 覺次郎

東 寶生大夫 北 新之丞 三郎右衛門 又六郎

春日 金剛大夫 龍神 金五郎 清三太郎 熊惣八次郎

徳川禮典附録 卷十一

五七五

祝 庄左衛門 榮太郎 久左衛門
 金札 言 伊兵衛
 末廣かり 仁右衛門
 福の神 八右衛門
 同 廿七日

一今度 右大將様御婚禮相濟候爲御祝儀御能就被 仰付、高家、鷹之間詰同嫡子、御奏者番同嫡子、菊之間縁
 頼詰同嫡子、其外御留守居諸番頭、諸物頭、布衣以上之御役人并 御目見以上之役人、寄合諸御番、儒者醫
 師登 城西丸共 出御以前何も見物之席え着座

一右大將様御本丸え 御入に不被爲及旨被 仰進候に付 御入無之

一大廣間 公方様出御 御長袴

御先立 老 中

御刀

御下段 御着座

一御間之御襖障子老中開之、御次伺公之面々一同 御目見、御能見物之御禮老中言上之、畢而御襖障子閉之

一御能 上覽之御席え 御着座 御簾中奥御小性役之

一御能初若年寄勤之

一御能見物之面々席々にて御料理被下之、西丸之面々も罷出

一御能 上覽畢而 入御 但 御能過 御目見は無之

御使高家 日 光 准 后 △被遣品不分明に付除之 同 同斷 新 宮

右大將様御婚禮相濟候爲御祝儀被遣之

翁	三番叟	權之丞			
難	寶生大夫	彦太郎	清勝次郎	又又次郎	
波	庄左衛門	龜太郎	淑三太郎助	安兵衛	
簾	觀世大夫	源七郎	新三九郎	與五郎	
羽	衣	金五郎	政七次郎	長次郎	
小	金剛大夫	庄五郎	兵右衛門	甚直太郎	
祝	鎮之丞		銚太郎		
養老	言				
萩	大名	彌右衛門			
栗	燒	彌大夫			

同 廿八日

一今度 右大將様御婚禮相濟候爲御祝儀御能就被 仰付、高家 鷹之間詰同嫡子、御奏者番同嫡子、菊之間縁
 頼詰同嫡子、其外御留守居諸番頭、諸物頭、布衣以上御役人、且亦 御目見以上之役人、寄合諸御番、儒者
 醫師昨廿七日不罷出分登 城西丸共 出御以前何も見物之席え着座
 一右大將様御本丸え 御入如昨日無之
 一大廣間 公方様出御 御長袴

御先立 老 中

御 刀

御下段 御着座

一御間之御襖障子老中開之、御次伺公之面々一同 御目見、御能見物之御禮老中言上之、畢而御襖障子閉之、
 一御能 上覽之御席え 御着座 御簾中奥御小性勤之
 一御能初若年寄勤之
 一御料理被下候席々昨廿七日之通り
 一御能 上覽畢而 入御 但 御能過 御目見無之

翁 三番叟 雄太郎

鶴	金剛大夫	新之丞	九郎次郎	清五郎	彦兵衛
忠	鏡之丞	榮太郎	源太郎	甚	作
六	六平太	彦太郎	三郎右衛門	又惣	六次郎
國	八左衛門	丑之進	五郎次郎	安十	兵三郎
亂	寶生大夫	源七郎	六次郎	又與	六五郎
		傳右衛門	長右衛門		
		仁右衛門			

一左之書付大目付御目付え達之

來月四日 公方様西丸え被爲 入御道筋、西拵橋より 出御、西丸御駕籠臺より被爲 入

一御供揃四時

一御供着服無地鬘斗目返し小紋にて無之上下

一西丸殿中着服右同斷

一御本丸殿中服紗小袖麻上下

一還御 御成道之通

右之通に候間可被得其意候

十一月廿八日

十一月朔日

一御座間御上段 公方様御着座 右大將様より

作り御太刀
白銀三十枚
綿三十把
三種二千疋

御使
下 總 守

但 御進物は御下段え出置

右御太刀目錄老中持出、御上段に置之退去、于時下總守被 召出、於御上段 御口上被開召之、則 御返答被仰舍之退座、御太刀目錄老中引之、御熨斗匏御小性持出、下總守重而出座 御手自御熨斗匏被下之頂戴、復座御禮申上之退座、於御次拜領物被 仰付旨老中申達之、重而出座御禮申上之退去 但 於御用部屋下總守え卷物五被下之

一右大將様より

時服五充 老 中 同 四 堀大和守
同 三充 若 年 寄 同 二充 御 側 衆

右御婚禮相濟候に付爲御祝儀被下旨、於御用部屋四度に下總守申達之、且 御本丸奥向之面々え銀子等被下旨書付渡之

一右相濟而御廣敷え下總守相越

一右大將様より 廣大院様え

卷物五十
三種二千疋 御使
下 總 守

御婚禮相濟候爲御祝儀被進旨、下總守老女花町、梅溪、芝山、浪浦え達之、御目錄渡之 廣大院様より 御返答被 仰出旨、下總守え花町、梅溪、芝山、浪浦申達、熨斗匏表使持出之、相濟而おきた御方おみつ御方始 公方様 廣大院様女中え御祝儀被下旨、老女萬里小路、姉小路、濱岡、瀬山、瀧津、梅田、花嶋、花町、梅溪、芝山、浪浦え下總守達之、覺書渡之、御留守居伺公

一公方様 廣大院様え 御簾中様より 御使女中を以被進物并 公方様 廣大院様女中え被下物有之

一右大將様 御簾中様御婚禮以後初而 御本丸え 御入に付、御三家方より爲御祝儀鮮御肴一折充被獻之

一同斷に付 公方様 廣大院様え老中、下總守、河内守、堀大和守、若年寄、本多越中守、松平玄蕃頭より爲

御祝儀鮮御肴一折充差上之

一右大將様 御簾中様 御本丸え被爲 入

一右大將様四時之御供揃にて西丸御駕籠臺より 出御 御本丸御駕籠臺え被爲 入、老中其外御白洲え罷出、

此節 御先立老中勤之

一殿中詰合之面々於席々 御目見

但 御簾中様には 御本丸御廣敷より被爲 入

一於大奥 公方様 右大將様 御簾中様御祝有之御次第書は末に記載之

一御座間御上段 公方様 右大將様 御着座

一御膳薄盤三汁十菜 出之、御酒二獻過而

清水 中納言殿 徳川 民部卿殿

徳川 右衛門督殿

右順々被出座、御下段 御左之方被着座

公方様 右大將様 御吸物

清水殿、民部卿殿、右衛門督殿えも吸物出之

御 盃 奈良臺 御 桿

公方様 御拾土器 右大將様 御拾土器

御 酌 御 加

此節老中、下總守、河内守御向御縁類伺公

公方様被 召上、御加有而 右大將様二字國俊代金百枚被進被 召上、御着被進、此時御刀被進老中持出 右大將

様御頂戴被遊、御次え 御退座、御刀御指被遊御出座 御禮、御側に被差置下總守引之、御加有而其御盃

公方様え被進 召上之、御着被進御加有而其御盃清水殿え被遣被給、御着被遣加有而盃を持被退時、老中取

之、御盃臺に載之御酌え渡之 公方様被 召上御加有而其御盃民部卿殿え被遣被給、御着被遣加有而盃を持

被退時、老中取之、御盃臺に載之御酌え渡之 公方様被 召上、御加有而其御盃右衛門督殿え被遣被給、御

肴被遣加有而盃を持被退時、老中取之、御盃臺に載之御酌え渡之 公方様被 召上、御加有而御納、御銚子入御膳等引之、老中御取合申上之、清水殿、民部卿殿、右衛門督殿被退座、老中、下總守、河内守御祝儀申上之退去、次堀大和守御祝儀申上之、若年寄、本多越中守、松平玄蕃頭一同出座 御目見、御祝儀申上退去

一御簾中様には於大奥御膳差上之

一清水殿、民部卿殿、右衛門督殿え於御勝手御料理出之

一老中、下總守、河内守、堀大和守、若年寄、本多越中守、松平玄蕃頭 御本丸西丸御側衆、并西丸奥向之面御料理被下之、此外奥向之面々えは吸物御酒被下之

一右大將様還御、被爲 入候節之通り老中 御先立勤之、其外今朝之通り何も御白洲え罷出

御婚禮相濟候に付 御本丸え右大將様 御簾中様被爲 入、於大奥御祝之次第

一公方様 右大將様 御簾中様御上段被遊 御着座

御熨斗匏 御引渡

御雜煮 御吸物

右 御銘々上之

奈良臺 御 桿

右 公方様え上之

御 酌 御 加

公方様え御一獻被 召上 右大將様御肴被進之、被遊御加其御盃 右大將様え被進之 公方様御肴被進之、御加有而其御盃 公方様え被進 右大將様御肴被進之、其御盃 御簾中様え被進之 公方様御肴被進之、御加有而其御盃 公方様え被進 御簾中様御肴被進御納

一左之書付大目付御目付え達之

十二月四日

一右大將様御婚禮相濟候爲御祝儀 公方様え御膳被進候に付、加珍無地熨斗目同色半袴着用之事

十二月朔日

同 四 日

一右大將様御婚禮相濟候爲御祝儀 公方様え御膳被進候に付 公方様四時之御供揃にて西丸え被爲 入候に付、老中、若年寄一同御白洲え罷出 右大將様には大廣間板縁迄 御出迎 公方様御駕籠より 出御之節 右大將様御先え被遊 御立、此節老中 御先立勤之

一西丸殿中詰合之面々、於席々 御目見

一御座間御上段 公方様 右大將様 御着座 御對顔、此節老中、下總守、河内守御縁頼え罷出 右大將様被

遊御退座、御熨斗匏被差上、畢而御小性引之、老中、下總守、河内守 御目見

一御酒二獻過而清水殿、民部卿殿、右衛門督殿被出席、御下段被着座 公方様 右大將様御吸物、清水殿、

民部卿殿、右衛門督殿えも吸物出、此節老中、下總守、河内守御縁頼え出座、御盃事相濟而御銚子入、御盃御吸物等引之、清水殿、民部卿殿、右衛門督殿被退座、老中、下總守、河内守御祝儀申上退座、次に堀大和守御祝儀申上之、畢而若年寄、本多越中守、松平玄蕃頭 御目見、御祝儀申上之 上意有之退去

一右相濟而御水祝有之

一右大將様御座間御下段 御着座、御吸物御酒被 召上御肴出之、御側衆を以越前守、下總守被 召出、越前守御盃可被下旨 上意有之、御内縁にて頂戴、此節下總守え御酒被下候土器出之、越前守え御肴可被下旨

上意有之、御次え退脇差取之、此間に下總守えも御酒被下候様にと 上意有之、直に 御前之御銚子にて頂戴、越前守罷出御肴頂戴之、復座加有而御盃其儘差置之、目出度御水を可奉祝旨申上、此節堀田攝津守御水桶兩手に二ツ提出、攝津守笹を越前守え相渡之、御水桶御下段御敷居之上迄持出之、則御水桶之水に浸し御肩衣え水をそゝぎ、下總守も差添罷出、相濟而御嘉を申上之 上意有之、越前守御盃を持退座

一大奥において御後段之御祝有之右相濟而 公方様還御被爲 入候節之通り 右大將様御見送り 御先え被遊御立、此節老中 御先立勤之、其外今朝之通何も御白洲え罷出

一還御後御座間御上段 右大將様御着座、此節清水殿、民部卿殿、右衛門督殿被出席 御對顔、老中御取合申上被退去、此節下總守被 召出 御本丸え爲御禮可被遣旨 御口上被 仰含之、相濟而老中、下總守、河内守一同 御目見御祝儀申上、次堀大和守 御目見御祝儀申上、畢而 御本丸西丸若年寄 御目見御祝儀申上退去

御召御慰斗目 一 越 前 守
御召縮緬御小袖 一 充 下 總 守

御召麻御長上下一具 堀田攝津守
御召御慰斗目 一 堀田攝津守

右御水祝に付被下旨、於御座間御二之間御側衆申達之頂戴

御水桶 一 充 越 前 守
御篋 堀田攝津守

右同斷に付被下旨、於同席御小納戸頭取申達之

一 右大將様御婚禮相濟候爲御祝儀 公方様え御膳被進候に付 右大將様 御簾中様え鮮御肴一折充老中、下總守、河内守、堀大和守 御本丸西丸若年寄より差上之

姫君様御入輿御道具出來之内

濃梨地若松唐草兩御紋ちらし

一 御 貝桶 一 對 御日覆猩々緋御紋付 御日覆猩々緋御紋付

濃梨子地高蒔繪、若松唐草兩御紋ちらし

一 御 長刀 一 振 御袋猩々緋兩御紋付、御裏紅綸子 御紐唐糸御房付 御雨覆黑羅紗御紋猩々緋にて兩御紋五ツ、御裏紅綸子唐糸之御緒房付

一 陰陽御弓 一 箱 黑塗名書

黑塗若松唐草兩御紋ちらし 一 御 狹箱 一 對 御雨覆猩々緋兩御紋

黑塗若松唐草兩御紋ちらし

一 御 輿 一 挺 内御模様 御日覆猩々緋兩御紋二ツ充、白ぬめ黒蛇腹惣ふち、黒糸御金物濃めつき兩御紋、唐草毛彫紅唐糸四ツ打紐付御雨覆、猩々緋兩御紋付白羅紗、蛇腹裏紅綸子御紐紫皮付

一 御 日傘 一 本 裝束紫糸惣朱塗ほね黒塗兩御紋 御柄蠟色塗若松唐草兩御紋ちらし 御金物濃めつき兩御紋付唐草毛彫七子入銚金御紐唐糸房付 御雨覆猩々緋兩御紋付 御紐唐糸房付

一 御 傘 一 本 天井青紙張すそすか糸かけ 御柄黒塗蒔繪御金物銚

御紐何も御日傘之通り、御雨覆同斷

同斷 一 御 簞箱

御金物濃めつき兩御紋付、唐草毛ほり七々子入紅唐糸緒付 御覆黑羅紗猩々緋兩御紋付

黑塗若松唐草兩御紋ちらし 一 荷 一 御茶辨當 御覆猩々緋兩御紋付

濃梨子地若松唐草兩御紋ちらし 一 御 厨子棚 一 飾 御覆花色純子兩御紋付 御飾御道具

一 十二御手箱之内御小道具

丸御鏡 二 面 角御香合 四 四

丸御香合 二 長御香合 四

御小道具 一通

一 御短冊箱 一 御硯石 一 面

一 御水入 一 御筆 一 對

一 御墨 一 挺 御封 一本

一 御短冊 十二枚

一 御元結箱 一 御繪元結 一 對

一 御元結包 一對

一 御料紙硯箱 一通 御石 一面

一 御水入 一 御粘入 一

御封	一本	御錐	一本
御筆	一對	御墨	一挺
御墨さし	一本	四角御香合	六
御沈箱	一	御つほ香爐	一對
御香盆	一	御香はし	一
御重香合	一	御色紙	十二枚
御卷物	二卷	御拂紙	二
御色紙箱	一	右御疊紙十二枚	
一小御文箱	二	右御疊紙一對	
御古元結箱	一	御掛物	二幅對
御拂箱	一	御手鑑	二通
御櫛	三十三枚	一源氏物語	一箱
御櫛拂	一對	村梨子地若松唐草兩御紋ちらし	一面
濃梨子地若松唐草兩御紋ちらし	一節	同斷 碁箱共	一面
一御黒棚	一	同斷 碁箱共	一面
御覆花色純子兩御紋付	御節道具	同斷 碁箱共	一面
村梨子地若松唐草兩御紋ちらし	一	同斷 碁箱共	一面
一御軸盆	一	同斷 碁箱共	一面

同斷 一御冠棚	一	村梨子地模樣蒔繪	一通
御香爐共	二通	村梨子地蒔繪	一通
一御軸物	二通	一御文臺御硯箱	一通
一十二ヶ月歌仙	一箱	同斷 御小道具共	一通
同斷 一御將碁盤	一面	一御硯箱	二
一御料紙硯箱	二通	村梨子地若松唐草兩御紋ちらし	一通
濃梨子地蒔繪	内兩御紋ちらし	同斷 碁箱共	一面
一御見臺	一	同斷 碁箱共	一面
同斷 一御文臺	一	同斷 碁箱共	一面
同斷 一御色紙箱	一	同斷 碁箱共	一面
同斷 一御臺子	一節	同斷 碁箱共	一面
御小道具		同斷 碁箱共	一面
御風呂	二小板共	同斷 碁箱共	一面
銀御水さし	一	同斷 碁箱共	一面
銀御ふた置	一	同斷 碁箱共	一面
御なつめ	一對袋共	同斷 碁箱共	一面
御茶巾	一	同斷 碁箱共	一面
徳川禮典附録 卷十一		同斷 碁箱共	一面

御服紗 一

御茶釜 一箱

一御茶たんす 御小道具共 一通

村梨子地兩御紋ちらし 一通

同斷 御小道具共 一

同斷 御鏡建 一

同斷 一御嗽茶碗 御木碗御蓋臺共 二通

同斷 一御渡金箱 銀御渡金 一

一御湯當御手洗 三通

内濃梨子地蒔繪 二通

村梨子地兩御紋ちらし 一通

一御揚枝箱 御臺共 一

一御長かもし箱 一

御香爐 一

御灰おし 一

村梨子地若松唐草兩御紋ちらし 一

一御鼻紙箱 一

一御鼻紙臺 一

黒塗兩御紋ちらし 一通

一御沈わり箱 一

黒塗兩御紋ちらし 一對

一御小袖簞笥 一

御引出し桐白木、御覆しゆちん 四雙

一御屏風 四雙

大御屏風 一雙

御腰屏風 二雙

黒塗兩御紋ちらし 大中小 三

一御火鉢 網ふた共 三

一長御文箱 拾

内同斷 拾

一革御文箱 二

黒塗御模様 二

一革御目録箱 五

内兩御紋付 二三

内唐草 二

黒塗牡丹御紋付 二

一御文庫 二

一御行器 拾

村梨子地兩御紋ちらし 二荷

内黒塗兩御紋ちらし 八荷

徳川禮典附録 卷十一

御茶杓 二本

銀御水越 一

村梨子地若松唐草兩御紋ちらし 二

一御茶碗臺 御蓋共 二

村梨子地兩御紋ちらし 外家共 二面

同斷 御鏡 二

同斷 一御耳手洗 二

同斷 一御齒黒箱 銀御てらす 一對

同斷 一御眉作箱 御小道具共 一通

一御手拭かけ 三通

内同斷 一

同斷 一昆布食籠 一

一膳 一

同斷 一御守掛 一

村梨子地若松唐草兩御紋ちらし 大中小 三組

一御廣ふた 一

村梨子地兩御紋ちらし 一

一御衣桁 一

御式正 一

一御屏風 一雙

一雙

中御屏風 一雙

一長御目録箱 御紐眞紅 拾

内梨子地蒔繪 三

内黒塗御模様 二

同斷兩御紋ちらし 五

一革御文箱 拾

内同斷 拾

黒塗兩御紋ちらし 二

一横御目録箱 二

一革御文箱 拾

内兩御紋付 二

内唐草 二

一御服紗染縫鹿子入 拾

御表ちりめん 一

御裏紅羽二重 一

一御食籠 五

内村梨子地兩御紋ちらし 三對

内黒塗兩御紋ちらし 二對

五九一

一御重 八組
 村梨子地兩御紋ちらし大組
 内村梨子地兩御紋ちらし二組
 黒塗兩御紋ちらし三組
 黒塗蒔繪

一銀御肴鉢
 墨塗御蠅帳御臺共

一御重臺 五
 七ッ入り

一御本椀 一組
 御本汁御椀御代り御ふた共

一御三之椀 二組
 同斷

一御淺物椀 二組
 同斷

一御平さら 二組
 同斷

一御木猪口 二
 同斷

一御盃 二枚
 御さし口共

一御切立 一
 同斷

一御昆布食籠 一對

一御菓子盆 二枚

一御はし 一膳

一御提重 五九二
 御臺共 二組

内村梨子地兩御紋ちらし一組
 黒塗蒔繪

一御温飽船 五組
 黒塗御臺三組居一枚二組居一枚

村梨子地牡丹御紋ちらし 御本二三
 一御掛盤

一御二之椀 二組
 御蓋共

一御吸物椀 一組
 同斷

一御坪さら 二組
 同斷

一御腰高 五
 御蓋なし

一御食次 二
 同斷

一御杓子 二本

一御水次 一
 同斷

一御木錫 一對

一御湯當 一
 御蠅帳御三方共

一御はし箱 一

一御茶臺 一
 御めん類 御蓋共

一銀御汁次 一

一銀御水こぼし 一

一御爛鍋 一對

一御重 一組
 大小五本入

一銀御匕 三

一御鱈皿 三

一御小皿 三

一御長皿 三

一大御猪口 三

一御銘酒猪口 三

一御爪引小刀 一對

一御伽這子 一
 惣數 六拾五棹

一御長持 六拾五棹
 黒塗兩御紋付 拾三棹
 御油單花色純子兩御紋付 十三
 花色紗綾兩御紋付

一銀御菓子鉢 一

同斷 一銀御からみ次 一

一銀御銚子御ひさげ 二通

一銀御藥罐 二

春慶 一御三方 御蠅帳共 三拾

一銀御湯の粉すくひ 二本

一御中皿 三

一御角皿 三

一御一つ物皿 三

一小御猪口 三

一御小刀箱 一對

一御盤建 三

一御簇緒張 一箱

黒塗半御長持兩御紋付 九棹
 御油單花色純子兩御紋付 七
 花色紗綾兩御紋付